

令和5年度 第4回あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議

次 第

日時 令和6年2月28日（水）13時

場所 麻生区役所4階 第1会議室

1 開会

2 議事

- (1) 第6期麻生区地域福祉計画の進捗状況について
- (2) 第7期麻生区地域福祉計画の策定について
 - ・市民説明会及びパブリックコメントの報告
 - ・計画案の最終修正と概要版について
- (3) 地域包括ケアシステム推進に向けた取組について
 - ・麻生区社会福祉協議会の次期地域福祉活動計画について
- (4) その他
 - ① 次期「あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議」に向けて
 - ② 事務局からの連絡事項について

3 閉会

<配布資料>

委員名簿

座席表

あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱

【資料1】 第6期麻生区地域福祉計画 進捗状況

【資料2】 第7期川崎市・各区地域福祉計画案に係る市民説明会及びパブリックコメントの結果について

【資料3】 第7期麻生区地域福祉計画（案）

【資料4】 第7期麻生区地域福祉計画・概要版（案）

【資料5】 麻生区地域福祉活動計画の策定について

【資料6】 車座集会のお知らせ

あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議委員

令和6年2月現在

(敬称略、順不同)

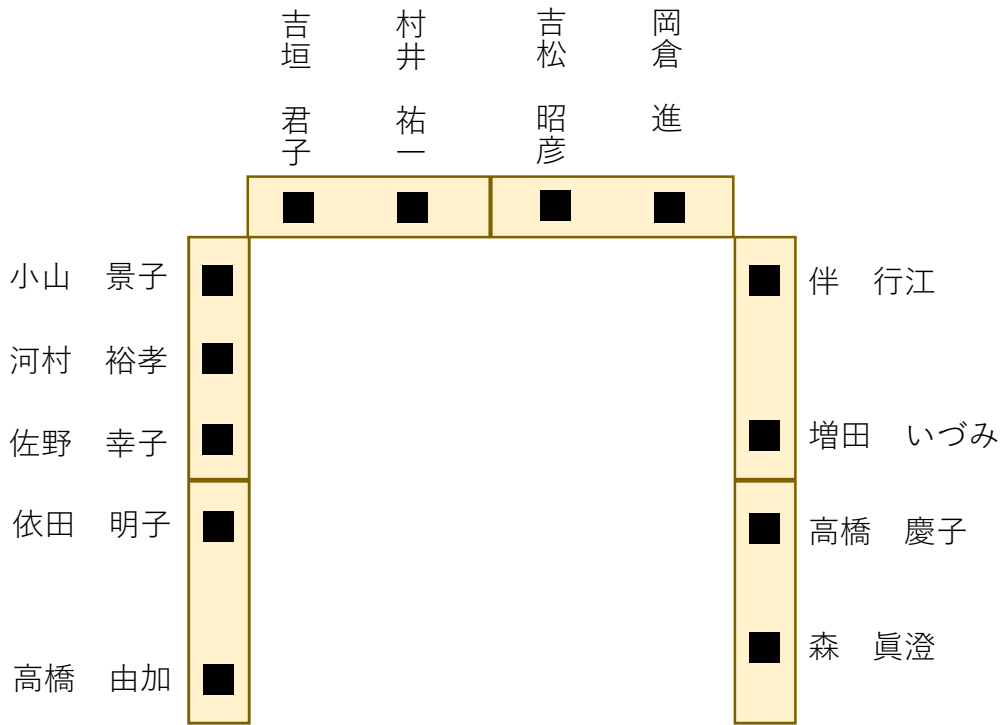
	区 分	団体名など	氏 名	備 考
1	学 識	田園調布学園大学	村井 祐一	
2	区 民	公募区民	岡倉 進	
3	〃	公募区民	伴 行江	
4	〃	公募区民	増田 いづみ	
5	団体推薦	麻生区町会連合会	高橋 慶子	
6	〃	NPO 法人あさお市民活動ホートセンター	岡部 俊幸	欠席
7	〃	麻生区民生委員児童委員協議会	森 眞澄	副委員長
8	〃	川崎市医師会麻生区医師会	吉松 昭彦	委員長
9	〃	子ども関連ネットワーク会議	吉垣 君子	
10	〃	麻生区地域包括支援センター連絡会議	小山 景子	
11	〃	麻生区地域自立支援協議会	河村 裕孝	
12	〃	麻生東地区社会福祉協議会	佐野 幸子	
13	〃	柿生地区社会福祉協議会	依田 明子	
14	関係機関	麻生区社会福祉協議会	高橋 由加	

事務局名簿

	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
1	地域みまもり支援センター所長	須藤 聖一	事務局長
2	地域みまもり支援センター副所長	大塚 吾郎	
3	地域ケア推進課長	藤原 亮子	
4	地域支援課長	門馬 ひとみ	
5	児童家庭課長	野口 聡	
6	高齢・障害課長	宮川 真理子	
7	保護課長	加藤 利明	
8	衛生課長	泉 浩人	
9	保育所等・地域連携担当課長	高橋 実千代	
10	危機管理担当課長	永石 健	代理 川口係長
11	企画課長	田島 歳宜	代理 森下係長
12	生涯学習支援課長	齊藤 誠	
13	地域ケア推進課 企画調整係長	船山 智志	
14	地域ケア推進課 企画調整係 主任	麻生 淳一	
15	地域ケア推進課 企画調整係 主任	長瀬 旭宏	

座席表

(敬称略、順不同)



あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱

(設置)

第1条 この要綱は、あさお福祉計画（以下「福祉計画」という。）及び地域包括ケアシステムに係る取組を推進するため、あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、福祉計画及び地域包括ケアシステムの推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 福祉計画の進捗状況に関すること
- (3) 麻生区における地域包括ケアシステムの推進及びネットワーク構築に関すること
- (4) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募市民

2 前項の委員のほか、特別及び専門的事項に関する意見を求めるため、区長において必要があると認めるときは、推進会議に臨時の委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、あさお福祉計画の計画期間と同一とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱（26川麻地保第1241号）は廃止する。
（あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前のあさお福祉計画推進会議開催運営等要綱第3条の規定により就任を依頼されたあさお福祉計画推進会議の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定により会議の委員として就任を依頼されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R5)	取組内容の実績等	備考 (コロナ禍の影響等)
1 区民が主役の地域づくり	◆ まちのひろばやソーシャルデザインセンターの創出等に向けた取組を推進している ◆ 幅広く区民が地域活動に参加している ◆ 地域活動の担い手が発掘・育成される仕組みがある	1 地域活動を担う人材の発掘と育成	1	地域活動の参加につながる取組の推進	生涯学習支援課	シニアの社会参加支援：6回【見込】 市民エンパワーメント研修：4回 86人 識字ボランティア研修：3回47人【見込】 保育ボランティア研修：5回54人		・シニアの社会参加支援について、「人生100年時代に向けた自分らしい人生・働き方を見つけよう」と題し、人生100年時代における世の中の動きや、複業・パラレルキャリアなどを始めとした新たな働き方・様々な仕事を知ることで、それぞれの価値観や視点を広げ、社会・地域貢献へつなげていく予定。 ・市民エンパワーメント研修について、「AIがもたらす社会的インパクトと地域活動への活用」と題し、AI活用のアイデアを講義やワークショップなどを通じて得ることを目的として開催した。 ・識字ボランティア研修について、学習者の日本語習得程度に沿った効果的な学習方法とやさしい日本語の勉強会を開催予定。 ・保育ボランティア研修について、現代保育の実情理解、保育ボランティアの活動紹介および乳幼児の怪我対策・救命救急の内容を中心に11月～12月に全5回開催した。	
					地域支援課	認知症サポーター養成講座：15回 370人 すくすく子育てボランティア養成教室：修了者 9人 すくすくボランティア活動支援：活動参加者 延べ 158人 健康づくりボランティア養成教室：修了者 17人		・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深め、地域の中で見守るサポーターを養成した。 ・すくすく子育てボランティア養成教室を開催した。所内事業のボランティアだけでなく、地域の子育て活動のボランティアへ繋がるよう活動紹介をした。また、ボランティア活動希望者については、活動団体に繋げた。 ・1歳6カ月児健診、3歳児健診、すくすく相談（育児相談）等でのボランティア活動を支援した。 ・年に2回すくすく子育てボランティア向けに連絡会を実施した。 ・健康づくりボランティア養成教室（最大6日間）を食生活改善推進員養成教室と同時開催した。ボランティア活動に繋がるよう、既存の地区活動の体験会を実施した。 ・2月に健康づくりボランティアスキルアップ講座を開催し、身体づくりへの学びの機会とボランティア同士の交流の機会を設け、活動を支援を行う予定。	コロナ禍が明け、参加人数は増加傾向。
					地域支援課	食生活改善推進員養成教室：1コース 修了者14人		・食生活改善推進員養成教室（全4日間）を開催し、今年度より調理実習のプログラムも再開した。昨年度に引き続き、健康づくりボランティアの養成教室と一緒に開催した。 ・食生活改善推進員の継続的な育成として、学習会において食に関する情報提供を行った。また今年度新たな取組である、区内中学校・高校における調理を伴う食育を実施するにあたり、メニューの助言を行うなど活動を支援した。	
					生涯学習支援課	生涯学習相談コーナーの開設：週1回		・生涯学習相談コーナーを概ね週1回のペースで開催し、「麻生区市民団体検索システム」を活用するとともに、同様の相談窓口を行っている機関（麻生市民交流館やまゆり・麻生区社会福祉協議会・麻生老人福祉センター・あさお希望のシナリオ実行委員会）と情報交換を行った。	
					地域ケア推進課	「ちいきのちからシート」実施回数：2回		町会において、これからの活動を考えるにあたって手掛かりを掴むために活用された。また、長沢小学校では、小学校4年生の「総合」の授業において、「地域のつながり・かかわり」を知る・考えるために活用された。	
					地域支援課				
					地域ケア推進課	学生ボランティアに関する講義：3回 学生ボランティアマッチング数：17件		田園調布学園大学の授業内で認知症サポーター養成講座や行政社会福祉職について、地域の福祉活動についての講義の実施を通じて、地域におけるボランティア活動の意義を伝え、学生の福祉マインドの醸成に寄与した。	
		地域支援課			大学の授業内で認知症サポーター養成講座を行い、ボランティア活動の担い手となるための啓発を図った。				
		2 区民が主役の地域活動の推進	2	地域活動団体等への活動支援	地域支援課	支援団体2団体、対象者総数274人		子育てグループに出向き、育児相談を実施した。グループ運営について、近況を確認し今後の運営について支援した。	コロナ禍が明け、子育てグループへの参加人数は増加傾向。
					保育所等・地域連携担当	出張講座5回		麻生区ちびっこおでかけMAP作成のため、自主グループ等と連絡を取り実施状況を確認した。また、自主サークル向け出張講座の広報を希望に応じた講座を実施したり広報や活動場所についての相談を受けたりした。	
					地域ケア推進課	子育てボランティア派遣数：69人		子育てサークル交流会にて事業の紹介を実施。ボランティア会員1人、利用会員1団体が新規登録。	
					地域支援課	認知症フォローアップ講座：1回【見込】		カフェの活動に参加し、話を聞くなどして活動内容等状況把握を行った。オレンジリング百合丘で認知症フォローアップ講座をボランティア団体と協力して行った。 改訂するあさおもの忘れガイドマップ、オレプロ通信で情報発信を行うにあたり、区内で活動するカフェの情報を確認した。	ニーズはあっても、コロナ禍中にカフェの担い手が引退し、他の担い手が見つからず休止のままのカフェがある。
					衛生課	-		食品の提供等を行う活動の相談はなかった。	新型コロナウイルス感染症の患者減少による地域活動の再開に伴い相談が増える見込み。
					地域支援課	学習会支援：9回 124人 配食ボランティア支援：1回 28人		食生活改善推進員の継続的な育成として、学習会において食に関する情報提供を行った。また、健康ボランティアや配食ボランティアに対し、介護予防の食に関する情報提供を行った。	
衛生課	配食ボランティア2団体に対して衛生教育を実施した。2回 75名					区内の配食等ボランティア10団体から、会食活動、配食活動及びミニデイサービスの活動予定が提出された。うち2団体に衛生教育を実施（6月に2回）した。	新型コロナウイルス感染症の患者減少による地域活動の再開に伴い相談が増える見込み。		

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R5)	取組内容の実績等	備考(コロナ禍の影響等)				
1 区民が主役の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちのひろばやソーシャルデザインセンターの創出等に向けた取組を推進している ◆ 幅広く区民が地域活動に参加している ◆ 地域活動の担い手が発掘・育成される仕組みがある 	2 区民が主役の地域活動の推進	3 地域資源を活用した地域づくりの推進	希望のシナリオ実現に向けた取組(プロジェクト)	企画課	あさお希望のシナリオ実行委員会の開催	あさお希望のシナリオ実行委員会において、令和6年度の麻生区版SDCの開設に向けて、プロジェクトのモデル実施(SDC-Car、100人カイギなど)を行うとともに、SDC機能の検討や開設準備を実施した。						
										地域振興課	市民活動相談窓口の開設：週2回 人材育成講座：全5回(アクティブシニア講座) 市民活動団体交流イベント： ・市民活動団体発表会 1回 参加団体 6団体 ・ピバ!あさおの子どもたち 1回 参加団体 7団体 麻生区地域コミュニティ活動支援事業：4団体	・相談窓口や情報紙「やまゆりニュース」(6・10・2月)、「あさおふれんず」(4・8・12月)の発行により、主に麻生区内の市民活動情報の提供、発信を行った。	
											地域ケア推進課	HPアクセス数：81.6回/月	地域情報交換会や民生委員児童委員に対し共通フェイスシートを配布し、地域に関する情報の共有を行った。また、地域情報シート(概要版)に、最新の国勢調査結果が反映されるよう更新作業を行った。
			地域支援課	—	地域ケア圏域会議で地区カルテを地域課題の共有などに活用した。								
				地域支援課	—	活動再開したグループや新たに立ち上がったグループへ、継続的に活動できるよう助言・支援した。							
			3 健康づくり・介護予防の推進	5 健康づくり・介護予防事業の推進	介護予防グループへの活動支援	地域支援課	—	—	—	活動再開したグループや新たに立ち上がったグループへ、継続的に活動できるよう助言・支援した。	コロナで自粛していた活動グループの中にはボランティアの高齢化を理由に閉会をするグループもある中で、つながりづくりの必要性を改めて感じ、新規に立ち上げるグループもある。		
		地域支援課									小地域単位での健康づくり	—	対象エリアで出前型の健康づくり・介護予防の連続講座3日間とフォロー講座1回を実施。参加者に対して自宅でも取り入れやすい運動指導を行い主体的な健康づくりを促した。講座終了後、2か所で体操グループが活動を開始し、立ち上げ支援を行った。
		6 健康に関する知識の普及啓発		健康づくり・介護予防に関する普及啓発(講演会等)	地域支援課	—	地域包括ケアシステム講演会： 「健康長寿社会に向けて」91人 生活習慣病予防事業： 「骨コツばくばく講座」11組 健康づくり講演会： 「中高年からの骨折予防・転倒予防」46人 「将来のために知って欲しいママと子どもの骨のこと」30人【見込】 食育講演会： 「知って得する!シニアのパワーアップレシビ」60人【見込】 あさおの保健室：6回 400人【見込】 公開講座「ロングライフコンディショニング」：3回 79人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターにおいて実施した生活習慣病予防事業については、12月～2月の期間においてオンデマンド配信を実施し、より多くの方に対する啓発を行う予定。 ・麻生区では、若い世代の痩せ・高齢者の骨折が多いことから、若い頃からの骨粗しょう症・骨折予防をテーマに健康づくりの取組みを勧めた。各種イベントにて骨密度測定を実施し、骨の健康や骨粗しょう症検診等の普及を行った。また、わくわくプラザ参加者や公立保育園年長児に健康教育、麻生高校文化祭において骨密度測定を実施するなど若い世代から骨への関心を持ってもらい、骨が健康に成長するための健康習慣について普及啓発した。 ・長寿日本一記念事業として、麻生区内スポーツ関連施設5か所との連携をし様々な方法で普及啓発した。施設のスペースを使い、健康チェックやその結果に応じた健康相談・情報提供を行う「あさおの保健室」を6回、スポーツジムのインストラクターによる公開講座「ロングライフコンディショニング」3回、麻生区健康情報ポスターを毎月発行し、施設内に掲示し情報発信した。 	コロナ禍でオンラインを使用した講演会が主流となり、コロナ禍が明けても、オンラインを併用して感染対策(消毒・換気)を継続し実施している。				
									地域支援課	健康づくり・介護予防に関する相談	高齢・障害課	栄養相談25人	電話、来所相談等で健康づくり・介護予防に関する相談に応じ、適宜それぞれの状況に合った情報を提供した。
									地域支援課	出前講座	—	講座開催 80回 参加者 1,742人	地域の活動団体に対し、健康づくりや介護予防をテーマに健康教育を実施し、健康づくりや介護予防の推進を図った。
									衛生課	感染症・食中毒予防の普及啓発	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒予防に係る普及啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所ホールによるデジタルサイネージ及び衛生課窓口におけるブース展示 ・区総合防災訓練でのブース出展 ・麻生図書館におけるブース展示 ・あさお区民まつり及びあさお福祉まつりでのブース出展 ・区役所懸垂幕を利用した周知 感染症予防に係る普及啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所ホールによるデジタルサイネージ及び衛生課窓口におけるブース展示 ・区総合防災訓練でのブース出展 ・麻生図書館におけるブース展示 ・「今、何の病気が流行しているか!」を区内医療機関15施設に送付、区役所内で3か所に掲示
		地域支援課	健康づくりボランティア養成教室： 1コース 修了者14人(再掲) 学習会：1回 7名(再掲)	—	健康づくりボランティア養成教室において、感染症予防、食中毒予防の普及啓発を実施した。また、食生活改善推進員の学習会にて、食中毒予防の普及啓発を行った。								

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R5)	取組内容の実績等	備考 (コロナ禍の影響等)
2 区民本位の福祉サービスの提供	◆各専門分野、支援機関の連携で相談支援に取り組み ◆区民に利用しやすい情報とサービスが提供されている	1 保健・福祉情報の発信と充実	7	保健福祉に関する情報発信の充実	様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信	全課	—	<ul style="list-style-type: none"> ・情報コーナーを適切に管理し、必要な情報が必要な人たちに届くよう広報に努めた。(総務課) ・X(旧Twitter)、Youtube、麻生区・大学 公学連携ネットワークを活用した情報発信を実施した。(企画課) ・あさお子育てフェスタにおいて「しんゆりフェスティバル・マルシェ」にブースを出展し、子育てに関する情報発信を行った。また、市政だより麻生区版における地域包括ケアに関する広報として、12月号に「認知症にやさしいまちあさお」に関する特集記事を掲載した。(企画課) ・保健福祉に関する情報に関して情報提供があった際に、チラシ等を窓口配架した。(区民課) ・市政だより及びHPをはじめとした広報媒体により制度周知を行った。(保険年金課) ・「子育てガイドブック きゅっとハグあさお」を改訂し、窓口及び関係各所に配架した。また、「あさお子育てフェスタ(再掲)」や「区民まつり」、「福祉まつり」などのイベントにおいて保健福祉に関する情報発信を行った。(地域ケア推進課) ・介護予防普及啓発情報誌「いつまでもいきいき暮らすために」を更新作成し、区内の老人いこいの家や市民館、図書館等関連施設に配架した。(地域支援課) ・見守りネットワークの参加事業者や地域包括支援センターに向けてメールにて講演会等の情報発信を行った。また、高齢者福祉のしおりや介護事業所に関する冊子、認知症に係るガイドブックなどを常設配架した。(高齢・障害課) ・認可外保育施設の情報提供シートや子育てに関する情報、児童扶養手当やひとり親に対する支援情報など、ちらしやパンフレットをスタンドに設置し、来所された方が手に取りやすいようにしている。また、認可保育所の空き情報について、HP上に掲載し、来課された方にも、最新かつ需要度の高い歳児の空き状況が一目でわかるように掲示している。さらに、認可保育所及び認可外保育施設の位置を色付けした地図を窓口に掲示することで、入所相談や申請に伴う利便性を高めている。(児童家庭課) ・食中毒予防及び感染症予防に係る普及啓発の実施(衛生課)※再掲 <p><長寿日本一関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞やテレビなど各種メディアからの取材対応を行い、区HPで区の特徴や取組等の広報を行った。(地域ケア推進課) ・地域情報誌(タウンニュース)で「地域を支える長寿のまち」をテーマに情報発信を行った。(企画課・地域ケア推進課) ・「長寿日本一」を活用した健康づくり・地域のつながりづくりの支援として、「健康づくり応援ステッカー」の作成、麻生図書館で「長寿関連図書コーナー」の設置、区民の「健康づくりの秘訣」募集、「地ケア川柳コンテスト」の開催、講演会「健康長寿社会に向けて」の開催、スポーツクラブ連携講座の実施、「あさおの保健室」の実施、区民まつりや福祉まつりにおいて「長寿ブース」を設置し医療機関や企業の協力による健康チェックの開催などを行った。(地域ケア推進課・地域支援課) 	
		2 窓口における相談体制の充実	8	窓口におけるサービス機能の向上	窓口におけるサービス機能の向上	全課	—	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務案内を作成し職員が活用することにより、円滑な窓口案内を行うなどした。(総務課) ・適切かつ迅速な相談情報案内のため、各種資料の収集及び更新、各種相談員との連携等で得た情報を課内共有している。(地域振興課) ・来庁者への対応として、窓口番号表示システムの利用により、番号表示および音声で呼び出しを行った。またフロア案内員を配置し、タブレット入力のサポート等を行った。障害をお持ちの方には職員がフロアに出向き、案内や手続きを行っている。(区民課) ・丁寧かつ親切な窓口対応を徹底するために、定期的に課内情報共有を実施して、サービスの維持・向上を図った。また、目的と異なった窓口に来所される方が多々見受けられるので、各窓口の受付内容を分かりやすくまとめた案内を新たに掲示することにより、適切な窓口へ誘導できるよう市民サービスの向上を図った。(保険年金課) ・日本語以外を話す来所者へ、翻訳アプリコトバルを活用し来所者に合わせた言語で対応した。また、職員がコトバルを活用できるよう操作研修を行った。日本語しかなかった制度利用のチラシを英訳し来所者に合わせて提供できるようにした。(地域支援課) ・区役所内のレイアウト変更に伴い、窓口・待合スペースが広がり、キッズスペースも充実した。ベビーカーを引く保護者をより近い席に案内したり、日本語以外を母語とする方の保育所相談等へは翻訳機能付きiPadでその方が理解できる言語で対応を行った。(児童家庭課) ・番号券券機を設置して、スムーズな対応となるよう表示や案内を見直した。また、年度内に庁舎内の内装工事を経て窓口カウンターの増設を行う予定。(高齢・障害課) 	
		3 専門分野の相談支援体制の充実	9	子どもに関する相談支援体制の充実	子どもに関する相談支援	地域支援課	職員のスキルアップのための研修：スーパーバイズ研修 7回	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児虐待予防に関わる職員の対応スキル向上のため、講師3名に依頼をし、スーパーバイズ研修を実施した。 ・育児や発達、虐待、不登校等の相談に対して、保健師、社会福祉職、心理職、子ども教育相談員等が関係機関と連携を図り、個別に適切な支援体制を検討し支援した。 	
			支援の必要のある児童や家庭に対する相談支援	地域支援課	専門的な相談：76回 専門的な教室：16回	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の遅れが疑われる子どもやその家庭への支援として、専門的な相談を年間76回実施した。 ・発達が気になる子どもへの関わり方を学ぶ専門的な教室は年間8コース(2日間コース)計16回開催した。 ・随時、発達の遅れが疑われる子どもやその家庭に対して、保健師、社会福祉職、心理職、子ども教育相談員等専門職が連携し電話相談や面談等対応した。 			
				高齢・障害課					

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R5)	取組内容の実績等	備考 (コロナ禍の影響等)
2 区民本位の福祉サービスの提供	◆各専門分野、支援機関の連携で相談支援に取り組み ◆区民に利用しやすい情報とサービスが提供されている	3 専門分野の相談支援体制の充実	10	保健福祉に関する相談支援体制の充実	知的障害者・身体障害者・精神障害者への相談支援	高齢・障害課	特別支援学校等の卒業予定者の進路の相談支援：35名 療育手帳交付：1,315件(R5.3末) 身体障害者手帳交付：4,182件(R5.3末)	知的障害者担当のケースワーカーは、特別支援学校等の卒業予定者の進路の相談支援や、その他知的障害者の生活全般の支援を行った。また、身体障害者担当のケースワーカーは月40件程の手帳交付等を通じ、ヘルパー利用や福祉用具の導入などの専門相談支援を行った。障害者福祉に係る制度の改正や多様な対象者のニーズに適切に対応できるよう積極的に研修等に参加。知的障害担当は、12月下旬に、卒業後の進路希望調査を行い、通所先の入所調整会議を行った。	
					一般精神保健相談・老人精神保健相談	高齢・障害課	一般精神保健相談件数：14件 高齢者精神保健相談件数：13件	精神科医による専門的な相談を受ける場として実施した。一般及び高齢者精神保健相談について、月1回ずつ実施し、家族からの相談に加え、地域包括支援センター等関係機関からの相談依頼もあった。	
					感染症患者等への相談支援	衛生課 地域支援課	—	新型コロナウイルス感染症の流行に対して、患者及び濃厚接触者の医療及び感染予防の観点に立ち、区内関係部署及び医療機関等と連携し、効果的な支援を実施した。また、結核、エイズ等の感染症についても患者やその他区民から寄せられた相談に対して適切に対応した。 随時、インフルエンザやコロナ感染症を疑う症状などある区民からの受診先の問合せや健康に関する電話相談に対応した。受診の目安や症状に対する対処、家族の健康管理、環境整備等の助言した。性感染症にり患しているハイリスク妊婦など、医療機関と連携し個別に適切な支援体制を組み対応した。	新型コロナウイルス感染症の発生や予防に伴う相談等が寄せられているが、新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴い相談件数は減少傾向。
			11	虐待に関する相談支援体制の充実	高齢者・障害者(児)虐待に関する相談支援	高齢・障害課	通報件数： 障害者に対する虐待：17件 高齢者に対する虐待：70件	地域包括支援センターや相談支援センター、麻生警察署との連携を密に相談や通報への迅速な対応・支援を行った。(市共通様式) 高齢者支援虐待に係る危害リスク確認シート・安全探しシート(従来のリスクアセスメントシート)が改定された。	
					児童虐待に関する相談支援	地域支援課	区内小中学校訪問： 小学校16校、中学校8校 乳幼児虐待予防事業スーパーバイス研修： 7回(再掲) 要保護児童対策地域協議会スーパーバイス研修：2回 個別支援会議： 延べ70回(対象児童数75名)	・育児負担のある保護者や当該児童の相談、学校等関係機関からの相談、通告に適切に対応した。対応のスキルアップのため、乳幼児虐待予防事業スーパーバイス研修、要保護児童対策地域協議会スーパーバイス研修を課内職員向けに左記のとおり実施した。 ・主任児童委員の主催で、5～6月の期間中に区内全小中学校訪問を実施し、情報交換や共有を行った。 ・個別の要支援児童等への対応について、個別支援会議を左記のとおり随時実施した。 ・区内の小中学校、保育園、幼稚園のほか、こども文化センター、わくわくプラザ、児童発達支援事業所など関係機関を訪問し、要保護児童対策地域協議会の組織の説明から連携による虐待対応について説明を行った。	
			12	成年後見制度への対応の充実	成年後見制度の普及啓発と利用支援	高齢・障害課	市長申立：0件(障害) 市長申立：3件(高齢)	虐待対応の中で成年後見の利用が必要と思われる対象者に対し関係機関と連携し、制度説明等利用支援を行った。親族による申立てについては川崎市成年後見支援センターや麻生区あんしんセンター、法テラスを案内するなど連携して相談対応している。保護課から依頼を受けて、職員向けに成年後見制度および権利擁護に関して研修を行った。	
			13	精神保健福祉事業の充実	精神保健福祉サービス等に関する普及啓発	高齢・障害課	講座開催数：1回	心の健康づくりを目指す市民団体『ASAO井戸端会議』の活動支援を通して、心の病や精神障害に関する普及啓発活動(講演会)、精神障害者を抱える家族向けの講座をそれぞれ年1回実施している。 精神障害者を抱える家族向けの講座を令和6年2月27日に開催した。【見込み】講演会については、企画したが、調整が難航し、延期となった。	
					社会復帰相談支援事業	高齢・障害課	デイケア：月2回 参加者 延べ85人	デイケアを月2回実施しており、卓球・ヨガ・パステルアート・工場見学などのプログラムの他に、栄養士を招き食事と健康の講義をするなど、生活や健康に役立つ内容を提供した。参加者同士の交流や、自己表現が出来る場になっている。	
			14	専門分野の連携体制の強化	北部地域療育センター連絡会議	地域支援課	—	第1回連絡会議を6月、第2回連絡会議を2月に開催予定。発達支援などを必要とする子どもについて、専門職が情報共有を行い連携して支援した。	
					要保護児童対策地域協議会実務者会議	地域支援課	要保護児童対策地域協議会実務者会議 代表者部会：2回(9月・1月) 連携調整部会：12回(毎月)	代表者部会を、区内児童関連機関との適切な連携、地域における適切な子ども支援を目的として、「子どもの声を聴く」を年間テーマに掲げ2回実施した。2回とも、子ども関連ネットワークとの合同開催とし、外部講師を招いた講演会を実施した。	
					地域包括支援センター・障害者相談支援センター連絡会	高齢・障害課	高齢者支援カンファレンスへの定例参加(月1回実施)	毎月実施している高齢者支援カンファレンスに障害者相談支援センターや北部在宅支援室等が定期的に出席している。複合化した課題に対して、包括的相談支援の実現のため事例を通じた役割分担や連携の在り方について検討を行っている。	

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R5)	取組内容の実績等	備考 (コロナ禍の影響等)		
3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	◆地域の支え合いのネットワークがある ◆地域ぐるみで安全安心に暮らせる仕組みづくりに取り組む	1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	15	認知症にやさしいまちづくりの推進	認知症介護教室	地域支援課	認知症介護教室：年6回開催【見込】延72人(実人数33人)※1月含む	5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回実施予定。関係職種から疾患や介護方法について学ぶとともに、認知症家族会「はなみずきの会」の連携協力のもと介護者の座談会を実施した。			
					あさおオレンジプロジェクト	地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> あさおオレンジプロジェクト：3回【見込】 認知症講演会：2回【見込】 麻生図書館・柿生分館パネル展示：2回 柿生小学校図書室展示：1回 認知症サポーター養成講座：15回(再掲) RUNTOMO+あさお実行委員会へ出席：10回 キャラバン・メイト連絡会：2回【見込】 認知症にやさしいまち表彰：1店舗 	<ul style="list-style-type: none"> あさおオレンジプロジェクトの実施により、麻生区の認知症施策の検討を行った。 図書館(麻生図書館、柿生分館)、図書室(柿生小学校)での展示により、市民に対し、認知症の方への理解を進めた。 市民向け認知症サポーター養成講座を開催し、65名の参加があった。認知症への理解を深め、地域の中で見守るサポーターを養成した。 RUNTOMO+あさお実行委員会(区内の認知症に関係する事業所等で構成)に共催として会議に参加した。しんゆりフェスティバルにて、ステーションイベント(認知症についてのPR)、チラシを活用した啓発活動、アンケートを実施した。また、実際に区内を走りたすきを繋ぐ、しんゆりマルシェぐるりRUNのイベントも実施した。 キャラバン・メイト連絡会を実施し、市内キャラバン・メイトへの情報提供及び認知症サポーター養成講座開催に向けての情報交換、麻生総合高校での講座の内容や新テキストを踏まえた講座の内容について検討をした。 認知症サポーター養成講座を受講し、今後、認知症の方々の居場所となりたい思いや、地域で見守っていききたいとの思いのある、麻生区内及び近郊の都市の企業・店舗に対し、「認知症にやさしいお店」として、区長から表彰を行い、ステッカーを授与した。 市民向け認知症サポーター養成講座のフォロー講座(講演会)：2回【見込み】(11月8日、2月19日) あさおオレンジプロジェクトの会議の意見を参考に「あさおも忘れガイドマップ」を更新し、データの更新や正確な地図の導入を行い、見やすい形に変更する予定。 			
					認知症訪問支援事業	高齢・障害課	認知症訪問支援チーム会議：6回(定例5回、臨時1回) 令和5年度新規対象者：3件	認知症訪問支援事業チーム会議を隔月開催。支援対象者を医療介護等の支援につながるよう専門職による検討を行った。			
					あさおSOSネットワーク事業	高齢・障害課	区内発生件数：0件	区内で発生した場合に庁内等関係機関で情報共有できるように、区社会福祉協議会、保護課、地域支援課、地域ケア推進課に情報提供を行った。			
		16 子育て支援・交流の場づくり	子育て支援・交流の場づくり		16	子育て支援・交流の場づくり	父親向け育児講座・親と子の遊びタイム	保育所等・地域連携担当	2事業実施	<ul style="list-style-type: none"> 「新米パパ&ママ」3回連続講座(前期) 17組参加 公立保育所職員と一緒に栄養士、保育士、看護師の講座の実施、懇談する時間をもち交流できるようにした。 「にこにっこ」父親向け2回連続講座(前期) 13組参加 公立保育所の保育士と実施、簡単な制作やふれあい遊びの実施、父親同士懇談ができるようにした。 「新米パパ&ママ」3回連続講座(後期) 16組が参加。 「にこにっこ」父親向け2回連続講座(後期) 1・2月開催予定 	
							未就園児家庭のサポート	保育所等・地域連携担当	-	未就園児対象の「体験保育」を実施。チラシを作成し地域支援課の保健師を通して配布。	
							未就園児家庭のサポート	地域支援課	-	翌年度就学予定で集団に属していない児童の保護者に就学に向けた支援を行った。	
							こんにちは赤ちゃん訪問	地域支援課	こんにちは赤ちゃん訪問 97件(4~12月)	育児不安や孤立の軽減、地域とのつながりがもてるよう訪問を実施した。養成研修を12月22日に実施し10名参加した。令和5年度の新規登録訪問員は7名。また、新規訪問員の委嘱式に合わせ訪問員のスキルアップのための研修と連絡会を3月8日に実施予定。	
							こども関連大学連携事業	地域ケア推進課	小学生向け支援事業 5件 未就学児親子向け支援事業 2件	<ul style="list-style-type: none"> 区内小学生を対象に「ファミリー体験学習in鶴見川」を実施。16組32名の参加があった。 4歳以上の子どもと家族を対象とした「昭和音楽大学吹奏楽団ファミリー定期演奏会」を実施。午前と午後、合わせて1,000人以上の一般来場者があり、多くの区内在住親子が参加した。 昭和音楽大学と連携し、区内小学生を対象とした「交流コンサート」を12月に実施した。71名の親子が参加し、音楽を通じた学生との交流を楽しんだ。 玉川大学と連携し、区内小学生を対象とした体験学習を12月に、乳幼児の保護者・妊娠中の方を対象とした連続講座を2月に実施予定。 日本映画大学と連携し、こども映画大学を8月に実施。体験学習に22名の参加、上映会に家族等66名の参加があった。 	
							こども関連大学連携事業	保育所等・地域連携担当		<ul style="list-style-type: none"> 田園調布学園大学にて未就学児親子を対象に「キッズアート」を9月30日(土)に開催。大学教授と学生、地域親子と一緒に彫塑年度を使った表現あそびを行う。午前・午後合わせて21組の参加。 田園調布学園大学で未就学児親子を対象に「あそぼう!けろけろ」を開催。10月26日(木)16組、12月14日(木)14組の参加。大学教授とゼミの学生、地域親子、民間保育所職員と一緒に遊ぶ。 	

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R5)	取組内容の実績等	備考 (コロナ禍の影響等)
3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	◆地域の支え合いのネットワークがある ◆地域ぐるみで安全安心に暮らせる仕組みづくりに取り組む	1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	16	子育て支援・交流の場づくり	子育てグループ交流会	地域ケア推進課	交流会：1回 10名参加 連携団体数：9団体	麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会との共催で10月に子育て関連グループ交流会を実施し、9団体10名の参加があった。	
						保育所等・地域連携担当		・出張講座について広報を行った。	
					あさお子育てフェスタ	企画課	第10回あさお子育てフェスタの実施 来場者数 約2000人	・子育て世代のための情報提供や親子のふれあいの場として9月16日(土)に開催し、25団体(地域の子育て支援団体等)が参加・協力した。各団体との出展内容の調整は5課で分担し、準備を行った。また、子育てフェスタ開催後、来場者及び出展団体のアンケートを基に今年度の実施結果をとりまとめ、次年度の開催に向けて担当課で開催方法及び運営方法の検討を行った。	
						生涯学習支援課			
						地域ケア推進課			
						地域支援課			
			保育所等・地域連携担当						
			17	災害対応力の強化・支援	災害対応力の強化・支援	危機管理担当	地域における自主防災組織の訓練の実施回数：36回 総合防災訓練の実施：2回 区民防災塾の開催：1回 避難所運営会議の開催：23か所 ぼうさい出前講座：20件 防災資器材購入補助金：申請34件	自主防災組織の訓練に対する自主防災組織活動助成金や、防災資器材購入補助金の交付を通じた活動支援を行った。区総合防災訓練は、第1回は10月28日に麻生水処理センターで自主防災組織向けの実践形式による防災訓練を開催した。第2回は12月2日に新百合ヶ丘駅南口ペDESTリアンデッキと麻生区役所前広場で区民や企業・団体、自主防災組織を対象とした都市型防災訓練を開催した。10月28日に総合防災訓練と同日開催として実施した区民防災塾では、市内小中学生とその家族を対象に、ボールやジャッキー、ロープ等を使った実践的訓練やクイズ形式で楽しみながら防災を学べるGENSAI迷路など、区民の防災意識・スキルの向上と「自助」の強化を図った。また、区内25か所の全ての指定避難所で開催される避難所運営会議にて、避難所の運営について検討と開設訓練等を実施している。現在は、23か所開催し、残り2か所においては、2月開催予定。さらに「ぼうさい出前講座」制度にて、住民の集会等に区の危機管理担当が参加し、防災知識の普及啓発を実施した。	
						高齢・障害課	災害時要援護者避難支援制度 新規登録：77件 (障害者27件、高齢者50件)	災害時要援護者避難支援制度の申請窓口として危機管理担当等関係部署と連携。障害児者の個別避難計画について順次作成中。高齢者の個別避難計画については作成者のケアマネ向けに市が研修を実施した。二次避難所連絡会議を令和6年2月9日に開催予定。【見込み】	
						地域支援課	-	・区役所情報コーナーにて備蓄食品レシピ集や備蓄のすすめのチラシを配架。区総合防災訓練において、備蓄食品レシピ集、備蓄のすすめを配布した。	
			18	地域活動団体の交流の場づくり		あさお福祉まつり	地域ケア推進課	第34回あさお福祉まつりの実施	麻生区社会福祉協議会と共催で「第34回あさお福祉まつり」を11月12日に実施。63団体が参加し、約5,500人が来場した。
						麻生市民館サークル祭	生涯学習支援課	参加サークル数：30サークル 来場者数：約2,100人	サークル活動の1年間の集大成の発表の場、及びサークル・地域間の交流の場として、6月2・3・4日に開催した。市民館の大ホール、大会議室等を利用し活動発表を披露した他、ギャラリーで美術展を実施した。

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R5)	取組内容の実績等	備考 (コロナ禍の影響等)
3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	◆地域の支え合いのネットワークがある ◆地域ぐるみで安全安心に暮らせる仕組みづくりに取り組む	1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	19	町会・自治会との連携	町会・自治会への活動支援	地域振興課	町会・自治会ガイドブック：6,000部発行 町内会・自治会活動応援補助金：67町内会・自治会から申請 麻生区町会連合会の研修・勉強会：3回 町会長・自治会長会議：1回	・「町会・自治会ガイドブック」(A4判24ページ)について、麻生区町会連合会と今年度の仕様の検討を行った。町会・自治会に加入するメリット等に関する記述を充実させたくて6,000部発行した。 ・町内会・自治会活動応援補助金について、説明会を6月に2回開催するとともに、随時個別相談、町内会・自治会への訪問説明を行った。12月末時点の交付申請件数は67町内会・自治会。 ・麻生区町会連合会では町会・自治会活動の活性化のために研修会・勉強会を開催しており、6月には町会の活動取組み事例等に関する内容を議題として、「新任町会長・自治会長研修」を実施した。11月には視察地を川崎区内とした「勉強会」を実施し町会・自治会運営の参考になる施設を見学することができた。また、3月に視察先を横須賀地区を中心とした「視察研修会」を実施予定である。2月は「町会長・自治会長会議」を実施する予定であり、行政・関係機関の施策に関する内容と町内会・自治会運営に関する事例紹介を議題として、単会の町内会・自治会長同士の横のつながりづくりに資する機会とする。	
					町会・自治会との連携した地域づくり	地域ケア推進課	地域情報交換会の実施【見込】 麻生東第3地区 1回 柿生第2地区 2回	民生委員児童委員と町会・自治会、地域包括支援センターが意見交換を行う「地域情報交換会」を、各地区民児協が行うことを支援した。	コロナ禍が明け、地域のつながりづくりに取り組む声が上がってきている。
					見守り活動・サロン等への活動支援	地域支援課	・民生委員と協働した出前型離乳食講座1回(10月) ・民生委員、児童委員と子育てサロンの立ち上げ、開催。(10月6組参加、12月8組参加、2月開催予定) ・民生委員とボランティアを対象とした虐待予防学習会。1回(10月)	・子育て世代が集まる場づくりのきっかけとして、民生委員と協働して自治会館を活用して離乳食講座を実施。地域の親子同士や民生委員・ボランティアがつながることを支援した。 ・子育て世代が集まる場づくりとして、民生委員児童委員と協働して自治会館を活用して子育てサロンを実施。地域の親子同士や民生委員児童委員がつながることを支援した。 ・民生委員・ボランティアに対し、親子の虐待に至る心理や気になる親子の見守りや専門機関へのつなぎ方について学習会を実施した。	
			20	地域支援ネットワークの構築	地域包括ケアに関する会議	地域ケア推進課	回数：2回	お互いの活動に関する情報交換を行うとともに、麻生区要保護児童対策地域協議会実務者会議との合同研修会(講演会)9月と1月に開催。	
					地域包括ケアに関する会議	地域支援課	地域ケア圏域会議出席：6回	地域包括支援センターが主催する「地域ケア圏域会議」に出席し、町会役員や民生委員等地域住民や関係者と地域の現状や課題を共有し、地域活動に繋がられるよう支援した。	
					高齢・障害課	高齢・障害課	相談支援・ケアマネジメント推進委員会3回実施(第3回を2月に開催予定)	包括が主催する調整会議やケアマネ連絡会主催の幹事会、地域包括支援センターとケアマネ連絡会で共催する研修等についての年間計画を作成。 地域ケア会議等からあがる地域課題や課題解決への取組、区内で実施する高齢者に関する多様な取組を区課題整理シートに掲載し、更新。他の主体とも連携して課題解決に取り組んでいる。(まちづくり局チャイソコ 他)	
		2 要支援者等へのサポートの充実	21	地域における見守り事業の充実	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	高齢・障害課	見守り対象者：25名	令和6年度が全数調査であり、今年度は差分調査となり調査対象者は年々増加し区内で約1,700名ほど。9月~10月に民生員児童委員協議会に事業説明し、今年度のスケジュールをお伝えし、見守り対象者を選定する。 地域包括支援センター連絡会議にて見守り対象者リストを共有し、対象者の確認を行った。	
					麻生区高齢者見守りネットワーク事業	高齢・障害課	通報件数：4件 協力事業所：26業者 情報交換会：1回	協力事業者及び関係機関(民生委員、地域包括支援センター、警察、消防など)との情報共有及び連携強化を図り、事業を円滑に運営することを目的とする情報交換会を9月に実施。今年度は新たに2事業所が加入した。 協力事業者あてに地域支援課主催の講演会や消費者行政センター主催の講演会情報をメール配信した。	
					川崎市地域みまもりネットワーク事業	地域ケア推進課	通報件数：6件	・協力民間事業者からの通報を受け、対象者の安否確認等必要な対応を行った。	
		22	災害時要援護者に対する制度の推進	災害時要援護者避難支援制度	危機管理担当	危機管理担当	制度の申請等に伴う新規・変更・抹消登録に関する自主防災組織への送付数：137件 登録者数：598名	制度の申請があり次第、名簿等の重要書類を自主防災組織へ送付し、申請者への訪問等を依頼するとともに、民生委員との連携を促した。また、町会・自治会からの求めに応じ、出前講座等にて制度の説明を行った。	
高齢・障害課	高齢・障害課				災害時要援護者避難支援制度新規登録：77件(再掲) (障害者27件、高齢者50件)	災害時要援護者避難支援制度の申請窓口として危機管理担当等関係部署と連携。			

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R5)	取組内容の実績等	備考 (コロナ禍の影響等)
3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	◆地域の支え合いのネットワークがある ◆地域ぐるみで安全安心に暮らせる仕組みづくりに取り組む	3 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	23	麻生区地域自立支援協議会の推進	麻生区地域自立支援協議会	高齢・障害課	企画運営会議：月1回	令和5年度は、①障害者に対する相談支援体制の理解をより深められるように、多摩区と共催で指定・特定相談支援事業所と連絡会を3回実施、②相談窓口についてのパンフレットを作成し、医療機関や特別支援学校等に周知、③麻生区内のグループホームとの連絡会を2回実施し、情報共有を図った。	
			24	地域包括支援センターとの連携	地域包括支援センターとの連携	高齢・障害課	地域包括支援センター運営協議会：年2回 地域包括支援センター連絡会議：月1回 高齢者支援カンファレンス：月1回	地域包括支援センター運営協議会第1回を11月に開催し、3月に2回目を開催予定。 地域包括支援センター連絡会議を月1回開催し、包括の業務に関する情報共有や検討を行っている。連絡会議と同日に研修や情報交換の機会を設け(障害に関する制度やBCP等)、効率的に開催している。 区独自で開催している高齢者支援カンファレンスについて今年度は障害関係者やリハ職、弁護士等の新たな参加者があり、個別支援のスキルアップとネットワーク構築の取組となっている。	
							地域包括支援センター連絡会議出席：月1回 地域包括支援センター運営協議会出席：年2回	・地域包括支援センター連絡会議に出席し、情報の共有化を図り、連携の強化と活動の支援を行った。 ・高齢者支援カンファレンスに参加し、地域の高齢者支援について関係機関等と情報共有を行った。 ・適宜、圏域会議の開催や地区活動の新規立ち上げ支援など課題共有、情報交換を実施している、	
			25	子どもに関わる機関・団体との連携	麻生区子ども関連ネットワーク会議	地域ケア推進課	回数：2回	お互いの活動に関する情報交換を行うとともに、麻生区要保護児童対策地域協議会実務者会議との合同研修会(講演会)9月と1月に開催。	
			26	民生委員児童委員協議会への活動支援	民生委員児童委員協議会への活動支援	地域ケア推進課	地区民生委員児童委員協議会：月1回/6地区	区内6地区にある民生委員児童委員協議会の運営と地域活動を支援した。 これまで平日日中に実施してきた定例会について、働きながら民生委員活動をしている方に配慮し、土曜日開催を実施した(計3回【見込】)。土曜日開催となったことで、平日に仕事を休まなくても参加できてよかった。といった声が聞かれた。 一部の民生委員児童委員協議会で実施した地域情報交換会の運営を支援した。	
			27	麻生区社会福祉協議会との連携	麻生区社会福祉協議会との連携	地域ケア推進課	—	以下の内容について、相互の取組に参画し、連携強化を図った。 ・麻生区社会福祉協議会が主催する各種委員会に委員として参加し、情報共有した ・麻生区社会福祉協議会の事業に広報に協力した(民生委員児童委員活動強化月間における横断幕・懸垂幕掲示)	
			28	在宅療養に関する取組の推進	麻生区在宅療養推進協議会との連携	高齢・障害課	区民向けシンポジウム：年1回【見込み】	麻生区在宅療養推進協議会(麻生区医師会)と連携して取組を実施。区民向けシンポジウムは3月2日(土)に開催予定。	
					在宅療養に関する普及啓発	地域ケア推進課 地域支援課	—		
			29	社会福祉法人等の地域公益活動の推進	社会福祉法人等の地域公益活動の推進	地域ケア推進課 地域支援課	あさおサロン送迎等推進会議情報共有メール配信	社会福祉法人等のネットワークをつくり、地域公益活動の推進に向けた情報共有の手段としてメールフォームを活用している。	
			30	福祉関係団体への活動支援	福祉関係団体への活動支援	地域ケア推進課	総会・定例会等開催回数【見込】 保護司会 12回 遺族会 3回 赤十字奉仕団 1回	各種団体の事務局として、総会や定例会の運営補助(会場準備・開催案内送付・出席者集約・資料作成・印刷・外部関連機関への報告等)を行った。また必要に応じて会へ出席し、区からの情報提供を行うとともに、各種啓発イベントに協力するなど、関係団体と密に連携しながら活動支援を行った。	

第7期川崎市・各区地域福祉計画案に係る
市民説明会及びパブリックコメントの結果について

1 市民説明会

- (1) 日 時 : 令和6年1月14日(日) 14時～16時
- (2) 場 所 : 中原区役所
- (3) 参 加 者 : 48人
- (4) 意見件数 : 22件 ※

2 パブリックコメント

- (1) 期 間 : 令和5年12月1日(金)～令和6年1月22日(月)
- (2) 意見件数 : 48件(説明会での意見含む) ※
- (3) 意見概要 : 別紙のとおり

※ 意見・質問を分割・統合することにより、変更が生じる可能性があります。

■第7期川崎市・各区地域福祉計画へのパブリックコメントについて

No.	通数	提出方法	分類	分類内容	対象計画	意見・質問の趣旨
1	1	フォームメール	2	基本目標1に関する事	川崎市	民生・児童委員の受け持ちが世帯数約500というのは、多すぎるので、増員すべきではないか。さらに、待遇を改善して、地域見守りネットワークの充実を図ってほしい。
2	1	フォームメール	3	基本目標2に関する事	川崎市	こどもや高齢者などの精神的・肉体的に脆弱な方々に対して、市として転落防止のリスクに取り組んでほしい。
3	2	フォームメール	1	計画(案)全般に関する事	川崎市	次期計画では、地区カルテやアンケート調査などのデータをもとに、地域ケア圏域で関係者と議論を深め、具体的な課題の解決策を整理し、市計画、区計画、圏域計画の3つのレベルで構成することを提案する。
4	2	フォームメール	1・2	計画(案)全般に関する事、基本目標1に関する事	川崎市	個別計画の事業を地域福祉計画で取り上げる場合は、その旨を表示する。例えば、認知症サポーター養成講座は、いきいき長寿プランが個別計画であり、令和8年度までの目標数が記載されているが、その記載はなく、市・区地域福祉計画が補完するのであれば、連携していることを明確にすることを提案する。
5	2	フォームメール	1	計画(案)全般に関する事	川崎市	区の計画は、推進体制と管理方法が紹介されているが、市(関係局)と区がどのように連携して推進するのか分かるかと思う。
6	2	フォームメール	1	計画(案)全般に関する事	川崎市	「令和7(2025)年以降を見据えた目指す姿」に向かって取り組む事業が、地域福祉計画で事業化されていない。例えば、プラットフォームビルダーや、オンライン等の活用などが事業化されていない。
7	2	フォームメール	6	基本目標5に関する事	川崎市	計画案P118の事務事業名等の社会福祉協議会との協働・連携の説明文に、「社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります」とあるが、「役割の充実を支援します」とした方がよい。
8	2	フォームメール	4	基本目標3に関する事	川崎市	計画案P87で、ソーシャルデザインセンターの創出及び運営支援に加えて、まちのひろばプロジェクトの創出を追加して、その事業内容・目標を設けて推進するとした方がよい。
9	2	フォームメール	6	基本目標5に関する事	川崎市	コミュニティソーシャルワークを展開することを、計画案P118の社会福祉協議会との協働・連携の事業として、取り上げてほしい。
10	2	フォームメール	1	計画(案)全般に関する事	川崎市	福祉サービスの提供者を支援できるよう、市ホームページにあるチャットボットの性能の向上をお願いしたい。
11	3	フォームメール	5	基本目標4に関する事	川崎市	・地域包括支援センターの認知度が下がっていることに対して、その原因分析と対策が必要である。 ・地域包括支援センターに求められる業務に対して人員配置のための予算なのか、専門性の欠如なのか、原因調査とその報告開示をしてほしい。 ・地域包括支援センターのパンフレット及びいきいき長寿プランに地域支援強化要員の説明を記載してほしい。
12	3	フォームメール	2	基本目標1に関する事	川崎市	・地域包括ケアシステムの理解度について、約3割が内容を知らない、約3割が聞いたことがないという現状に対して、従来の広報に加え、企業・学校内説明会の開催を進めてほしい。 ・「地域ケア会議」「自立支援協議会」等の会議で話し合われている地域福祉の課題等について、個人情報を除いた上で議事録を公開してほしい。
13	3	フォームメール	1	計画(案)全般に関する事	川崎市	・発生経緯や役割は、記載されているが、地域まもり支援センターの達成度と成果も追記してほしい。また、毎年、住民、専門職向けの報告会を開催してほしい。 ・可能であれば、保健師や社会福祉士等専門職の人数、業務内容、担当件数を公表してほしい。
14	3	フォームメール	4	基本目標3に関する事	川崎市	「地域包括ケアシステム」と市民文化局が推進する「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」「希望のシナリオ」の関係性を明確にし、両局の合同会議や報告会を市民参加で開催してほしい。

No.	通数	提出方法	分類	分類内容	対象計画	意見・質問の趣旨
15	4	市民説明会	2	基本目標1に関する こと	川崎市	定年後の仲間づくりから、ボランティア参加ができるよう、市も取組を進めてほしい。
16	4	市民説明会	2	基本目標1に関する こと	川崎市	遺言・信託・民法の理解・金融の理解などが必要であり、障害の理解権利擁護の取組について、成年後見制度の利用促進のみでは、難しいのではないか。
17	5	市民説明会	1	計画(案)全般に 関すること	川崎市	基本理念、目標及び方針の項目はよくわかるので、PDCAを回しながら結果を公表してもらいたい。
18	6	市民説明会	1	計画(案)全般に 関すること	川崎市	第7期市計画3か年の各区の予算及び第6期計画との比較を知りたい。
19	7	市民説明会	8	その他		「地域づくり」と「まちづくり」の使い分けを知りたい。
20	8	市民説明会	3	基本目標2に関する こと	川崎市	概要資料12ページの「高齢者外出支援事業(新規)」の内容を説明してほしい。
21	9	市民説明会	2	基本目標1に関する こと	川崎市	民生委員児童委員活動育成事業の具体的内容を知りたい。
22	10	市民説明会	8	その他	川崎市	「地域福祉活動計画」の公表や住民参加の仕組みを知りたい。
23	10	市民説明会	3	基本目標2に関する こと	川崎市	「地区コミュニティ交通導入推進事業」を知りたい。
24	11	市民説明会	5	基本目標4に関する こと	川崎市	8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなどの制度の狭間にある方の相談窓口や支援者が不明確であり、そうした役割をを担うのが地域福祉の役割であると考えため、そのような施策の充実を希望する。
25	11	市民説明会	7	各区の計画に関する こと	各区	7つの区の地域福祉計画の体系がバラバラで、比較がしづらくなっており、統一した方がよい。
26	12	市民説明会	8	その他	川崎市	団地で見守りの活動を行っているが、高齢者からは、傾聴の要望を受ける。特に、ヤングケアラーへの心づかいをしていただきたい。
27	13	市民説明会	1	計画(案)全般に 関すること	川崎市	計画には、包括的支援体制づくりが記載されているが、町内会・自治会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員児童委員がバラバラに活動しているように見受けられるので、区・市がまとめていくことが重要だと思う。
28	13	市民説明会	2	基本目標1に関する こと	川崎市	地域の元気な高齢者に何らかの仕事等をお願いすることも良いと思う。
29	13	市民説明会	8	その他	川崎市	外国人が増え、コミュニケーションがままならなかったり、生活習慣の違いもあり、同じ住民として考え方を共有していくことが大切だと思う。
30	14	市民説明会	1	計画(案)全般に 関すること	川崎市	計画実施状況の評価、施策の方向と内容について、指標に基づく成果の指標を知りたい。

No.	通数	提出方法	分類	分類内容	対象計画	意見・質問の趣旨
31	15	市民説明会	1・7	計画(案)全般に関すること 各区の計画に関すること	川崎市 各区	各区情報発信、提供の充実が掲げられているが、高齢者、障害者にも速やかに届くような情報提供をお願いしたい。
32	16	市民説明会	6	基本目標5に関すること	川崎市	基本目標5の中では、 (1)小地域ごとの地区計画づくり (2)様々な区域に分かれている小地域(地域ケア圏域)のエリア整備を進めてほしい。
33	16	市民説明会	8	その他	川崎市	社協の活動とコミュニティ施策の違いがわかりずらく、どのようにすみわけし、連携するのの方針を出してほしい。
34	17	市民説明会	2	基本目標1に関すること	川崎市	民生委員児童委員の活動支援や活動しやすい環境づくりを進める上で、次世代につなげ、活動時間の短縮等につなげるため、委員にタブレット端末を貸与してほしい。
35	18	市民説明会	5	基本目標4に関すること	川崎市	地域福祉実態調査においても行政手続利用の相談先の分かり易さが求められており、縦割り組織の横串機能が有効と考えるがどうか。
36	19	市民説明会	8	その他	川崎市	川崎市の施策・現状は全国レベルではどの位の位置付か、誇れると思われる制度、施策を知りたい。
37	20	フォームメール	7	各区の計画に関すること	麻生区	麻生区計画51ページに、区民の実感指標として、「市の広報」と回答した割合を上昇する方向性を示しているが、取組12では、様々な媒体を用いて保健福祉に関する情報発信とあり、方向性としては上昇でなくて、下降で良いと考えるがどうか。
38	20	フォームメール	7	各区の計画に関すること	麻生区	「子ども・子育てに関する相談支援体制の充実」について、文言の結びが「行っています。」とあるが、現状ではなく、充実の方向を内容とすべきではないか。
39	20	フォームメール	7	各区の計画に関すること	麻生区	麻生区計画の59ページの下欄に、取組番号を記載してほしい。
40	20	フォームメール	7	各区の計画に関すること	麻生区	基本方針が、地域活動団体の交流の場づくりとなっているが、取組31の希望のシナリオ実現に向けた取組の内容では、交流の場づくりの方向がわからないので、どう考えたらよいか。
41	20	フォームメール	7	各区の計画に関すること	麻生区	麻生区計画5ページの記載で、進行管理は、「PDCAサイクルにより実施する」と、明示することで、どのように進行管理を行うか分かると思う。
42	20	フォームメール	7	各区の計画に関すること	麻生区	麻生区計画の56ページ以降、分かりやすく市民に伝えるため、取組に関するイメージ図等を記載してほしい。
43	20	フォームメール	7	各区の計画に関すること	麻生区	あさおSOSネットワーク事業について、行方不明者が区境を超えてしまうと、発見が困難になるため、近隣自治体との連携を強化するために、「横浜市、町田市、稲城市との協議会」を設置することを提案したいがどうか。
44	20	フォームメール	7	各区の計画に関すること	麻生区	個人の状況に合わせたサービスが受けられることなど、具体的な取組み事例をコラムで紹介してほしい。
45	21	フォームメール	2	基本目標1に関すること	川崎市	・(4)権利擁護の取組は、成年後見制度利用促進と受け取れるが権利擁護の1つの手段と考える。認知症の程度の違いにより、支援内容は異なるが、どのように、考えたらよいか。 ・日常生活自立支援事業が、権利擁護の取組になる場合もあるし、高齢者虐待防止法の周知や理解が権利擁護の取組になる場合もあると考える。

No.	通数	提出方法	分類	分類内容	対象計画	意見・質問の趣旨
46	21	フォームメール	2	基本目標1に関すること	川崎市	・(4)権利擁護の取組については、認知症高齢者、知的・精神障害者の権利擁護に向けて、本人の意思を確認するなど適切な意思決定支援をすることが重要であると考えます。
47	21	フォームメール	2	基本目標1に関すること	川崎市	第6期計画では、「本人を中心とした権利擁護支援チーム」の図に「親族後見人」が含まれていたが、第7期計画(案)では記載がない。 同74ページに「親族後見人を対象として、後見事務等に関する勉強会を開催するなど、親族後見人等への支援をすすめます。」と記載があるので、72ページの図に「親族後見人」も含めるべきと考えるがどうか。
48	21	フォームメール	2	基本目標1に関すること	川崎市	・「川崎市成年後見制度利用促進計画」が記載されていないため、参考資料として、「川崎市成年後見制度利用促進計画」全文を載せて、周知を図るべきと考える。 また国では「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が令和4年3月に閣議決定されているため、この国の基本計画に合わせて「川崎市成年後見制度利用促進計画」も見直しをするべきと考えるがどうか。

第7期麻生区地域福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

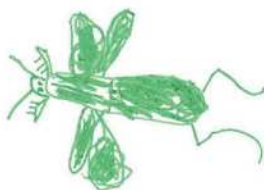
あさお福祉計画

第7期麻生区地域福祉計画

計画期間 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

みんなで支え合う 福祉のまち麻生

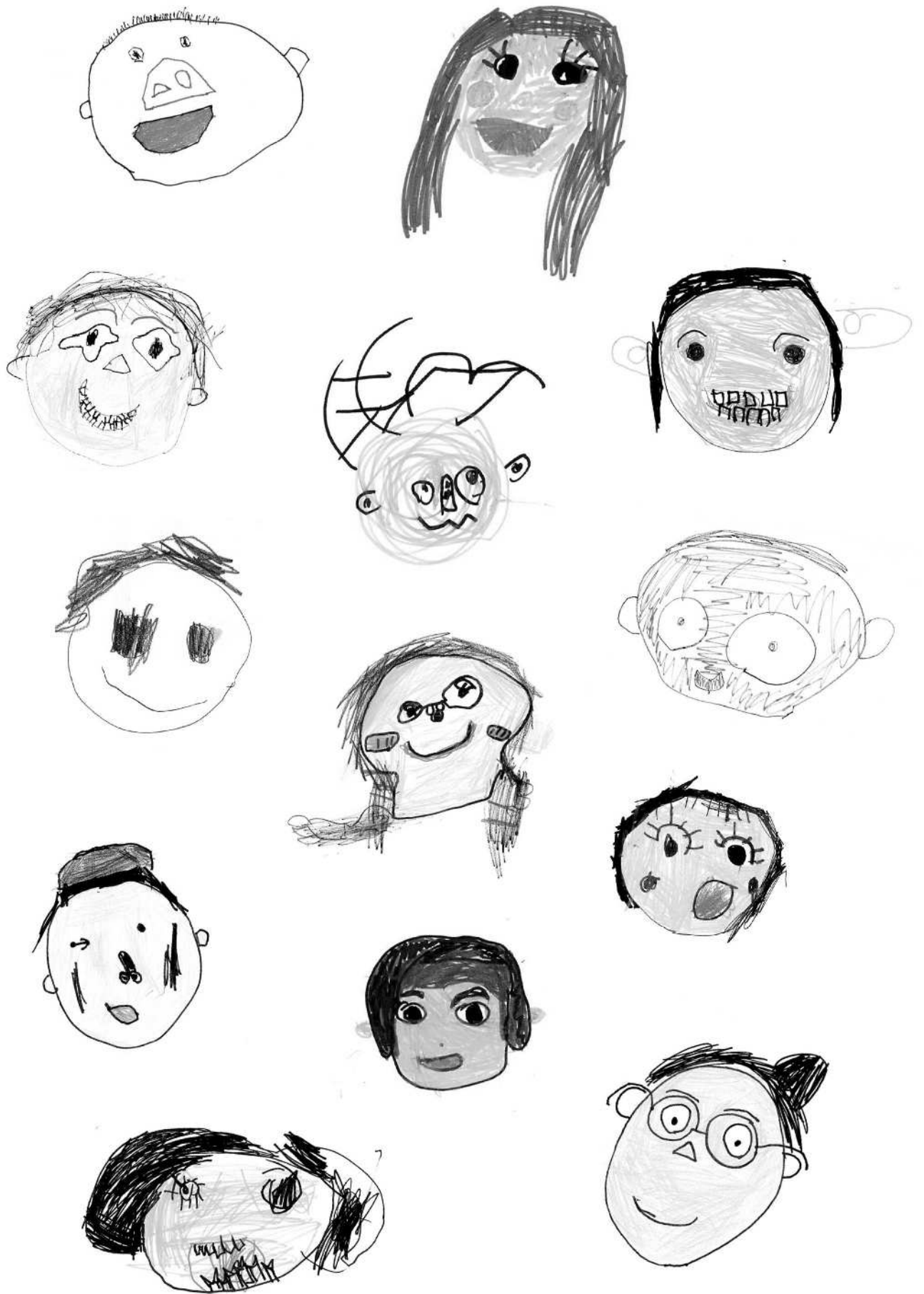
～ 麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして～



川崎市 麻生区

目次

序章 麻生区地域福祉計画の位置付け	1
1 麻生区地域福祉計画とは	2
2 区計画の推進体制	5
第1章 麻生区地域福祉計画策定にあたって	7
1 麻生区の概況	8
2 統計データから見る麻生区の現況	9
3 地域ケア圏域について	19
4 麻生区の町名別人口推移	32
5 麻生区地域福祉マップ	33
6 麻生区の町名別地区組織	34
7 地域福祉実態調査の主な結果	35
8 第6期計画の振り返り	41
第2章 第7期麻生区地域福祉計画の取組	45
1 計画の体系	46
2 麻生区がめざす地域の姿	47
3 事業体系一覧	54
4 具体的な取組	56
資料編	83
1 第7期麻生区地域福祉計画策定の経過	84
2 あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱	85
3 あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議委員名簿	86
市地域福祉計画概要	87
1 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進	88
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制	91
3 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題	94
4 令和7（2025）年以降を見据えためざす姿	95
5 第7期計画期間における施策の方向性	98
6 第7期計画の実施状況の点検・見直し	102
第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図	103



区内の保育所に通う園児によるイラスト

麻生区地域福祉計画 の位置付け

序章

1 麻生区地域福祉計画とは

(1) 川崎市における地域福祉計画

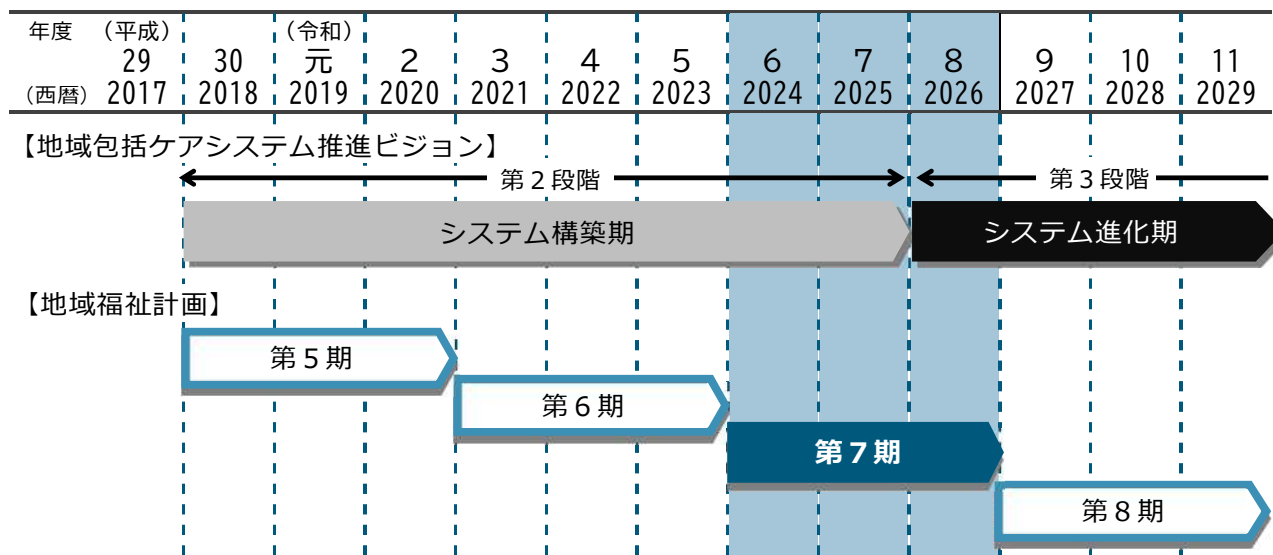
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業（同法第106条の3第1項各号）の実施に関する事項

本市では、平成16（2004）年度に第1期計画がスタートし、今回は第7期となります。第7期においても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

(2) 計画の期間

第7期計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

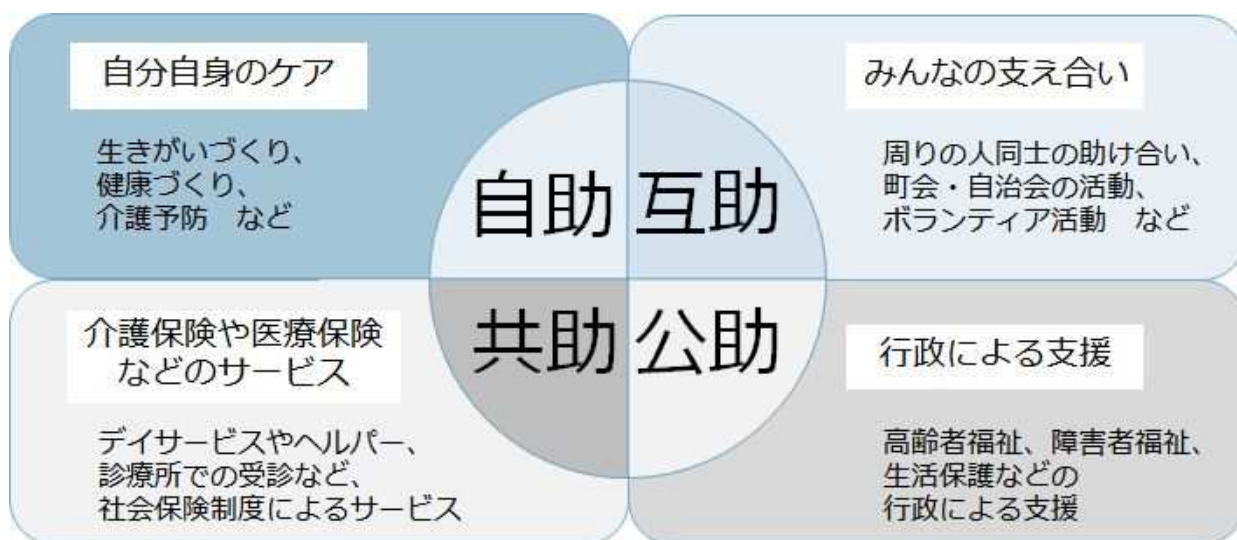


(3) 区計画策定の趣旨

麻生区では、出生率が低下するとともに、高齢化率が7区で最も高い状況にあるなど、少子高齢化が進んでいます。また、隣近所の関係の希薄化による孤立や分野別の対応では解決が難しい家族の問題、制度の狭間にある支援ニーズなど、生活上の課題は多様化・複合化しています。

すべての人が住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと生活していくためには、区民一人ひとりの力だけではなく、身近な地域での助け合いや、保健福祉に関わる機関や団体と行政が連携・協働し、地域づくりに取り組むことが大切になります。

「麻生区地域福祉計画」では、市全体の課題解決に取り組む「川崎市地域福祉計画」のもと、麻生区の地域性に応じた具体的な施策を取りまとめています。身近な地域の中で支え合いの仕組みを作り、暮らしやすいまちづくりを目指すために、**自助**（自分自身のケア）、**互助**（みんなの支え合い）、**共助**（介護保険や医療保険などのサービス）、**公助**（行政による支援）がつながり、バランスよく機能するよう計画を策定し、取組を進めていきます。



(4) 区計画策定の流れ

計画策定にあたり、第6期計画の振り返りを行うとともに、区民へのアンケート調査などにより、地域の現状や課題の把握を行いました。

また、区内の関係機関を代表する委員などから構成される「あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議」で、様々な視点から麻生区での地域福祉の推進に向けた理念や基本目標、取組のあり方などについて意見聴取を行いました。同時に、行政職員による会議体において計画全体の方向性や具体的な取組などを確認・検討し、計画案を作成しました。

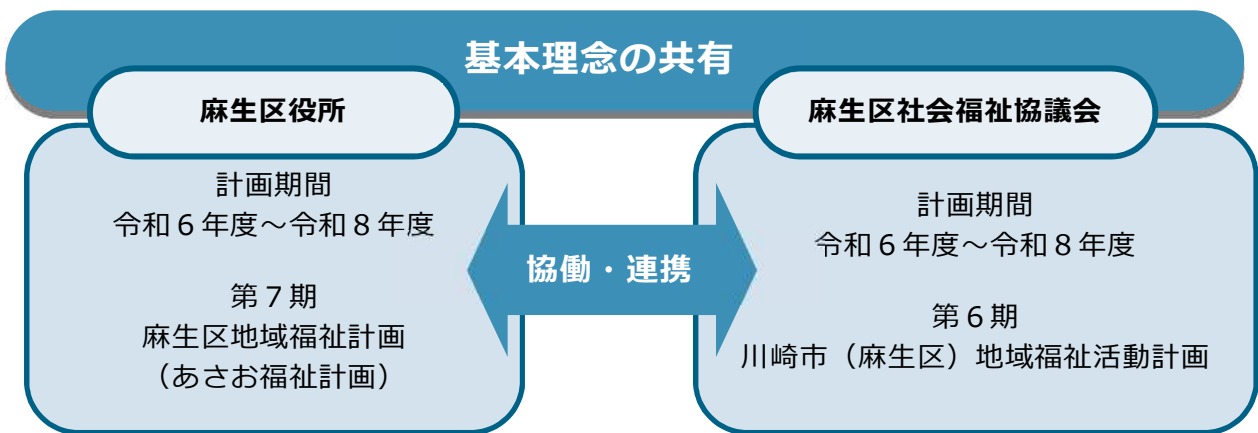
計画案については、パブリックコメント（意見公募）手続等を実施し、区民の意見を踏まえた上での検討を経て、本計画を策定しました。

（５）麻生区社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の社会活動を推進するための団体です。都道府県、市区町村ごとに設置されており、麻生区社会福祉協議会は、区民の一番身近なところで住民活動を支援しています。

社会福祉協議会では、住民組織、ボランティア、福祉関係機関（行政も含む）等が集まり「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を進める活動・行動のあり方を示しています。

第7期麻生区地域福祉計画の策定にあたり、麻生区社会福祉協議会とは、引き続き区計画の基本理念（目標）を共有し、相互に補完しながら、地域の課題解決や情報共有に取り組み、支え合いのまちづくりを進めていきます。



（６）区計画とコミュニティ施策との関係

川崎市では、市民一人ひとりが多様なつながりをつくり、自分らしく幸せに暮らせる地域社会である「希望のシナリオ」の実現をめざして、平成31（2019）年3月に「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定しました。

麻生区においては、「希望のシナリオ」の実現をめざす取組として、令和2（2020）年から「あさお希望のシナリオプロジェクト」を開始し、「みんながつながる みんなが輝く I LOVE ASAO」のキャッチフレーズを掲げ、プロジェクトメンバーによる検討を進めています。

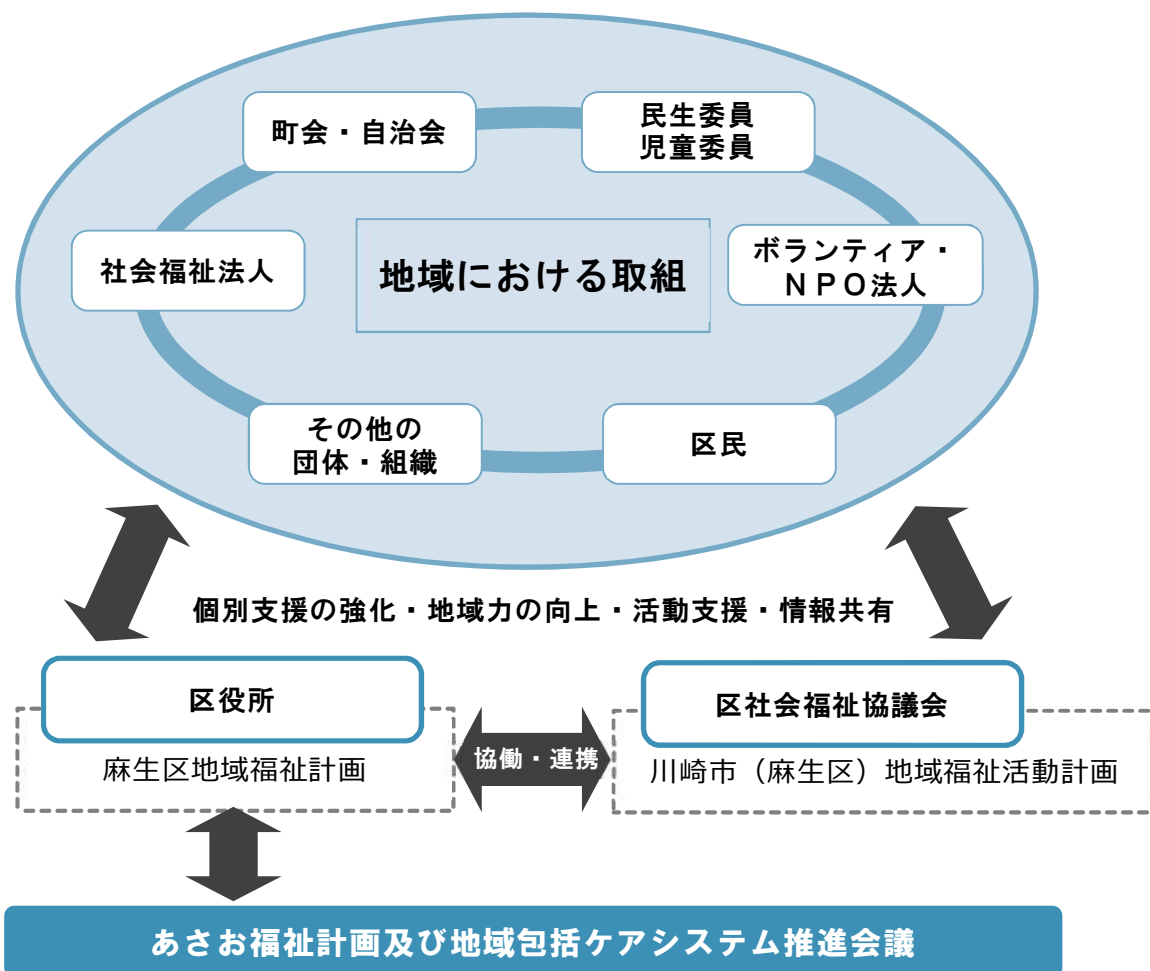
麻生区では、「希望のシナリオ」の実現に向けたコミュニティ施策における取組と、麻生区地域福祉計画における各取組を、情報共有しながら足並みを揃え推進していきます。

2 区計画の推進体制

(1) 区計画の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、まちづくりなど、幅広い分野に関連していることから、庁内の関連部署及び地域の関係機関との連携のもと、総合的な取組を図っていくものです。

また、計画の進捗状況については、地域福祉推進の関係機関・団体等で構成される「あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議」により共有し、点検・見直しをしながら、全体的な進行管理を行い、その後、「川崎市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」において、区の点検結果を踏まえ、川崎市地域福祉計画と一体的に、地域福祉施策の評価等を行っていきます。



(2) 地域福祉の担い手と役割

区民一人ひとりをはじめ、町会・自治会、民生委員児童委員、社会福祉法人、ボランティア・NPO法人、社会福祉協議会、その他関係団体、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手として、それぞれの役割を果たしながら支え合いの地域づくりを進めることが大切です。ここでは、代表的な担い手の役割について説明します。

① 区民一人ひとりの役割

地域社会はそこに住む区民が主体的に作り上げていくものだという意識を持ち、できることから積極的に地域活動に参加することが求められています。さらにその活動を地域全体に広げることで、地域のコミュニティが活性化され、支え合いの地域づくりの基盤となります。

② 町会・自治会の役割

地域福祉を推進する上での、小規模で身近な圏域として位置付けられます。区民の生活課題の解決に向けた日常的な活動を行い、また、地域の支え合い意識の向上に努める団体として、重要な役割が期待されています。

③ 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、様々な生活上の問題を抱えた人たちが適切な支援や相談先につながるための、地域福祉の重要なパイプ役を担っており、町会・自治会との連携した活動も期待されます。

④ 社会福祉法人の役割

高齢者・障害者・子ども等の福祉に関する幅広い専門知識と物的・人的資源を持ち合わせている社会福祉法人は、その社会資源を活用し、地域と連携して公的な援助以外のサービス（インフォーマルサービス）に積極的に取り組むことが望まれます。

⑤ ボランティア・NPO法人の役割

自由な発想で区民のニーズにきめ細かく、迅速に対応することができる特徴を活かし、関係機関・団体と連携を図りながら地域福祉の推進に貢献していくことが望まれています。

⑥ 区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の役割

区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心を担う団体として、民間組織としての強みを活かし、行政と協働・連携しながら事業を展開していくことが求められています。

また、独立した任意団体である地区社会福祉協議会も、地域の多様なニーズに応じた活動を推進することが求められています。

麻生区地域福祉計画 策定にあたって

第1章

1

麻生区の概況

麻生区は昭和57（1982）年7月1日、川崎市の行政区再編によって、多摩区から分区し誕生しました。麻生の名の起こりは、8世紀頃から朝廷への貢ぎ物だった麻布の原料である麻を広く産した地であったことによると伝えられています。1214年（鎌倉時代）に王禅寺で発見されたといわれる「禅寺丸柿」は、「柿生」（かきお）の地名の由来にもなっており、区の木に選ばれています。

昭和2（1927）年に小田急線の柿生駅ができた後、昭和40（1965）年以降に開発が進められ、昭和49（1974）年に区を中心とする新百合ヶ丘駅が誕生しました。百合丘や新百合ヶ丘の地名の由来となった「ヤマユリ」は、後に区の花となりました。

現在、新百合ヶ丘駅周辺には、麻生区役所総合庁舎、麻生市民館、消防署があるほか、駅南側には大型ショッピングセンター、映画館などからなる商業地域が形成されています。また、「昭和音楽大学」、「日本映画大学」、「川崎市アートセンター」など芸術関連施設も多く、芸術・文化の薫りあふれるまちとなっています。

一方、区内にはエレクトロニクスや先端技術の研究開発施設が集まる「マイコンシティ」などの産業資源、「麻生スポーツセンター」をはじめ、片平川沿いの「麻生区スポーツ・健康ロード」、「川崎フロンターレ」の練習場など地域に密着したスポーツ資源、「王禅寺ふるさと公園」、大型農産物直売所「セレサモス」、「黒川」・「岡上」・「早野」の農業振興地域など豊かな自然・農業資源が多く存在します。これらの地域資源を活かしながら、地域と連携して住みやすいまちづくりをめざしています。

また、令和5（2023）年5月12日に厚生労働省が公表した「令和2年市区町村別生命表」によると、麻生区は平均寿命が男女ともに日本一になりました。



麻生区の花
ヤマユリ



麻生区の木
禅寺丸柿

平均寿命日本一については、
p.80・81のコラムもご覧ください



禅寺丸柿キャラクター
かきまるくん

2

統計データから見る麻生区の現況

1

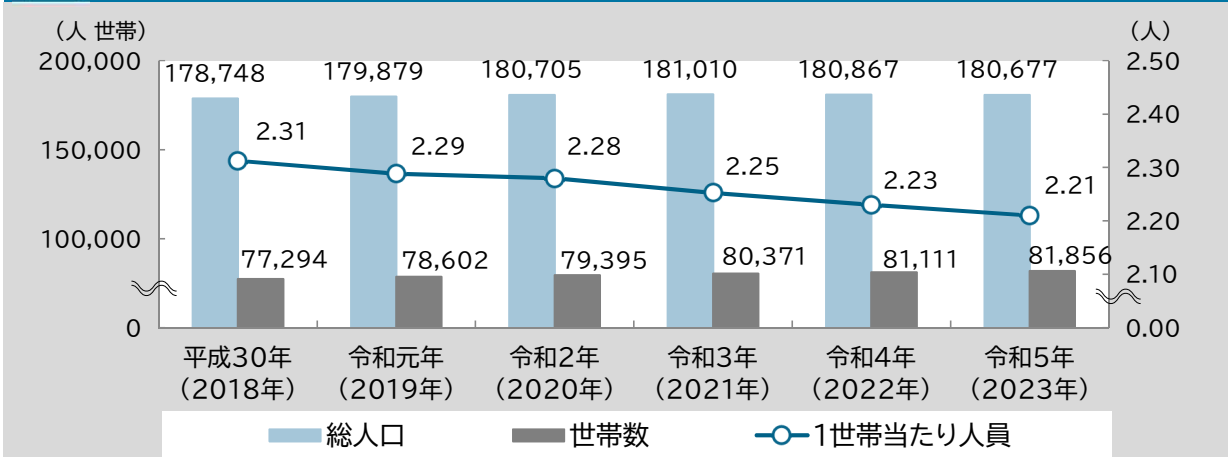
人口・世帯



麻生区の人口は、令和2（2020）年に180,000人を超え、令和5（2023）年の人口は180,677人となっています。

世帯数は令和3（2021）年に80,000世帯を超え、令和5（2023）年の1世帯当たり人員は2.21人となっています。【図表1】

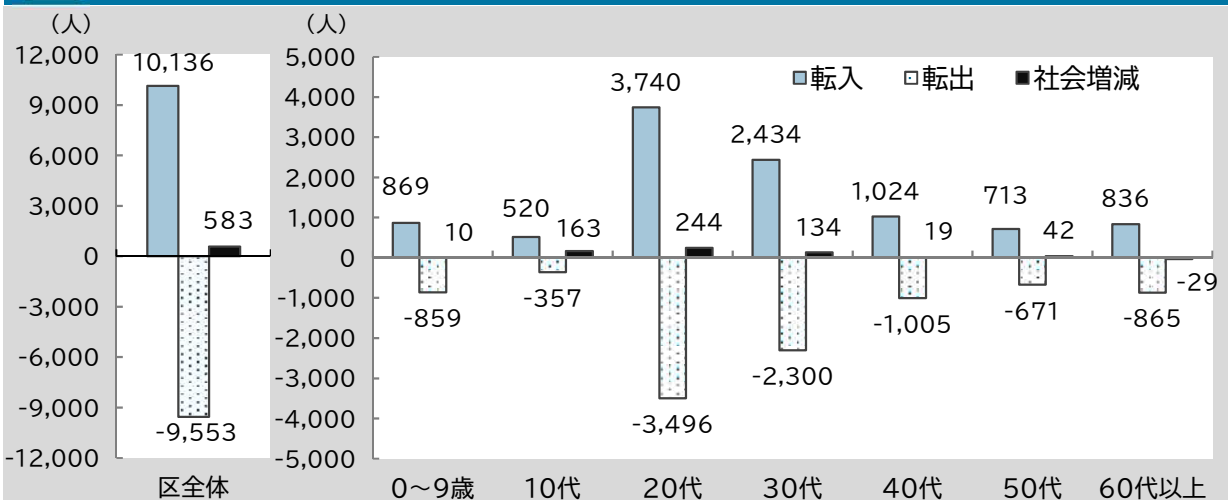
図表1 総人口と世帯数の推移：麻生区



資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）

令和4（2022）年の転出入の状況は、区全体では転入が転出を上回り、583人の社会増となっています。年齢別では20代が転入・転出ともに最も多く、244人の社会増となっています。【図表2】

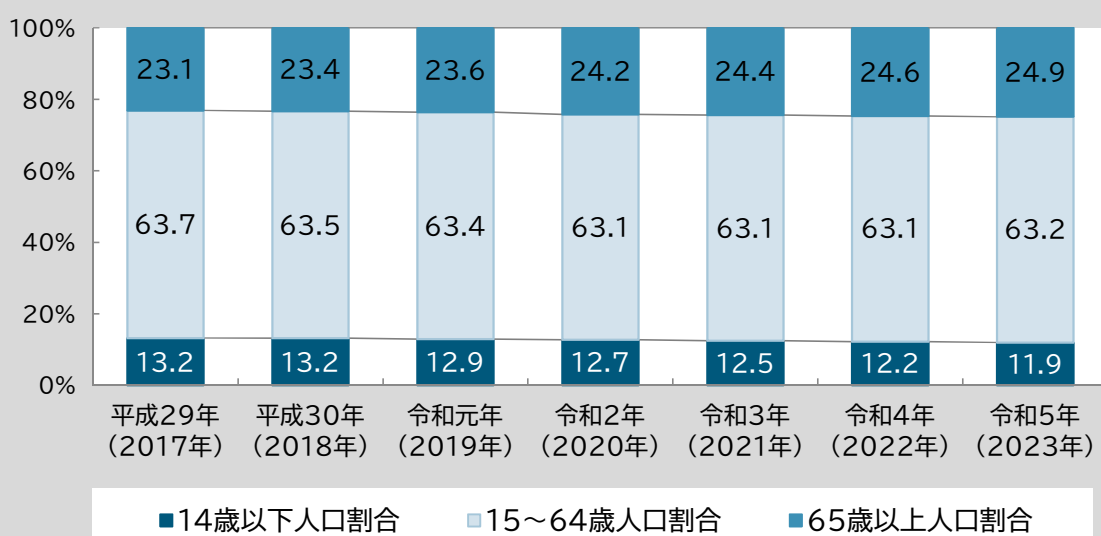
図表2 転出入の状況：麻生区



資料：川崎市の統計情報「川崎市の人口動態（令和4（2022）年）」
 ※社会増減…住民の転入から転出を差し引いた人数

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、14歳以下人口割合の低下と65歳以上人口割合の上昇が続き、少子高齢化が進んでいることがわかります。【図表3】

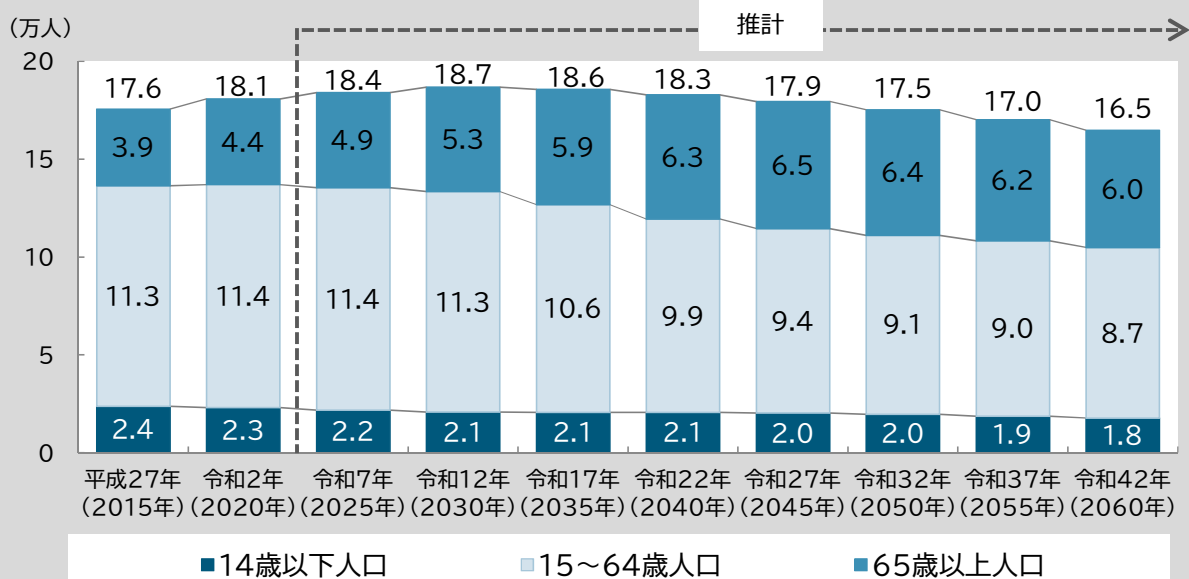
図表3 年齢3区分別人口割合の推移：麻生区



資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」（各年10月1日現在）
 ※構成割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

年齢3区分別将来人口推計を見ると、総人口は令和12（2030）年頃をピークに減少に転じますが、65歳以上人口は令和27（2045）年まで増加が続く見込みとなっています。【図表4】

図表4 年齢3区分別将来人口推計：麻生区

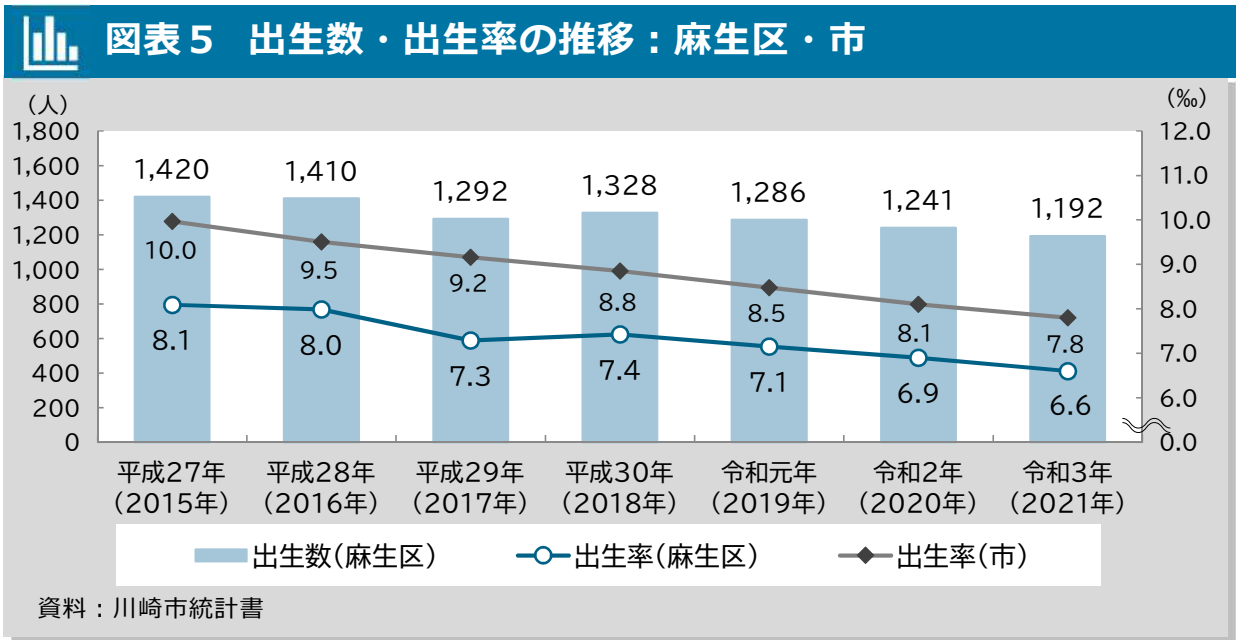


資料：川崎市総務企画局「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」

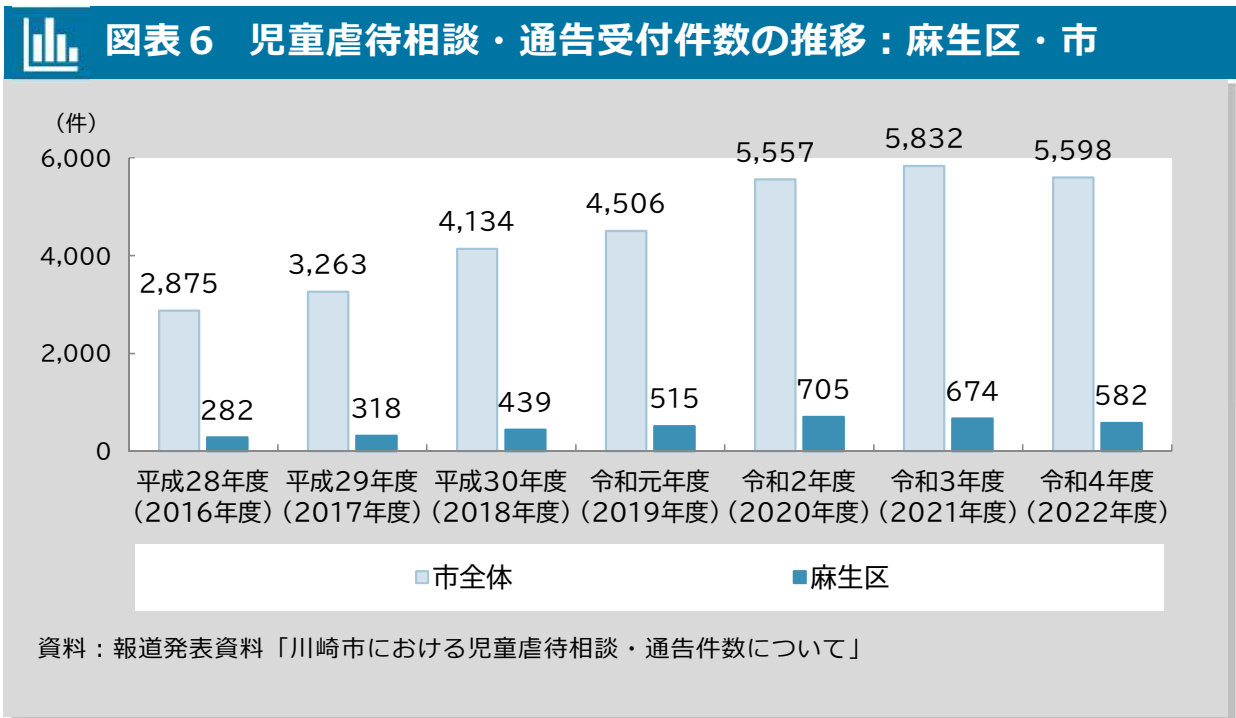
2 子ども・子育て



出生数は減少傾向にあり、令和3（2021）年の出生率は人口1,000人に対して6.6人と、市全体よりも低い状況が続いています。【図表5】

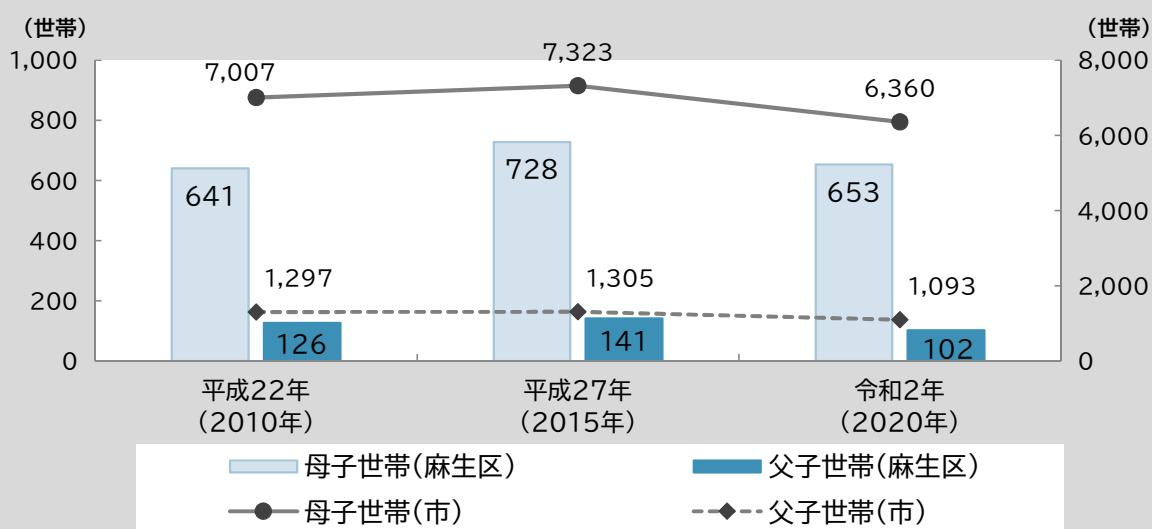


麻生区の児童虐待相談・通告件数（児童相談所・区役所の合計）は、令和2（2020）年度まで増加傾向にありましたが、その後減少し、令和4（2022）年度は582件となっています。【図表6】

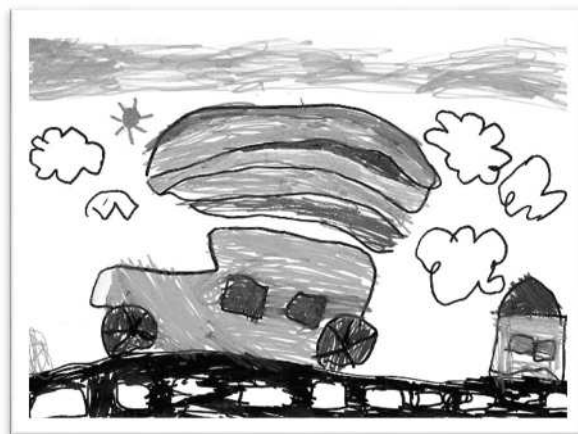


麻生区の母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、令和2（2020）年に母子世帯は653世帯、父子世帯は102世帯となっています。【図表7】

図表7 母子世帯数・父子世帯数：麻生区・市



資料：国勢調査
 ※他の世帯員（20歳以上の子どもを除く。）がいる母子・父子世帯を含む。



区内の保育所に通う園児によるイラスト

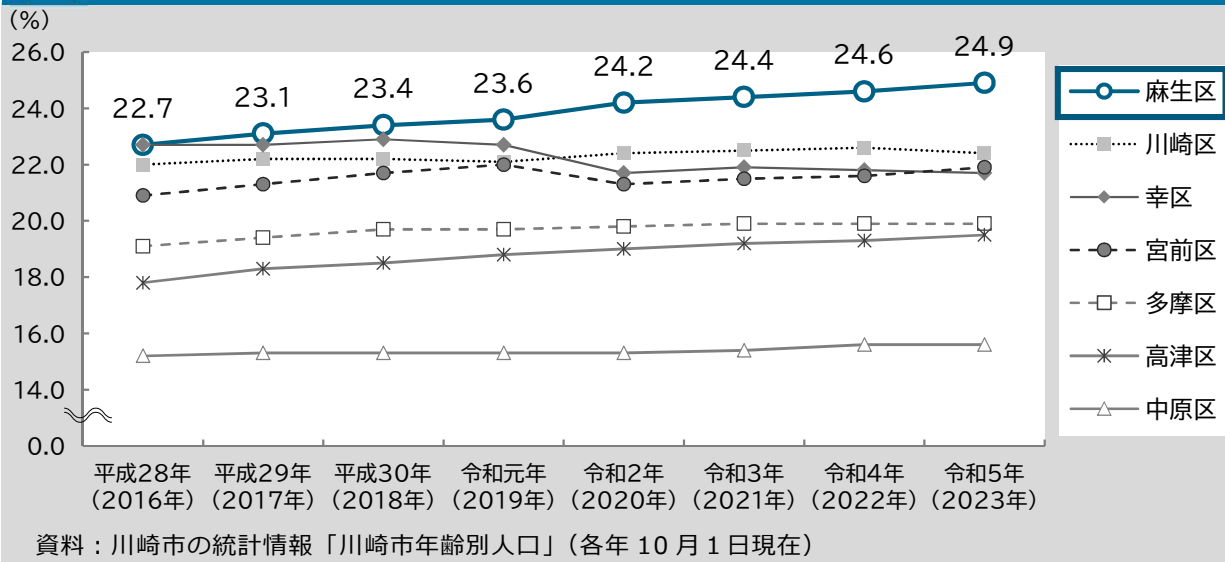
3

高齢者



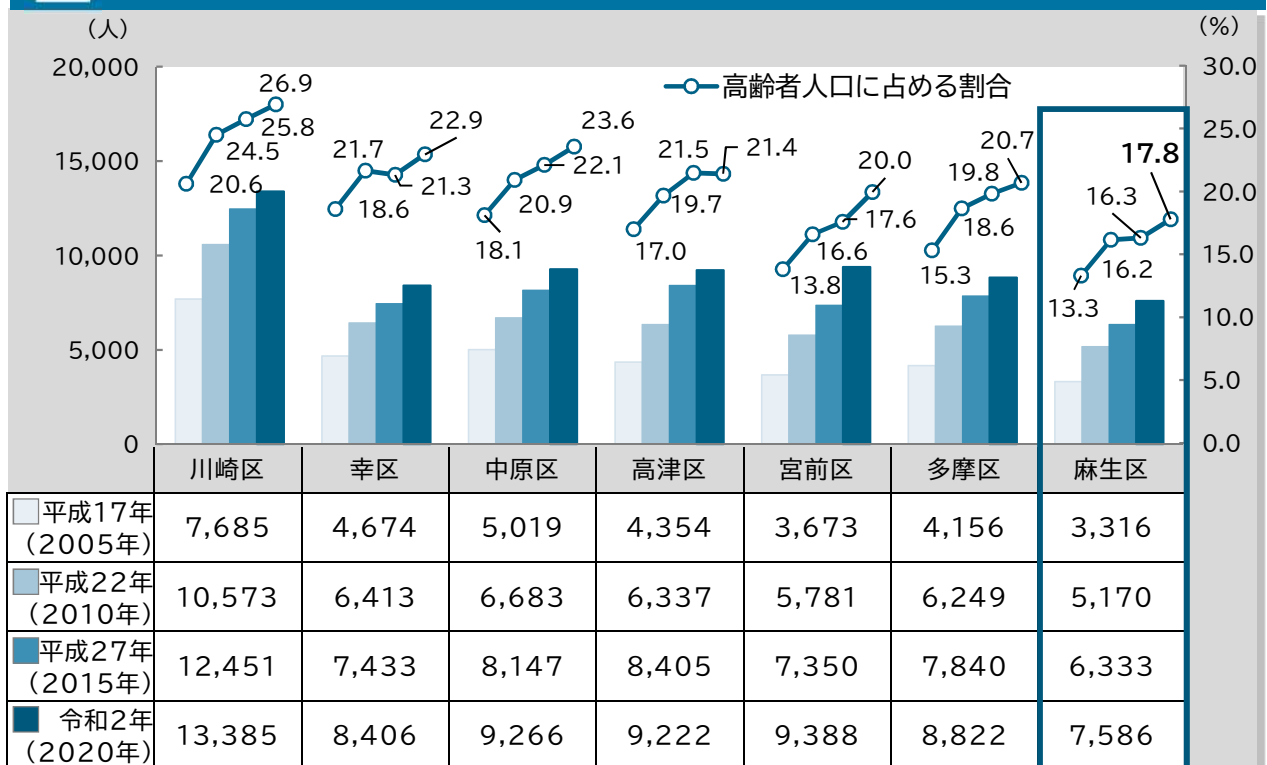
65歳以上人口が総人口に占める割合を表す高齢化率は7区で最も高く、令和5（2023）年には24.9%となっています。【図表8】

図表8 高齢化率の推移：区別



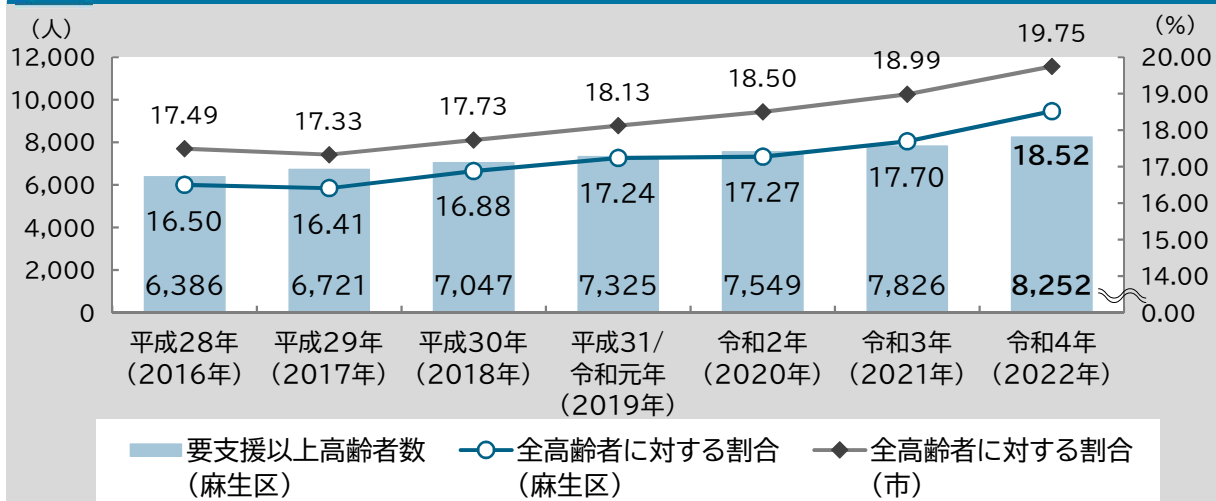
麻生区のみ暮らし高齢者数の推移を見ると、令和2（2020）年に7,586人と7区で最も少ないものの増加傾向にあり、15年で2倍以上となっています。【図表9】

図表9 ひとり暮らし高齢者数の推移：区別



麻生区の要支援以上高齢者数は増加傾向にありますが、令和4（2022）年の全高齢者に対する割合は18.52%で、市の割合を下回って推移しています。【図表10】

図表10 要支援以上高齢者数の推移：麻生区・市

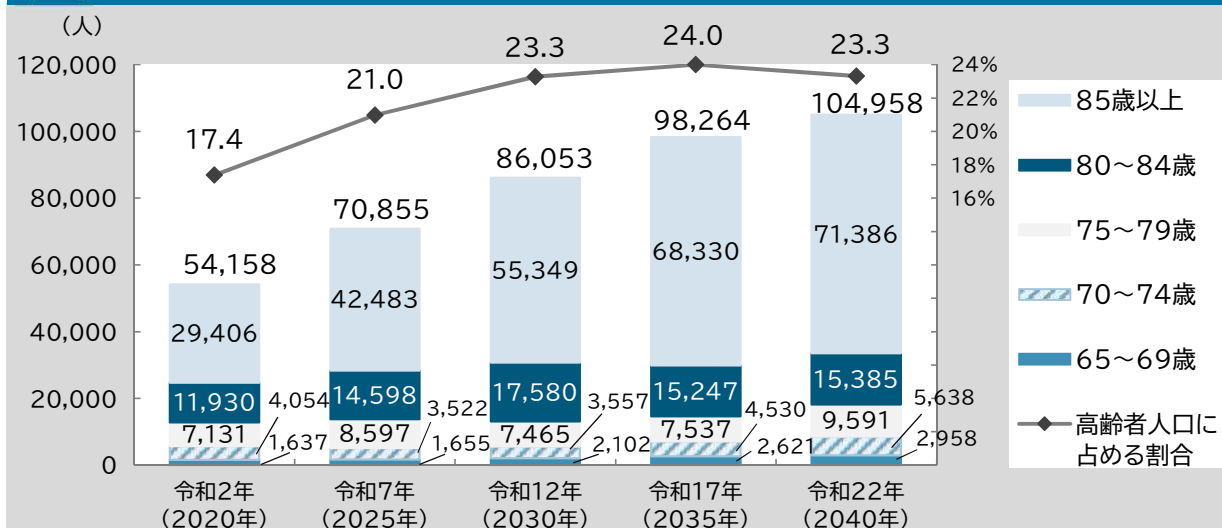


資料：川崎市高齢者施策状況 各年10月1日版

参考

市における認知症高齢者数の推計を見ると、本市の認知症高齢者数は今後も増加を続け、令和7（2025）年には高齢者の約5人に1人が認知症になる見込みとなっています。【図表11】

図表11 認知症高齢者数の推計：市



※資料：第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「かわさきいきいき長寿プラン」
 ※この推計は、令和2年国勢調査をベースに、本市総務企画局が令和4年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて算出したものです。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれない。

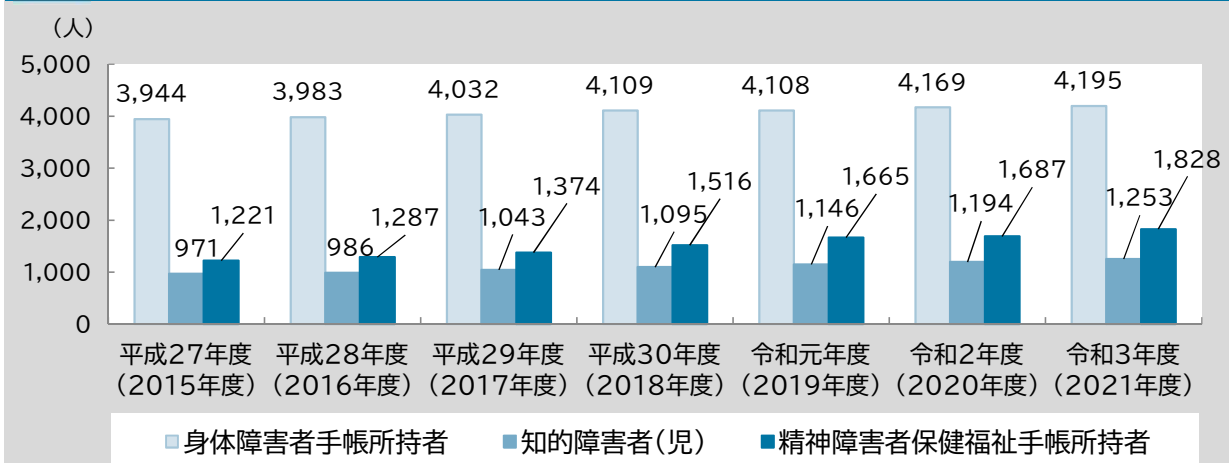
4

障害者



障害者数は、令和3（2021）年度に身体障害者手帳所持者数が4,195人、知的障害者（児）数が1,253人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が1,828人となっています。知的障害者（児）数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。【図表12】

図表12 障害者手帳所持者数等の推移：麻生区



資料：川崎市統計書「障害者の概況」、川崎市健康福祉年報（各年度末現在）
 ※知的障害者（児）数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

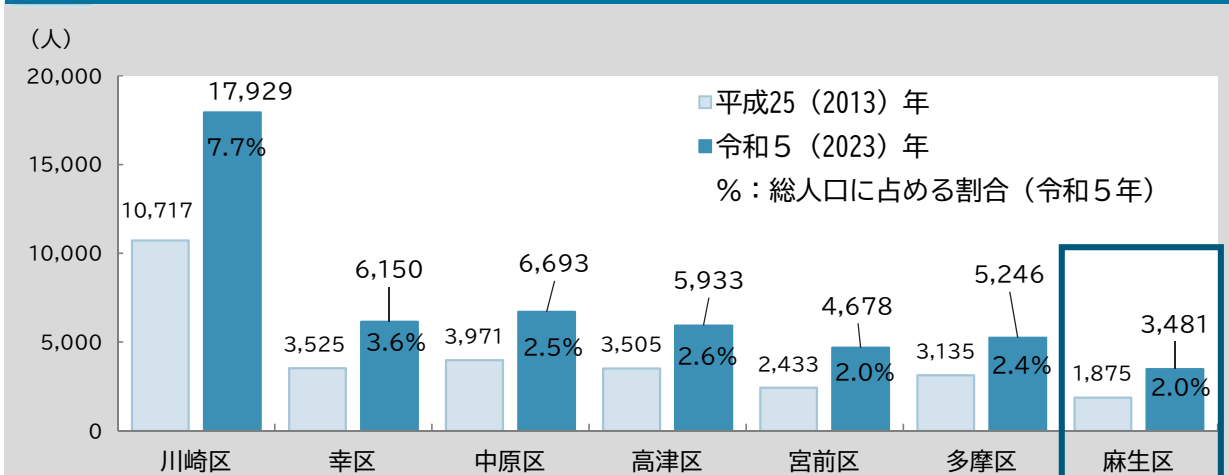
5

外国人住民



麻生区の外国人住民人口は、令和5（2023）年には3,481人となっており、平成25（2013）年から1,606人増加しています。総人口に占める割合は2.0%と、7区の中では低い水準にあります。【図表13】

図表13 外国人住民人口の推移：区別

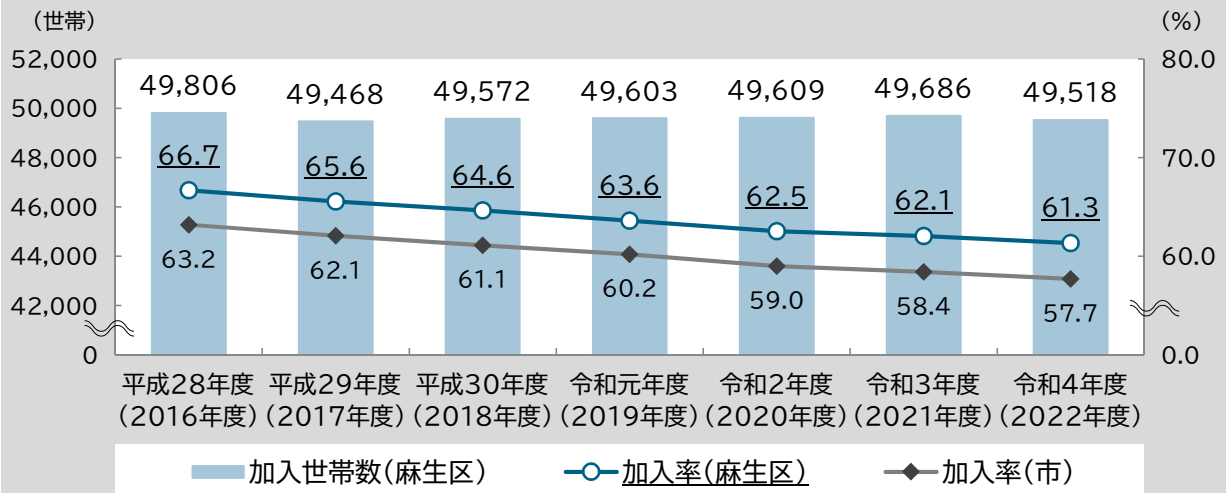


資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（各年9月末日現在）
 総人口は「町丁別年齢別人口」（令和5年9月末日現在）



令和5（2023）年4月時点で麻生区には、7区で最も多い125の町会・自治会等の組織がありますが、町会・自治会等への加入率は低下傾向にあります。【図表14】

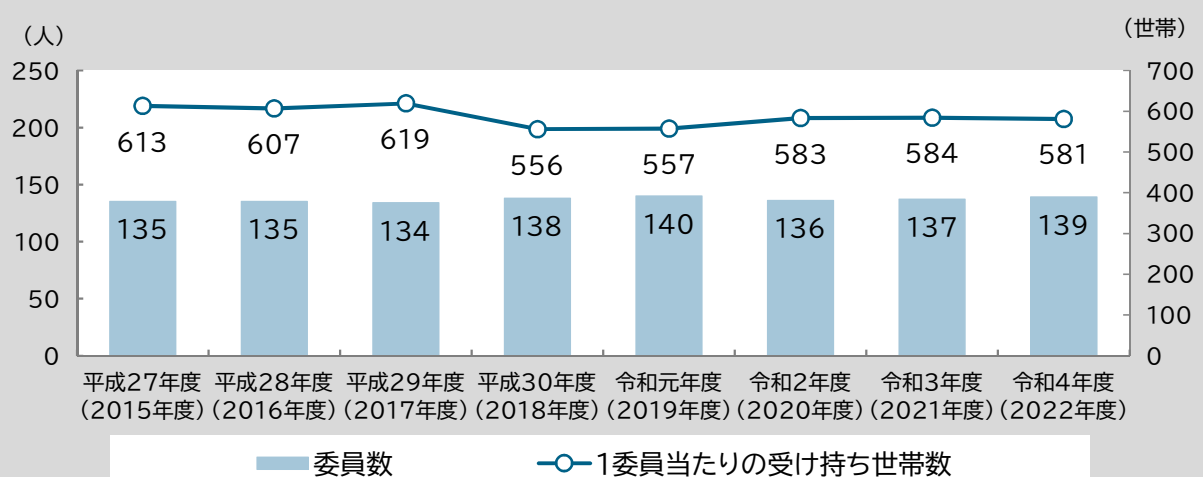
図表14 町会・自治会加入率及び加入世帯数の推移：麻生区・市



資料：川崎市統計書「住民組織加入状況」（各年度4月1日現在）

令和4（2022）年度の民生委員児童委員は139人で、1委員当たりの受け持ち世帯数は581世帯となっています。【図表15】

図表15 民生委員児童委員数と受け持ち世帯数の推移：麻生区



資料：川崎市統計書「民生委員・児童委員数等の状況」（各年度4月1日現在）

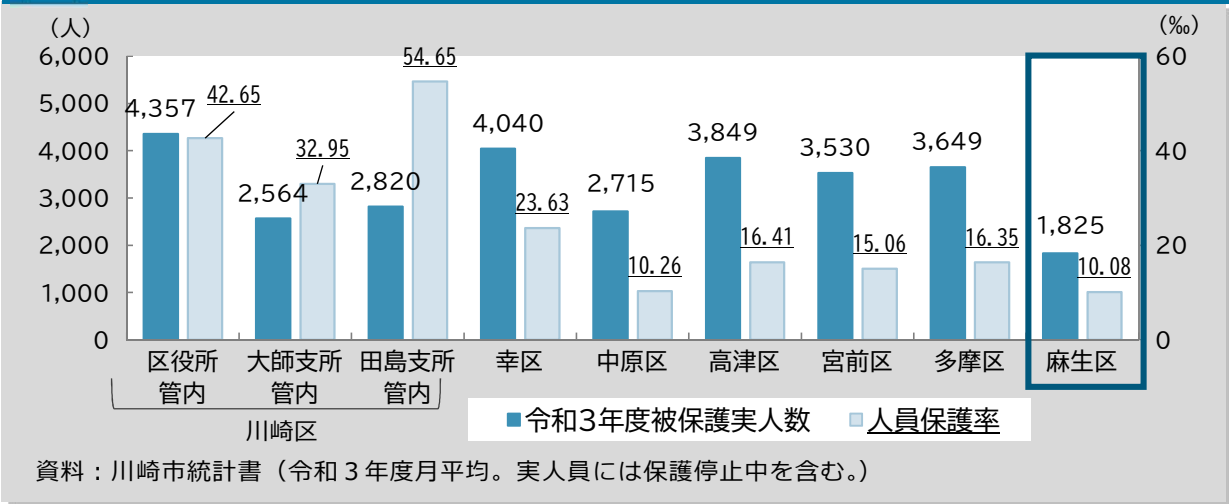
7

生活保護



麻生区において令和3（2021）年度に生活保護★を受けた人の数は1,825人で、人口1,000人に対する人員保護率は10.08人と7区で最も低くなっています。【図表16】

図表16 生活保護の状況：区別



★生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

第1章 麻生区地域福祉計画策定にあたって

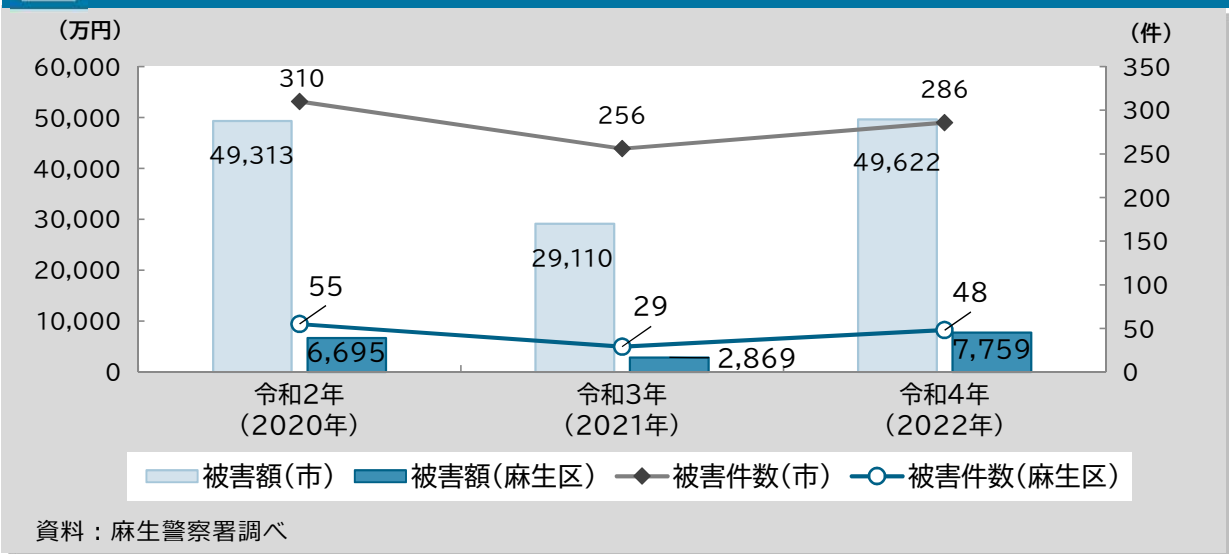
8

安全・安心



令和4（2022）年に麻生区内で発生した特殊詐欺★の被害件数は48件、被害額は約7,759万円と前年より増加しています。【図表17】

図表17 特殊詐欺被害状況：麻生区・市



★特殊詐欺：犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪のことです。

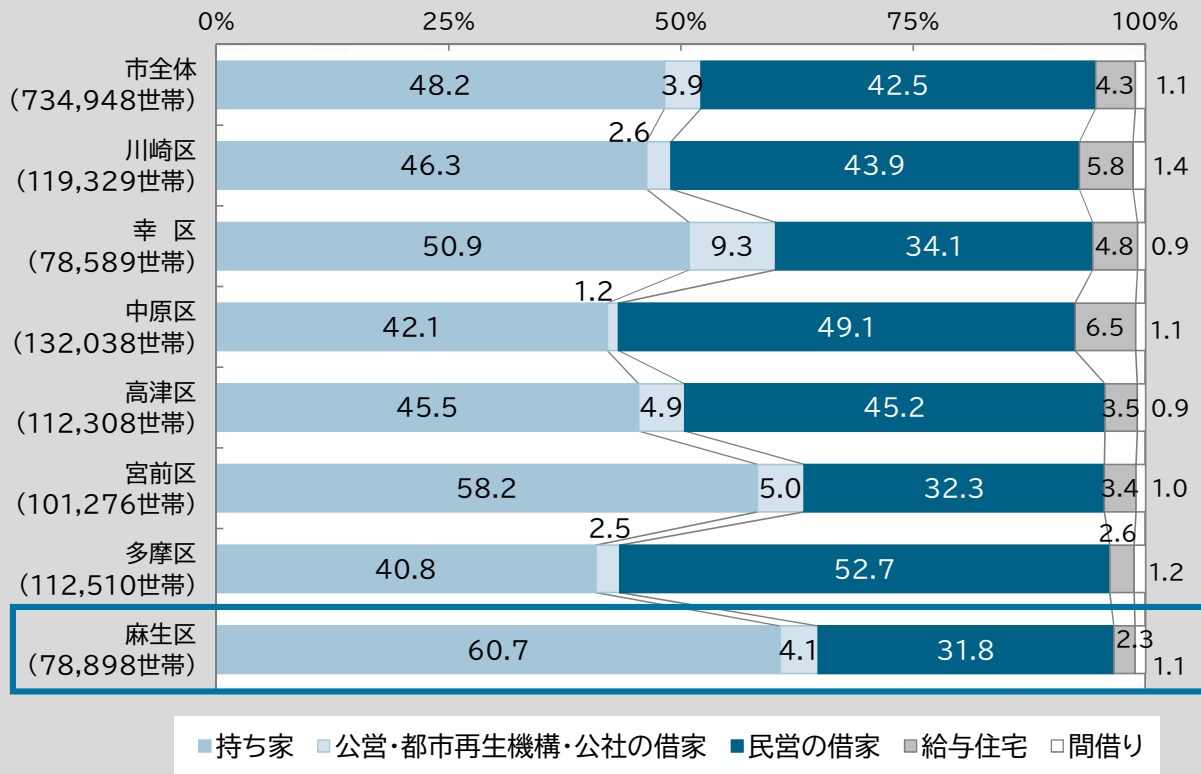
9

住まい



麻生区の持ち家の割合は、令和2（2020）年に60.7%と7区で最も高く、民営の借家の割合は31.8%と7区で最も低くなっています。【図表18】

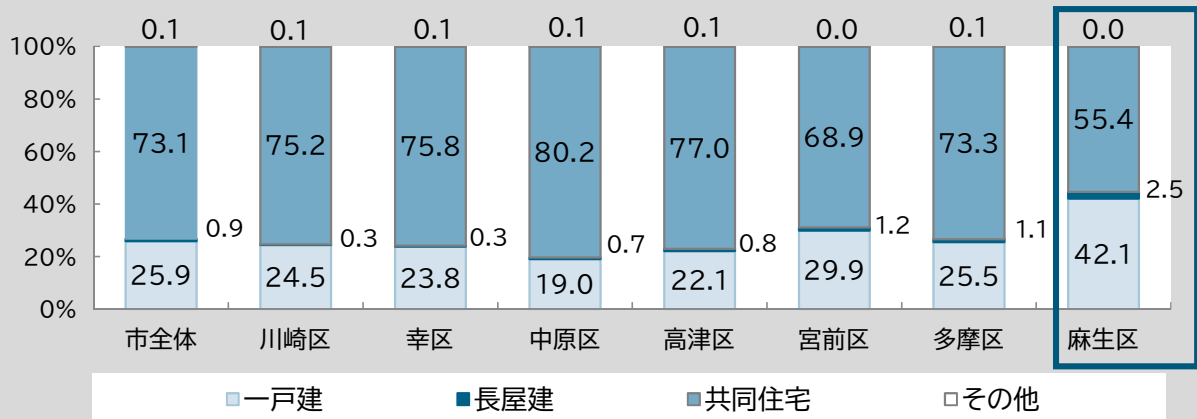
図表18 住まいの形態：区別



資料：令和2（2020）年国勢調査

麻生区の一戸建住居の割合は、令和2（2020）年に42.1%と7区で最も高くなっています。【図表19】

図表19 住居の種類：区別



資料：令和2（2020）年国勢調査

3

地域ケア圏域について

麻生区には、町会・自治会、小学校区（16地区）、中学校区（8地区）、地区民生委員児童委員協議会の区域（6地区）、地区社会福祉協議会の区域（2地区）、地域包括支援センターの区域（7地区）等、様々な区域が存在します。

麻生区では、民生委員児童委員協議会の区域を参考に6つの「地域ケア圏域」を設定し、地区カルテ*等を活用して、より多くの方々とともに地域の状況を共有していくこととしています。

圏域の考え方については、
p.100 をご覧ください



麻生東第二地区

金程 1～4丁目、千代ヶ丘 1～9丁目
細山、細山 1～8丁目、向原 1～3丁目

麻生東第一地区

高石 1～6丁目
多摩美 1・2丁目

麻生東第三地区

東百合丘 1～4丁目
百合丘 1～3丁目

柿生第一地区

王禅寺
虹ヶ丘 1～3丁目
白山 1～5丁目
王禅寺西 1～8丁目
王禅寺東 1～6丁目

柿生第二地区

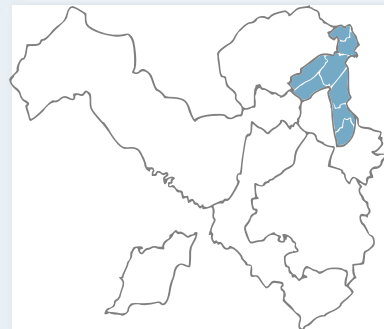
岡上、岡上 1～6丁目
上麻生、上麻生 1～7丁目
下麻生、下麻生 1～3丁目、早野

柿生第三地区

片平、片平 1～8丁目
栗木、栗木 1～3丁目
栗木台 1～5丁目
栗平 1・2丁目
黒川、五力田
五力田 1～3丁目
白鳥 1～4丁目
古沢、万福寺
万福寺 1～6丁目
南黒川
はるひ野 1～5丁目

* 地区カルテ：人口などの統計データや地域資源、地域活動等を地域ケア圏域ごとにまとめたものです。お住いの地域について情報を共有し、課題解決に向けた取組を進めていくためのツールとして活用できます。各地区の情報については、区ホームページ上の「麻生区地区カルテ」をご覧ください。

1 麻生東第一地区



対象の町丁

高石1～6丁目、多摩美1・2丁目

地区の概況

麻生東第一地区は、麻生区の北東部に位置し、多摩区と隣接しています。多摩美特別緑地保全地区をはじめ、自然が多く残る地域です。

コンパクトな地域ながら、4つのお寺（妙延寺、潮音寺、法雲寺、匡真寺）と神社（高石神社）があります。それぞれに由緒があり、地域の大切な資源になっています。また、山坂が多く、自然とたくさん歩く生活となるために、高齢者がとても元気だといわれており、地域活動も盛んに行われています。

民生委員児童委員協議会の皆さんに聞きました。



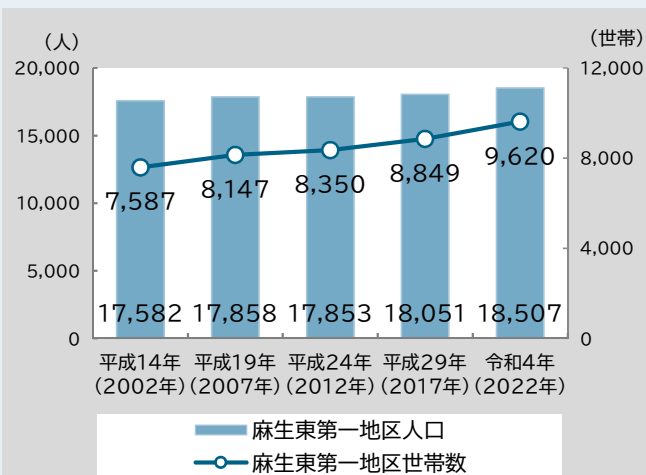
人口・世帯数は？

	人口	世帯数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	前期高齢者人口 (65～74歳)	後期高齢者人口 (75歳以上)
麻生東第一地区	18,507	9,620	1,967	12,143	4,397	2,015	2,382
麻生区	178,555	83,651	22,469	113,714	42,372	19,209	23,163
川崎市	1,523,861	778,337	187,040	1,029,317	307,504	145,902	161,602

資料：住民基本台帳 令和4（2022）年9月末

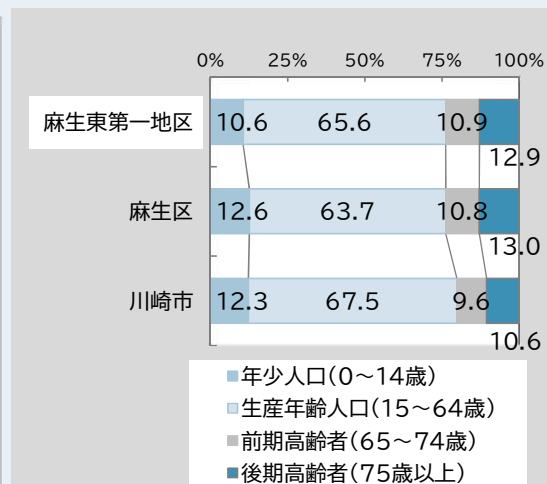
※但し、世帯数については単位は世帯

人口・世帯数の変化は？



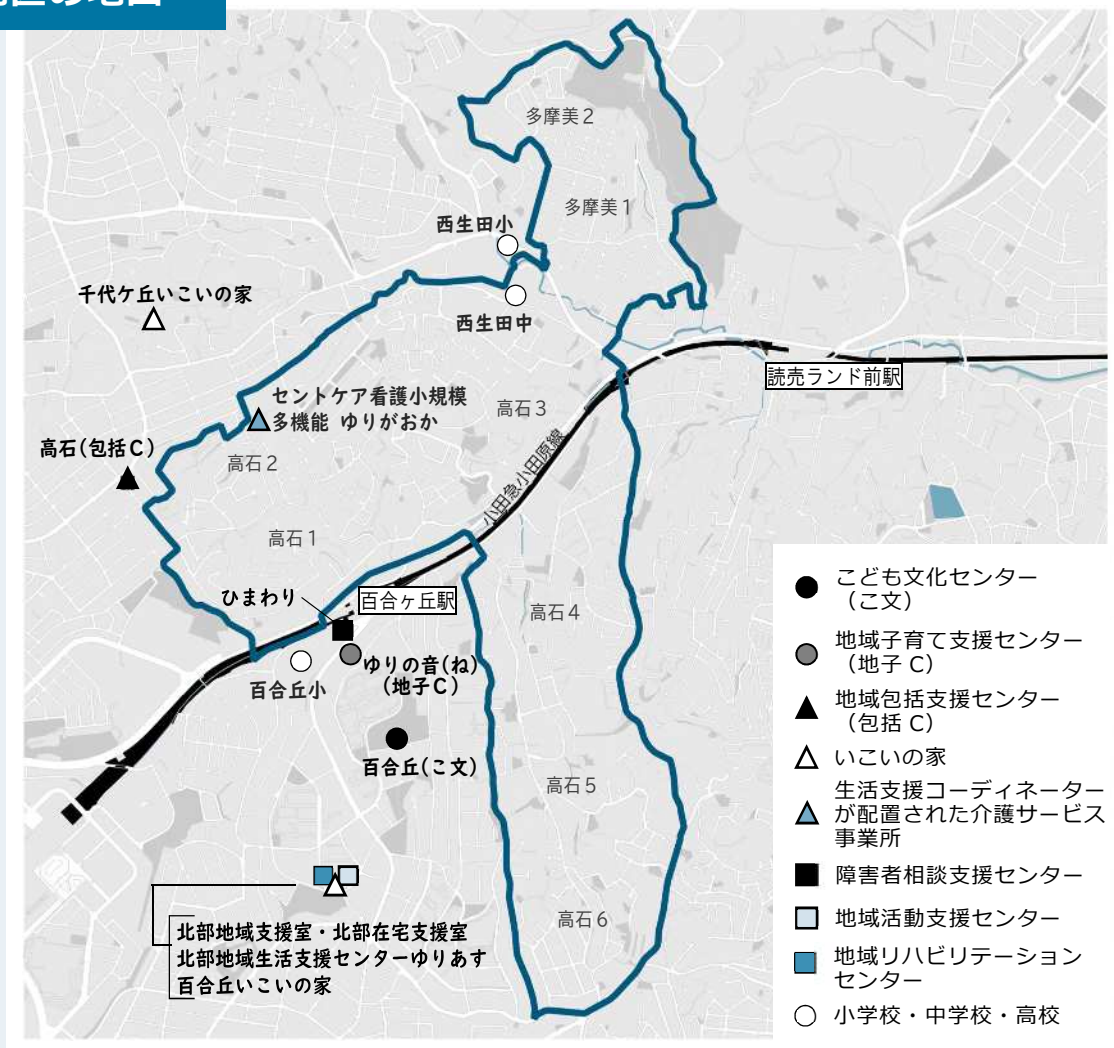
資料：住民基本台帳 各年9月末

子ども・高齢者の割合は？



資料：住民基本台帳 令和4（2022）年9月末

地区の地図



地区の地域活動

子育てサロンぴよぴよ



麻生東第一地区民生委員児童委員協議会が運営する子育てサロン。月1回、高石公民館で開催しています。

なでしこの会



地域の住民が月1回妙延寺に集まり、認知症予防運動プログラム「コグニサイズ」*や健康体操を実施しています。

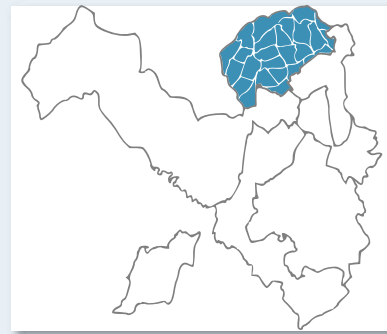
多摩美コロバナーゼ



地域の住民が月1回多摩美町会会館に集まり、高石地域包括支援センターの協力のもと、コグニサイズ*等を行っています。

*コグニサイズ：国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた認知症予防を目的とした取組の総称を表した造語です。英語の cognition（認知）と exercise（運動）を組み合わせると cognicise（コグニサイズ）と言います。

② 麻生東第二地区



対象の町丁

金程 1～4丁目、千代ヶ丘 1～9丁目
細山、細山 1～8丁目、向原 1～3丁目

地区の概況

麻生東第二地区は麻生区の北部に位置し、稲城市と隣接しています。高台から斜面上に広がる、落ち着いた住宅街です。

丹沢や三浦半島までを一望できる高台の地域があるなど自然豊かな一方、幼稚園から小・中学校、高校まで教育施設が揃っています。早朝や深夜もウォーキングしている人が見られ、パトロール活動やごみ拾いをボランティアで行うなど、住民の取組で地域が保たれています。また、川崎授産学園やソレイユ川崎の施設があり、地域と良い関係を築いています。

民生委員児童委員協議会の皆さんに聞きました。



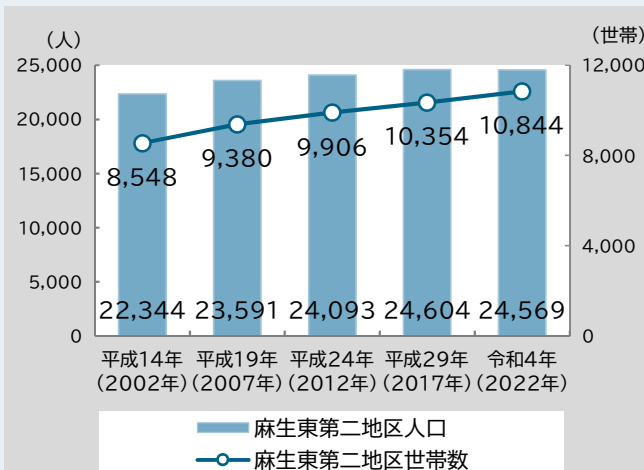
人口・世帯数は？

	人口	世帯数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	前期高齢者人口 (65～74歳)	後期高齢者人口 (75歳以上)
麻生東第二地区	24,569	10,844	3,228	15,705	5,636	2,605	3,031
麻生区	178,555	83,651	22,469	113,714	42,372	19,209	23,163
川崎市	1,523,861	778,337	187,040	1,029,317	307,504	145,902	161,602

資料：住民基本台帳 令和4（2022）年9月末

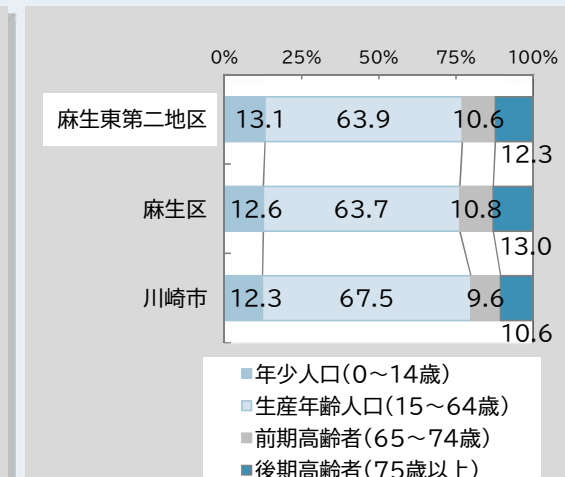
※但し、世帯数については単位は世帯

人口・世帯数の変化は？



資料：住民基本台帳 各年9月末

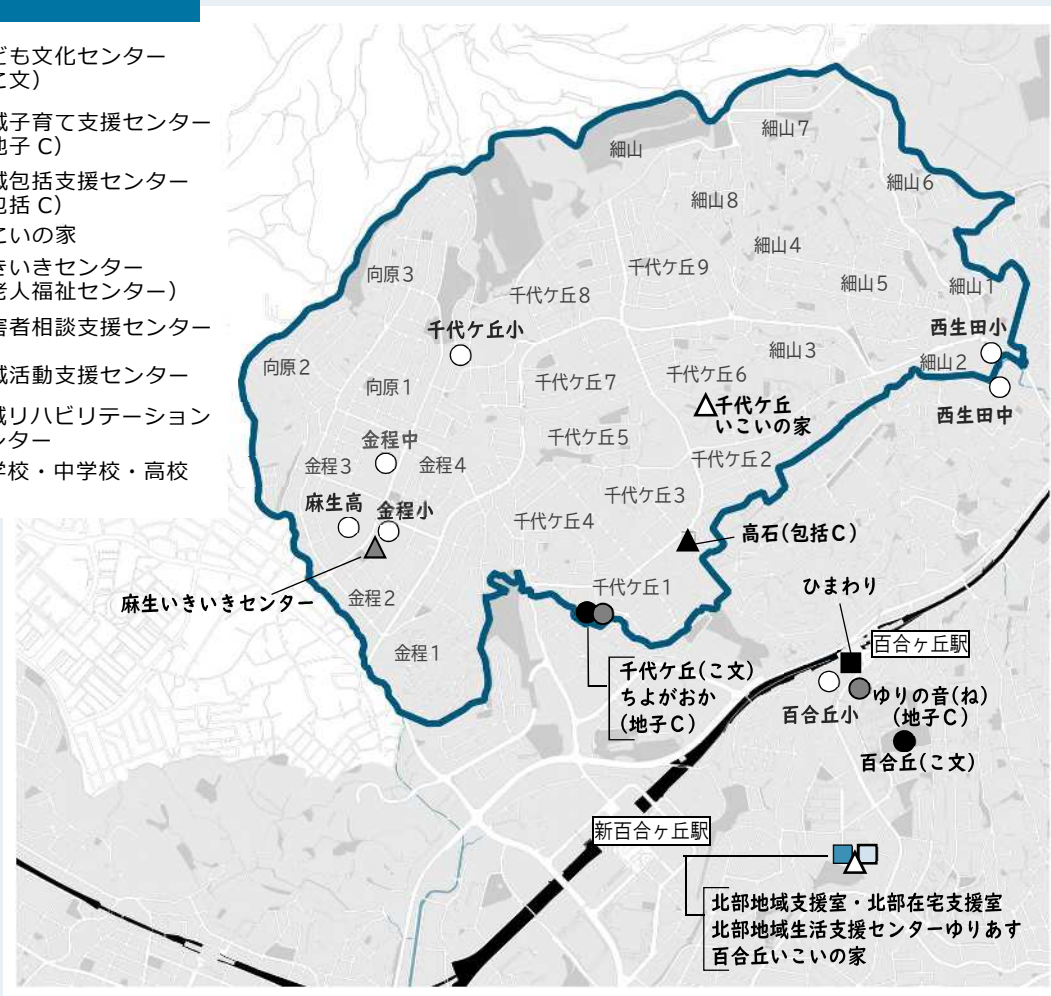
子ども・高齢者の割合は？



資料：住民基本台帳 令和4（2022）年9月末

地区の地図

- こども文化センター (こ文)
- 地域子育て支援センター (地子C)
- ▲ 地域包括支援センター (包括C)
- △ いこいの家
- ▲ いきいきセンター (老人福祉センター)
- 障害者相談支援センター
- 地域活動支援センター
- 地域リハビリテーションセンター
- 小学校・中学校・高校



地区の地域活動

子育てサロンいち・に・さんぽ



細山

麻生東第二地区民生委員児童委員協議会が運営する子育てサロン。月に1回、細山会館で開催しています。

ロバ君倶楽部



千代ヶ丘

地域の住民が千代ヶ丘いこいの家に月1回集まり、認知症サポーター養成講座の受講者に配布するためのロバ君マスクを作成しています。

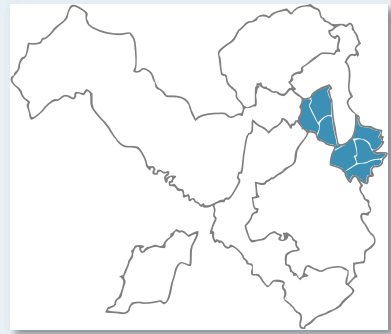
コミカフェ富士見



金程

金程富士見町会の活動として、町会会館で落語会やビアガーデンなどを行い、多世代で交流しています。

3 麻生東第三地区



対象の町丁

東百合丘1～4丁目、百合丘1～3丁目

地区の概況

麻生東第三地区は、麻生区の東部に位置し多摩区と隣接しています。急な坂が多いもののバス便が多く、静かな住宅街です。圏域内に田園調布学園大学や百合丘地域包括支援センター、百合丘いこいの家などがあり、大切な地域資源となっています。また、百合丘第2公園など、環境の整った公園が多いことも魅力の一つで、ラジオ体操が行われたり、イベントの開催や子ども達が集う場になったりと、公園は地域の憩いの場になっています。

民生委員児童委員協議会の皆さんに聞きました。



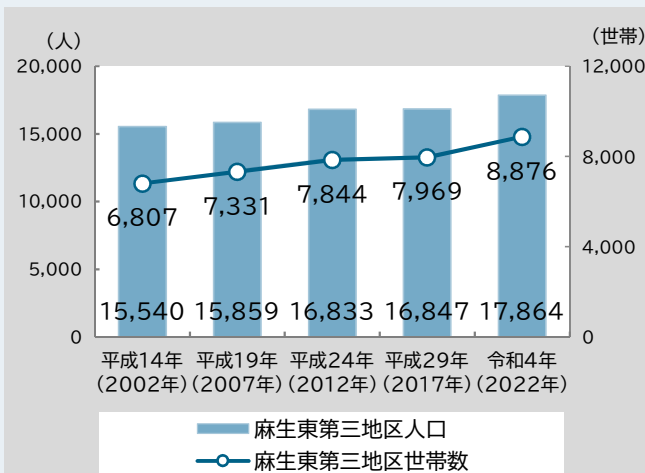
人口・世帯数は？

	人口	世帯数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	前期高齢者人口 (65～74歳)	後期高齢者人口 (75歳以上)
麻生東第三地区	17,864	8,876	2,393	11,170	4,301	1,808	2,493
麻生区	178,555	83,651	22,469	113,714	42,372	19,209	23,163
川崎市	1,523,861	778,337	187,040	1,029,317	307,504	145,902	161,602

資料：住民基本台帳 令和4（2022）年9月末

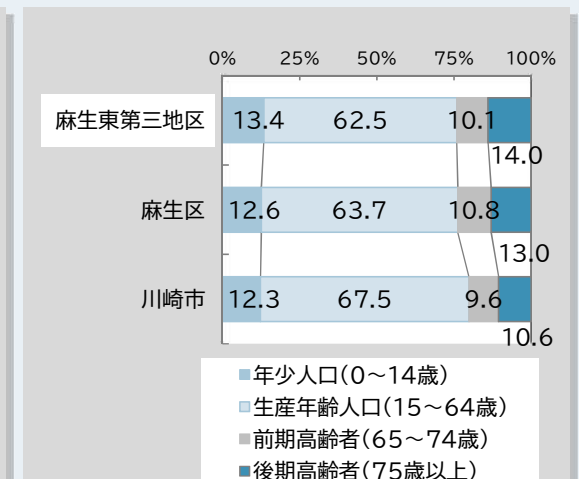
※但し、世帯数については単位は世帯

人口・世帯数の変化は？



資料：住民基本台帳 各年9月末

子ども・高齢者の割合は？



資料：住民基本台帳 令和4（2022）年9月末

地区の地図



地区の地域活動

子育てサロンゆうゆう



麻生東第三地区民生委員児童委員協議会が運営する子育てサロン。月に1回、サンラフレ集会所の和室で開催しています。

まごころコロバネーゼ



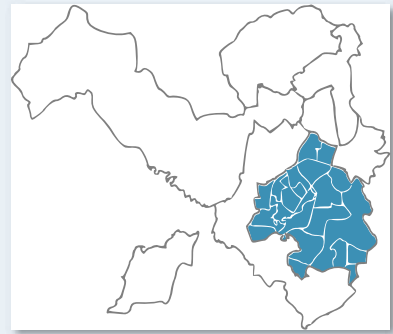
百合丘地域包括支援センターと地域住民が、特別養護老人ホーム「まごころタウン*新百合ヶ丘」で、健康づくりのための体操を行っています。

東百合丘町会絆会健康体操



東百合丘町会老人会の活動の一環として、地域住民が町会会館に集まり、健康体操等を行っています。

4 柿生第一地区



対象の町丁

王禅寺、虹ヶ丘1～3丁目、白山1～5丁目
王禅寺西1～8丁目、王禅寺東1～6丁目

地区の概況

柿生第一地区は、区の南東部に位置し、横浜市青葉区と隣接しています。王禅寺には区画整理された住宅街などがあり、虹ヶ丘や白山には大規模な集合住宅地があります。

王禅寺には付近一帯の地名にもなっている同名の寺院があり、日本最古の甘柿といわれている禅寺丸柿の原木が保存されていることで有名です。また、市政60周年を記念し、水と緑をテーマとして整備された王禅寺ふるさと公園という広大な公園があり、地域住民の憩いの場となっています。

民生委員児童委員協議会の皆さんに聞きました。



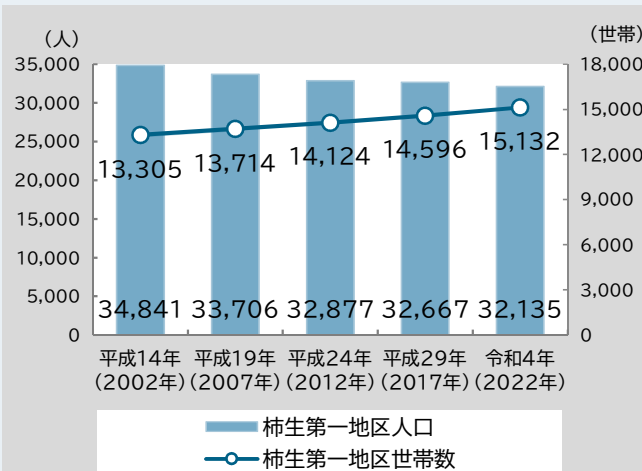
人口・世帯数は？

	人口	世帯数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	前期高齢者人口 (65～74歳)	後期高齢者人口 (75歳以上)
柿生第一地区	32,135	15,132	3,319	17,560	11,256	4,750	6,506
麻生区	178,555	83,651	22,469	113,714	42,372	19,209	23,163
川崎市	1,523,861	778,337	187,040	1,029,317	307,504	145,902	161,602

資料：住民基本台帳 令和4（2022）年9月末

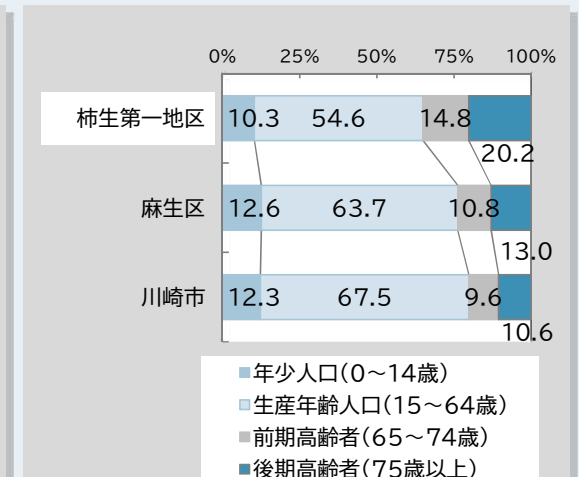
※但し、世帯数については単位は世帯

人口・世帯数の変化は？



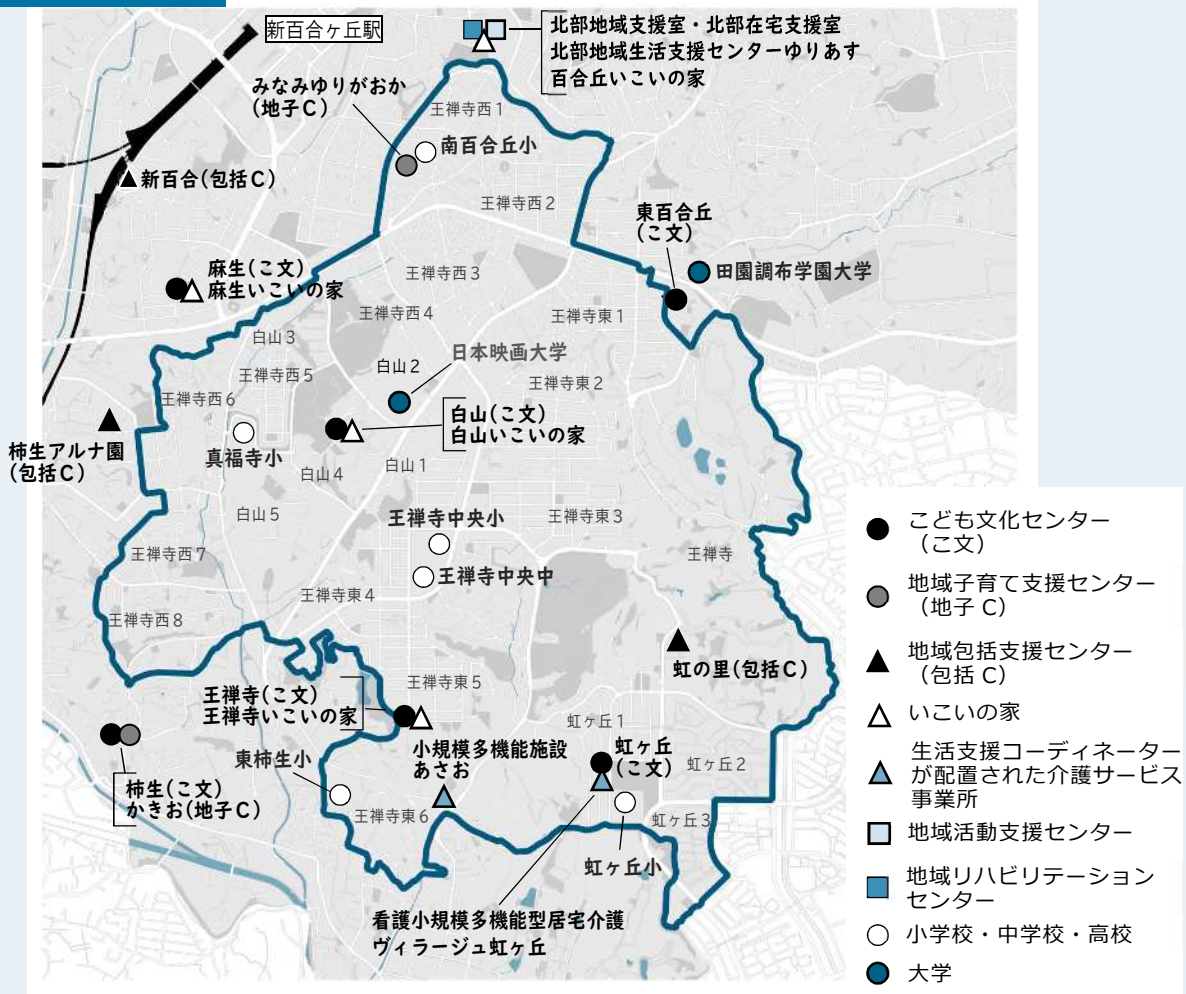
資料：住民基本台帳 各年9月末

子ども・高齢者の割合は？



資料：住民基本台帳 令和4（2022）年9月末

地区の地図



地区の地域活動

子育てサロンにじっこ広場



虹ヶ丘

柿生第一地区民生委員児童委員協議会が運営する子育てサロン。月1回、虹ヶ丘小学校コミュニティルームで実施しています。

王禅寺コロバネーゼ



王禅寺

地域の住民が月1回、王禅寺いこいの家に集まり、地域包括支援センター虹の里の協力のもと、転倒予防体操や太極拳等を行っています。

ポプラ・ささえあい

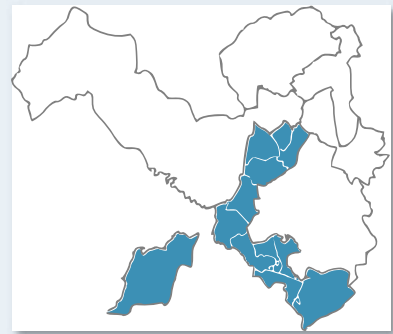


白山

階段避難車講習の様子

新ゆりグリーントウンポプラ街区で、住民同士の支え合いとして、ちょっとしたお手伝いを1件(30分程度)100円でサポートしています。

5 柿生第二地区



対象の町丁

岡上、岡上1～6丁目、上麻生、上麻生1～7丁目
下麻生、下麻生1～3丁目、早野

地区の概況

柿生第二地区は麻生区中央～南部に位置し、区の中心地となる商業エリアと、特別緑地保全地区も点在する緑豊かな環境となっています。

区内の商業施設が多く集まる新百合ヶ丘駅南口周辺、昭和2(1927)年に開業した歴史ある柿生駅周辺の緑豊かな地域、高台にある麻生台団地周辺、畑や竹林等が多く農業が盛んな早野、周囲を横浜市・町田市に囲まれた飛地である岡上など、たくさんの表情があるのが柿生第二地区の特徴です。

民生委員児童委員協議会の皆さんに聞きました。



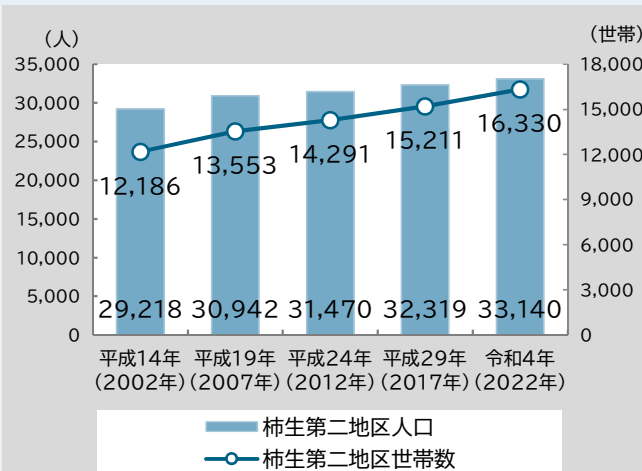
人口・世帯数は？

	人口	世帯数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	前期高齢者人口 (65～74歳)	後期高齢者人口 (75歳以上)
柿生第二地区	33,140	16,330	3,858	21,364	7,918	3,731	4,187
麻生区	178,555	83,651	22,469	113,714	42,372	19,209	23,163
川崎市	1,523,861	778,337	187,040	1,029,317	307,504	145,902	161,602

資料：住民基本台帳 令和4(2022)年9月末

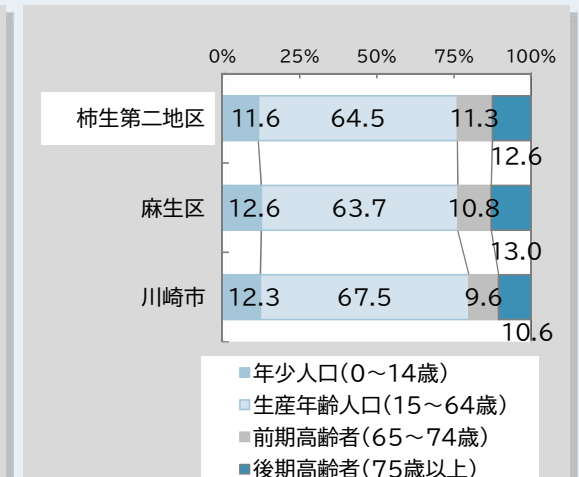
※但し、世帯数については単位は世帯

人口・世帯数の変化は？



資料：住民基本台帳 各年9月末

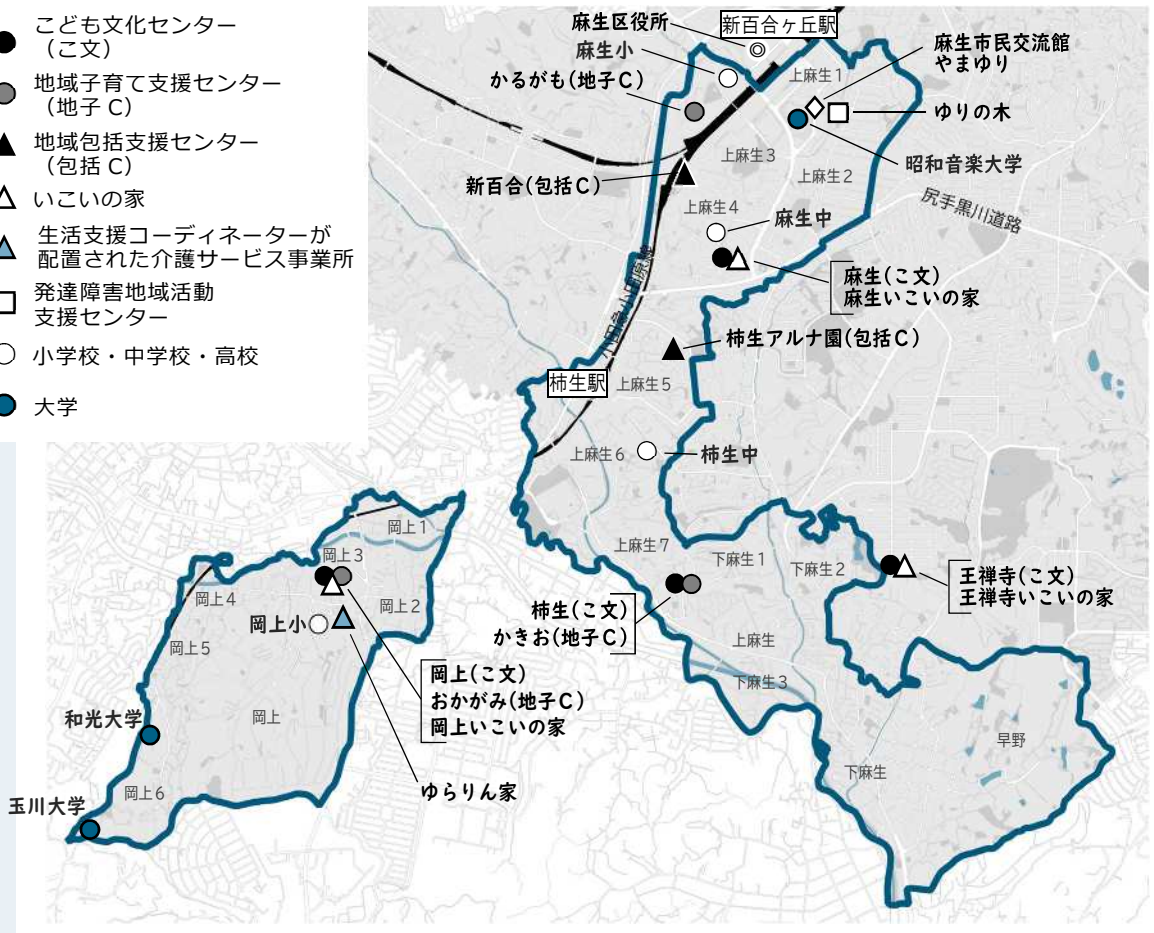
子ども・高齢者の割合は？



資料：住民基本台帳 令和4(2022)年9月末

地区の地図

- こども文化センター (こ文)
- 地域子育て支援センター (地子C)
- ▲ 地域包括支援センター (包括C)
- △ いこいの家
- ▲ 生活支援コーディネーターが配置された介護サービス事業所
- 発達障害地域活動支援センター
- 小学校・中学校・高校
- 大学



地区の地域活動

子育てサロンひよこ



柿生第2地区民生委員児童委員協議会が運営する子育てサロン。月に1回、柿生分庁舎で開催しています。

山口台公園のラジオ体操



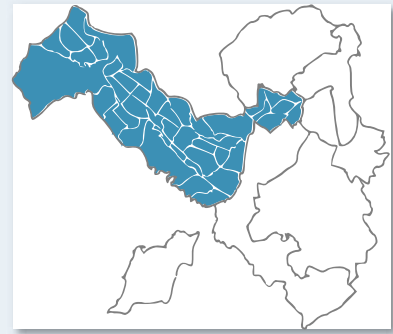
新百合地域包括支援センターと地域住民が、月に2回開催しているラジオ体操は、地域の人との交流の場となっています。

みどりの会



岡上地区の民生委員が片平地域包括支援センターと協力し、岡上公会堂で開催。高齢者の方が体操とお喋りを楽しんでいます。

6 柿生第三地区



対象の町丁

片平、片平1～8丁目、栗木、栗木1～3丁目、栗木台1～5丁目、栗平1・2丁目、黒川、五力田、五力田1～3丁目、白鳥1～4丁目、古沢、万福寺、万福寺1～6丁目、南黒川、はるひ野1～5丁目

地区の概況

柿生第三地区は、麻生区の中央から北西部に位置し、多摩市・稲城市・町田市と隣接しています。行政機関や商業施設などの都市機能が集まるエリアもあり、また農地や山林などの自然環境も多く残っています。

新百合山手都市景観形成地区の中心である万福寺、小田急多摩線沿線に宅地造成された栗平、はるひ野、自然が豊かに残る五力田、古沢、黒川など、広いエリアの中に様々な特徴を持っており、善正寺、修廣寺をはじめとする歴史ある寺社仏閣も多く存在します。

民生委員児童委員協議会の皆さんに聞きました。



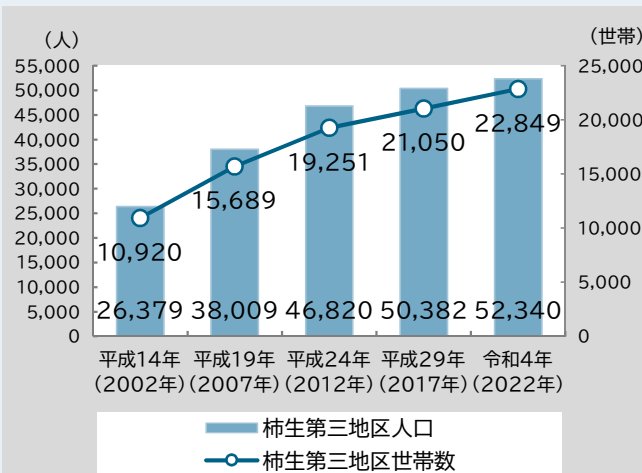
人口・世帯数は？

	人口	世帯数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	前期高齢者人口 (65～74歳)	後期高齢者人口 (75歳以上)
柿生第三地区	52,340	22,849	7,704	35,772	8,864	4,300	4,564
麻生区	178,555	83,651	22,469	113,714	42,372	19,209	23,163
川崎市	1,523,861	778,337	187,040	1,029,317	307,504	145,902	161,602

資料：住民基本台帳 令和4（2022）年9月末

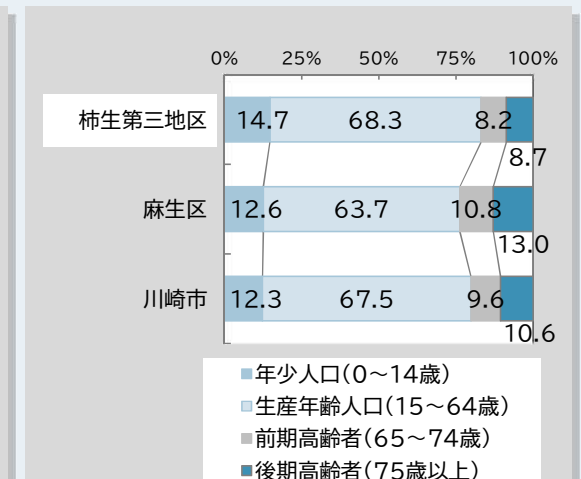
※但し、世帯数については単位は世帯

人口・世帯数の変化は？



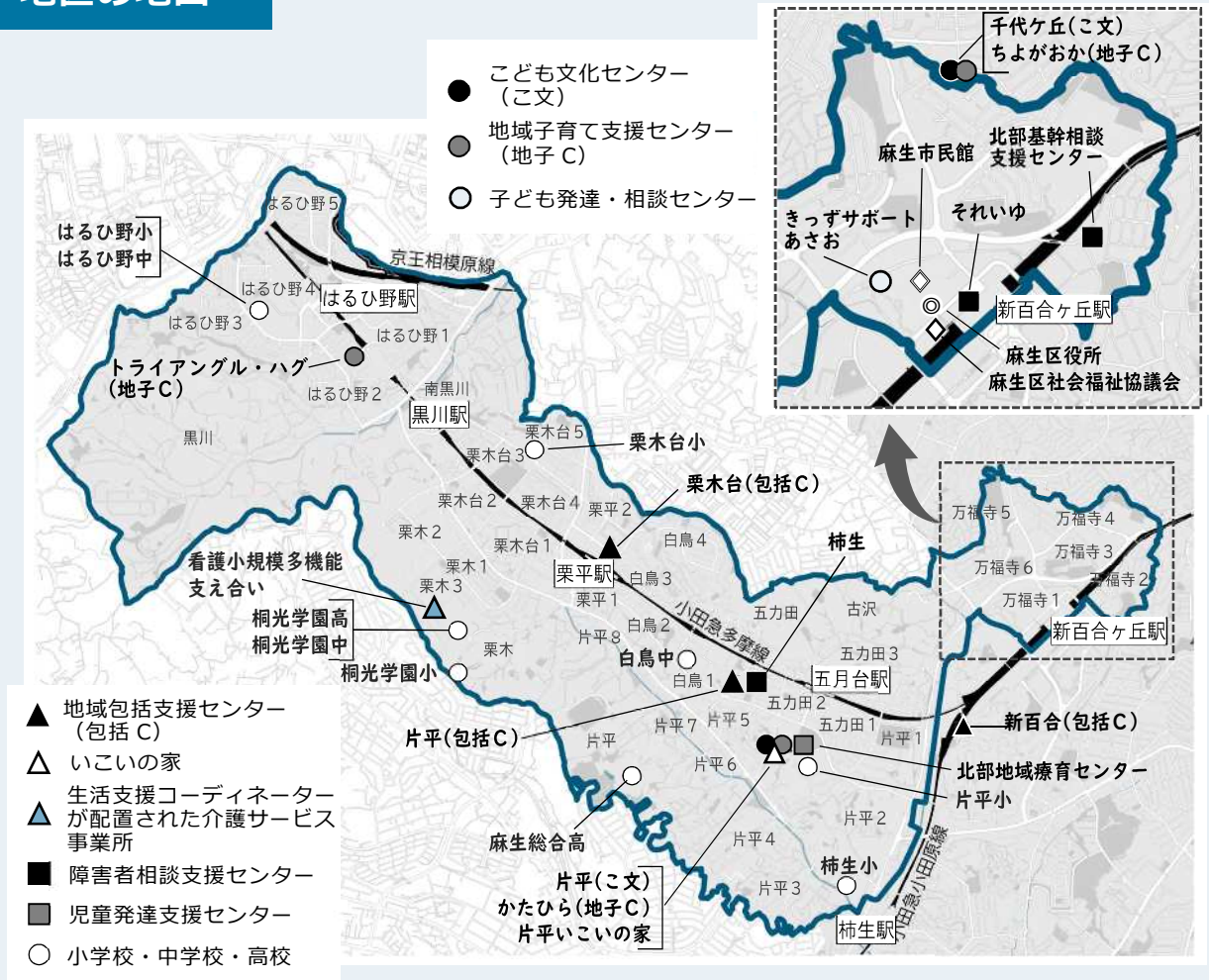
資料：住民基本台帳 各年9月末

子ども・高齢者の割合は？



資料：住民基本台帳 令和4（2022）年9月末

地区の地図



地区の地域活動

子育てサロンはとぼっぽ



柿生第3地区民生委員児童委員協議会が運営する子育てサロン。月に1回、親子向けの体操や遊びで交流を促しています。

中村通公園の公園体操



あさお運動普及推進員が行う健康体操。「かがやいて麻生ストレッチ体操」をはじめ、様々な体操を1時間かけて行います。

万福寺さとやま公園健康ウォーク



ボランティアと一緒に様々なコースを歩いて健康づくりをしています。歩くこととおしゃべりの両方を楽しみます。

4

麻生区の町名別人口推移

	平成 15 年 (2003 年)	平成 20 年 (2008 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 5 年 (2023 年)
麻生区	147,309	163,114	171,420	176,380	178,436
麻生東第一地区	17,722	17,873	17,832	18,188	18,492
高石 1～6 丁目	15,057	15,376	15,373	15,721	16,019
多摩美 1・2 丁目	2,665	2,497	2,459	2,467	2,473
麻生東第二地区	22,547	23,876	24,210	24,555	24,494
金程 1～4 丁目	3,864	3,922	3,988	4,093	4,010
千代ヶ丘 1～9 丁目	9,208	9,200	9,265	9,224	9,098
細山・細山 1～8 丁目	6,733	7,567	7,669	7,854	8,008
向原 1～3 丁目	2,742	3,187	3,288	3,384	3,378
麻生東第三地区	15,485	16,155	16,835	16,896	17,776
東百合丘 1～4 丁目	7,911	8,033	7,953	7,878	7,971
百合丘 1～3 丁目	7,574	8,122	8,882	9,018	9,805
柿生第一地区	34,700	33,561	32,755	32,747	31,803
王禅寺	532	616	790	865	796
虹ヶ丘 1～3 丁目	5,389	5,017	4,672	4,318	4,267
白山 1～5 丁目	6,887	6,310	5,814	5,446	5,094
王禅寺西 1～8 丁目	10,951	10,867	10,896	11,276	11,004
王禅寺東 1～6 丁目	10,941	10,751	10,583	10,842	10,642
柿生第二地区	29,594	31,236	31,630	32,769	33,421
岡上・岡上 1～6 丁目	6,487	6,761	6,635	6,675	6,618
上麻生・上麻生 1～7 丁目	16,145	17,600	18,356	19,600	20,367
下麻生・下麻生 1～3 丁目	6,342	6,245	5,972	5,812	5,816
早野	620	630	667	682	620
柿生第三地区	27,261	40,413	48,158	51,225	52,450
片平・片平 1～8 丁目	9,343	9,904	10,999	11,839	12,100
栗木・栗木 1～3 丁目	953	1,031	1,153	1,411	1,645
栗木台 1～5 丁目	3,720	4,366	4,511	4,674	4,573
栗平 1～2 丁目	2,233	2,726	2,767	2,654	2,910
黒川	2,426	2,482	3,054	3,253	3,326
五力田・五力田 1～3 丁目	2,714	3,002	2,987	3,154	3,192
白鳥 1～4 丁目	3,288	5,549	6,039	6,419	6,400
古沢	383	377	384	439	655
万福寺・万福寺 1～6 丁目	1,952	6,263	9,085	9,404	9,556
南黒川	249	291	250	270	321
はるひ野 1～5 丁目	—	4,422	6,929	7,708	7,772

資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」（各年 9 月末日現在）

注）現在の町丁名と各年時点の町丁名とは異なる場合があります。

例：はるひ野は平成 18（2006）年 3 月、岡上 1～6 丁目は令和 3（2021）年 11 月に住居表示実施。

5 麻生区の地域福祉マップ

子ども関連

● こども文化センター

1	片平こども文化センター
2	麻生こども文化センター
3	千代ヶ丘こども文化センター
4	百合丘こども文化センター
5	東百合丘こども文化センター
6	岡上こども文化センター
7	柿生こども文化センター
8	白山こども文化センター
9	王禅寺こども文化センター
10	虹ヶ丘こども文化センター

● 地域子育て支援センター

1	トライアングル・ハグ
2	かたひら
3	かるがも
4	ちよがおか
5	ゆりの音(ね)
6	みなみゆりがおか
7	おかがみ
8	かきお

○ 子ども発達・相談センター

1	きっずサポートあさお
---	------------

障害者(児)関連

■ 障害者相談支援センター

1	地域相談支援センター柿生
2	地域相談支援センターそれいゆ
3	北部基幹相談支援センター
4	地域相談支援センターひまわり

■ 地域リハビリテーションセンター

1	北部地域支援室・北部在宅支援室
---	-----------------

■ 児童発達支援センター

1	北部地域療育センター
---	------------

□ 発達障害地域活動支援センター

1	ゆりの木
---	------

■ 地域活動支援センター

1	北部地域生活支援センターゆりあす
---	------------------

高齢者関連

▲ 地域包括支援センター

1	栗木台地域包括支援センター
2	片平地域包括支援センター
3	新百合地域包括支援センター
4	高石地域包括支援センター
5	百合丘地域包括支援センター
6	柿生アルナ園地域包括支援センター
7	地域包括支援センター虹の里

▲ いきいきセンター(老人福祉センター)

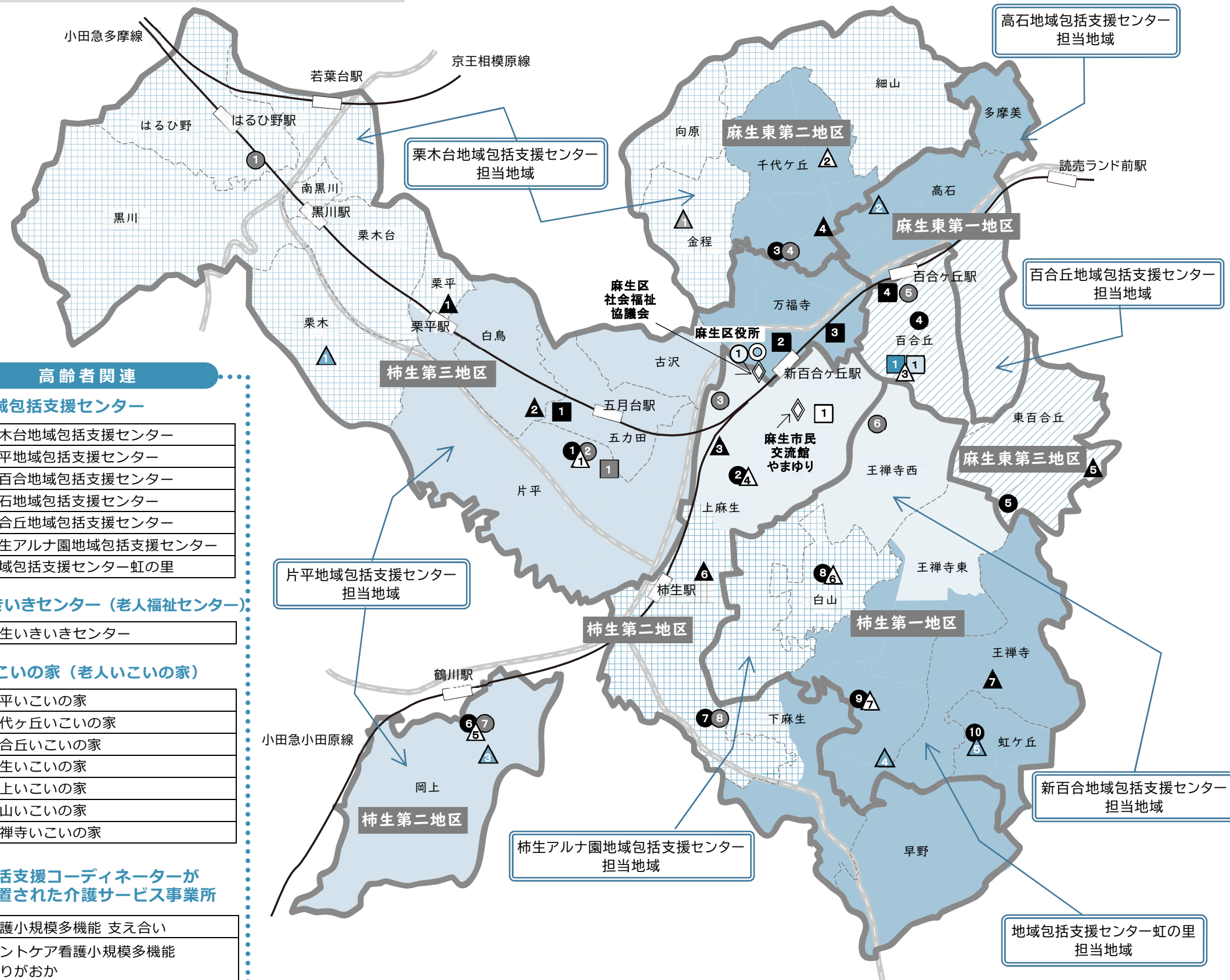
1	麻生いきいきセンター
---	------------

△ いこいの家(老人いこいの家)

1	片平いこいの家
2	千代ヶ丘いこいの家
3	百合丘いこいの家
4	麻生いこいの家
5	岡上いこいの家
6	白山いこいの家
7	王禅寺いこいの家

▲ 生活支援コーディネーターが配置された介護サービス事業所

1	看護小規模多機能 支え合い
2	セントケア看護小規模多機能 ゆりがおか
3	ゆらりん家
4	小規模多機能施設 あさお
5	看護小規模多機能型居宅介護 ヴィラージュ虹ヶ丘



令和5(2023)年10月1日現在

6

麻生区の町名別地区組織

第1章 麻生区地域福祉計画策定にあたって

町丁	主な町会・自治会	地域包括支援センター	地区民生委員児童委員協議会区分	地区社会福祉協議会区分
高石1～6丁目	高石町会、第二百合ヶ丘ハイツ自治会、読売ランド前ハイデンス自治会、ライオンズガーデン百合ヶ丘自治会、水暮町会、高石団地自治会、キャッスル百合ヶ丘管理組合、パークハイツ百合ヶ丘管理組合、ベルヴィーユ百合ヶ丘管理組合☆、西塔之越自治会、小田急分譲地自治会、コスモ百合ヶ丘パラシオ自治会☆、イトーピア百合ヶ丘ガーデンハイツ管理組合☆、多摩美町会	高石 (1～3丁目) 百合丘 (4～6丁目)	麻生東 第一地区	麻生東 地区
多摩美1・2丁目	多摩美町会(再掲)、四ツ葉町会、扶桑町会、若葉町会、内野町会、栗美台町会、多摩美みどり町会、多摩美こぶし町会	高石	麻生東 第二地区	
金程1～4丁目	金程富士見会、金程町会、グリーンウッドの環境を守る会	栗木台		
千代ヶ丘1～9丁目	有楽自治会、千代ヶ丘自治会、千代ヶ丘町会、千代ヶ丘中ノ間自治会、細山町会	高石		
細山 細山1～8丁目	細山町会(再掲)、細山シャンボール町会、内野町会(再掲)、大成建設百合ヶ丘社宅自治会☆、三井細山自治会、コリーヌ細山自治会☆、多摩美町会(再掲)、千代ヶ丘中ノ間自治会(再掲)	栗木台	麻生東 第三地区	
向原1～3丁目	向原町会	栗木台		
東百合丘1～4丁目	塔之越自治会、ラムズ自治会、サンライトヒルズ百合丘自治会、塔之越睦会、西塔之越自治会(再掲)、エスポワール東百合ヶ丘自治会、東百合丘若草自治会、餅坂自治会、東百合丘さくら町会、東百合丘町会、サニーハウス百合ヶ丘管理組合、リマスポット百合ヶ丘管理組合、東百合おみ会、三井百合丘第二地区自治会、百合ヶ丘ヒルズ管理組合、百合ヶ丘ハイコーポ管理組合、青葉会☆、野村自治会、百合丘三丁目町会	百合丘	麻生東 第三地区	
百合丘1～3丁目	百合丘一丁目町会、百合丘二丁目町会、市営サンラフレ百合丘自治会、サンラフレ百合ヶ丘自治会、百合丘三丁目町会(再掲)、百合ヶ丘みずき街自治会	百合丘		
王禅寺	王禅寺町内会	虹の里		
虹ヶ丘1～3丁目	虹ヶ丘1丁目自治会、虹ヶ丘団地2丁目自治会、虹ヶ丘3丁目団地自治会、虹ヶ丘3丁目町内会	虹の里	柿生 第一地区	
白山1～5丁目	さつき第2自治会、白山一丁目第1管理組合☆、白山けやき自治会、新ゆりグリーントウン白山3丁目管理組合☆、グリーントウン白山ポプラ自治会、新ゆりグリーントウン白山四丁目第三管理組合☆、アカシア自治会☆、真福寺町内会	柿生アルナ園		
王禅寺西1～8丁目	百合ヶ丘勤交会、弘法の松親和会、中日本高速道路(株)百合ヶ丘社宅自治会、三井山百合会、百合ヶ丘ガーデンマンション管理組合☆、王禅寺みどり町会、日生百合ヶ丘自治会、吹込町内会、興人柿生自治会、日光台自治会、柿生美山台自治会、柿生新橋町会、市営真福寺住宅自治会、真福寺町内会(再掲)、ザ・ガーデン麻生台自治会、麻生台団地自治会、山口台自治会、三井百合ヶ丘第三地区自治会	新百合 (1～4丁目) 柿生アルナ園 (5～8丁目)		柿生 地区
王禅寺東1～6丁目	三井百合ヶ丘第三地区自治会(再掲)、日生百合ヶ丘自治会(再掲)、真福寺町内会(再掲)、新百合ヶ丘自治会、王禅寺町内会(再掲)、新百合ヶ丘第5自治会、ゴールドヒルズ王禅寺自治会☆、王禅寺どんぐり山自治会☆、下麻生自治会	新百合 (1・2丁目) 虹の里 (3～6丁目)		

町丁	主な町会・自治会	地域包括支援センター	地区民生委員児童委員協議会区分	地区社会福祉協議会区分
岡上	岡上町内会、岡上西町会	片平	柿生 第二地区	柿生 地区
上麻生 上麻生1～7丁目	上麻生東町内会、新百合ヶ丘駅南町内会、百合ヶ丘勤交会(再掲)、マイシティ新ゆり町内会、新百合ヶ丘レガートプレイス管理組合、コンフォール新百合ヶ丘管理組合☆、山口台自治会(再掲)、柿生駅前町内会、サープラス柿生自治会、柿生美山台自治会(再掲)、亀井自治会、コーポラティブハウス柿生管理組合、クリアガーデン麻生台自治会、下麻生自治会(再掲)	新百合 (1～4丁目) 柿生アルナ園 (上麻生、5～7丁目)		
下麻生 下麻生1～3丁目	麻生台団地自治会(再掲)、下麻生自治会(再掲)、真福寺町内会(再掲)	柿生アルナ園 (1丁目) 虹の里 (下麻生、2・3丁目)		
早野	早野町内会	虹の里		
片平 片平1～8丁目	片平町内会、小田急さつき台自治会、北イトーピア自治会、さつき台自治会、ブラウディア五月台管理組合☆	片平		
栗木 栗木1～3丁目	栗木町内会	栗木台		
栗木台1～5丁目	栗木町内会(再掲)、栗木台自治会、栗木台ハイム自治会	栗木台		
栗平1・2丁目	栗平白鳥自治会、栗木町内会(再掲)、片平町内会(再掲)、栗木台自治会(再掲)	片平(1丁目) 栗木台 (2丁目)		
黒川	黒川町内会	栗木台		
五力田 五力田1～3丁目	五力田町内会、小田急さつき台自治会(再掲)、さつき台自治会(再掲)、パストラルハイム五月台管理組合☆、ブラウディア五月台Ⅱ自治会☆	片平		
白鳥1～4丁目	栗平白鳥自治会(再掲)、片平町内会(再掲)、五力田町内会(再掲)	片平		
古沢	古沢町内会、コーポラティブハウス麻生管理組合☆	片平		
万福寺 万福寺1～6丁目	万福寺町内会、緑ヶ丘自治会、新万福寺町内会	高石		
南黒川	黒川町内会(再掲)	栗木台		
はるひ野1～5丁目	はるひ野町内会、リーデンススクエアはるひ野管理組合☆	栗木台		

☆：麻生区町会連合会に属していない町会・自治会(令和5(2023)年4月1日現在)

7

地域福祉実態調査の主な結果

「第6回川崎市地域福祉実態調査」において、市民を対象に「地域の生活課題に関する調査」を実施しました。麻生区での主な結果は以下のとおりです。

【麻生区での実施状況】

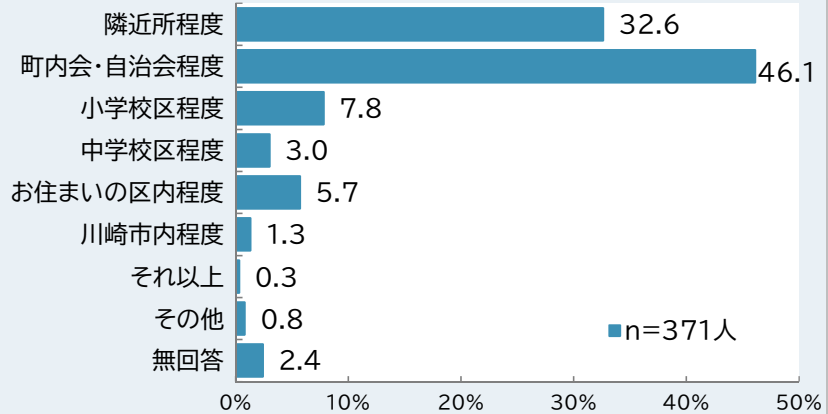
対象者	18歳以上の区内在住者1,000人		
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出		
調査期間	令和4（2022）年11月～令和4（2022）年12月		
調査方法	郵送配付・郵送回収	有効回収数	371人

地域での活動

※選択肢の一部を簡略化している。

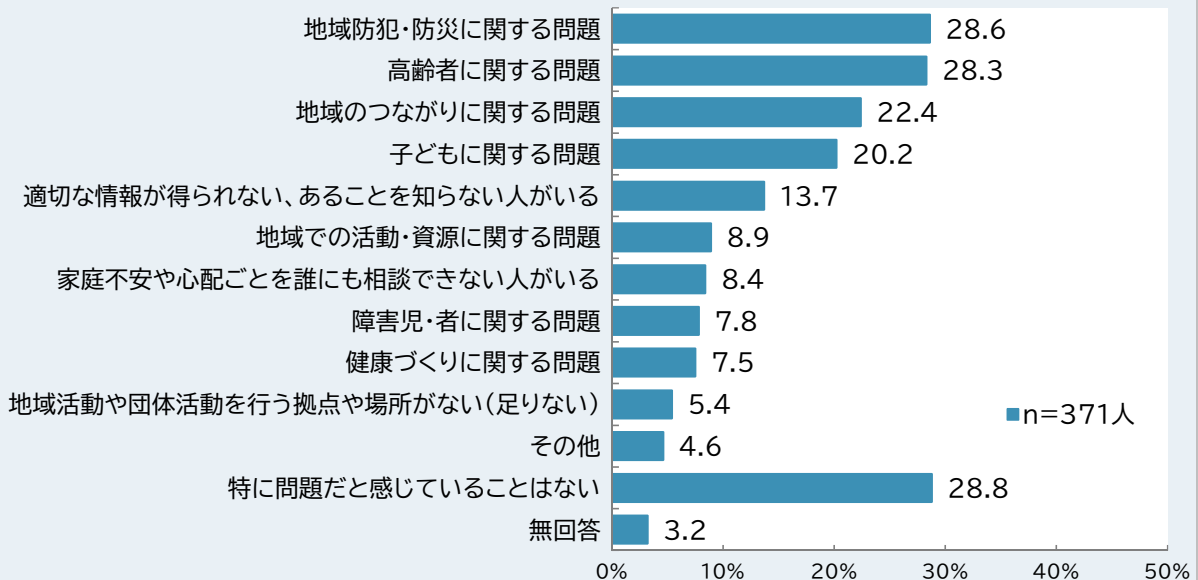
Q 1 助け合いをすることができる「地域」の範囲はどの程度？

「町内会・自治会程度」が5割近く、「隣近所程度」が約3割。

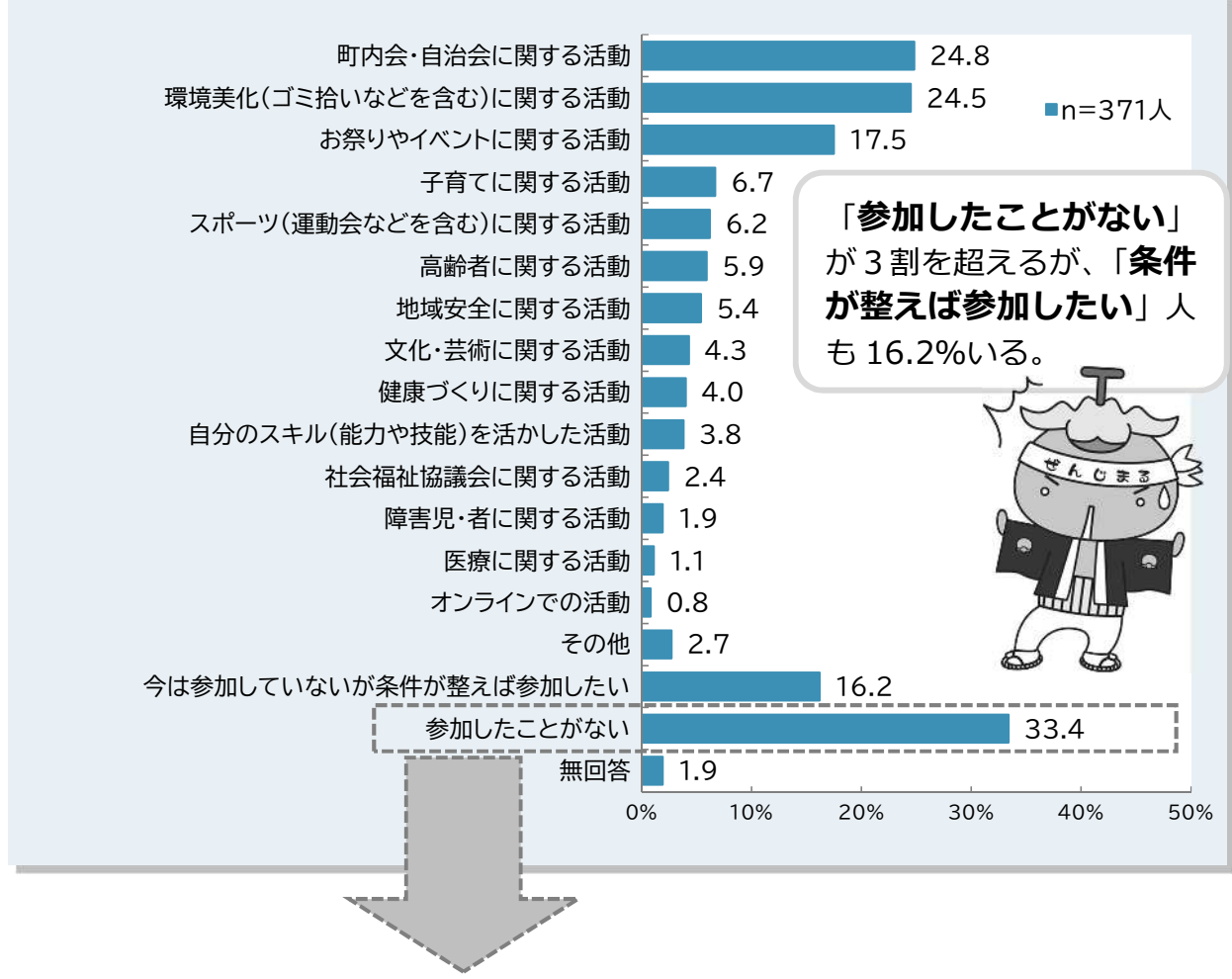


Q 2 その「地域」での生活で問題だと感じることは？（複数回答）

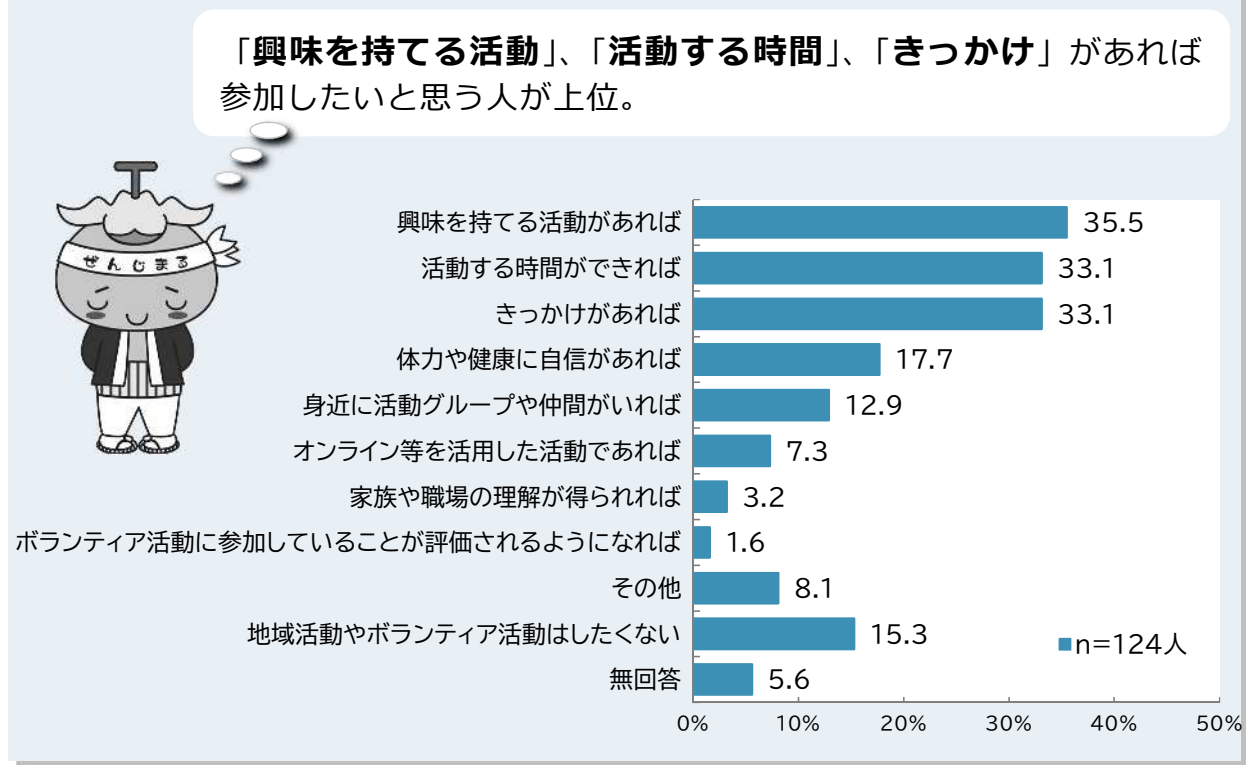
「地域防犯・防災」、「高齢者」に関する問題が約3割。
「特に問題だと感じていることはない」も約3割。



Q 3 参加したことがある地域活動やボランティア活動は？(複数回答)



Q 4 どのような状況になれば参加したいと思うか(複数回答)



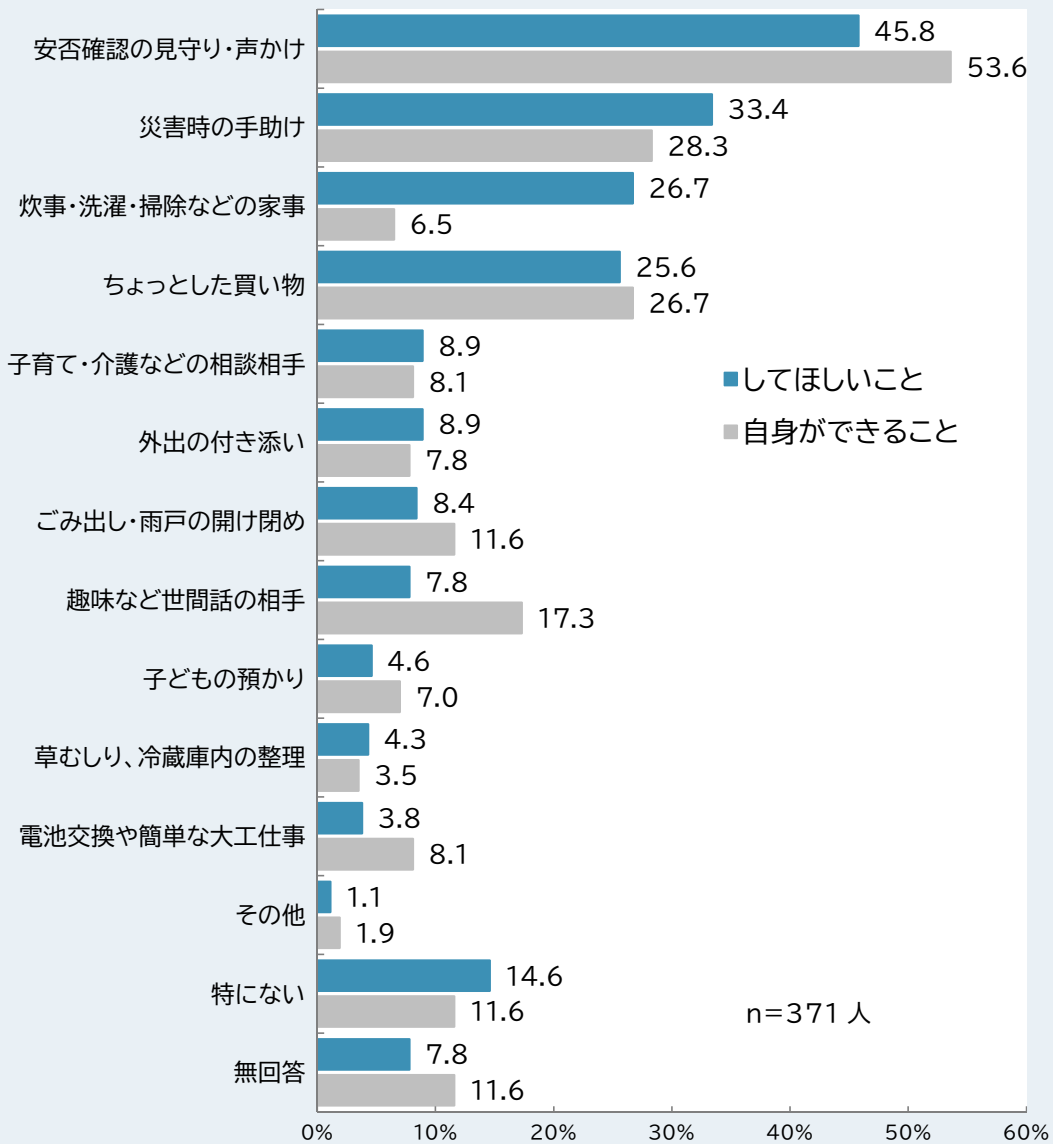
安全・安心

Q 5 日常生活が不自由になったとき、地域の人に手助けしてほしいことは？ (3つまで)

Q 6 地域の人が安心して暮らせるよう、地域の支え合いとして、自身ができることは？ (3つまで)

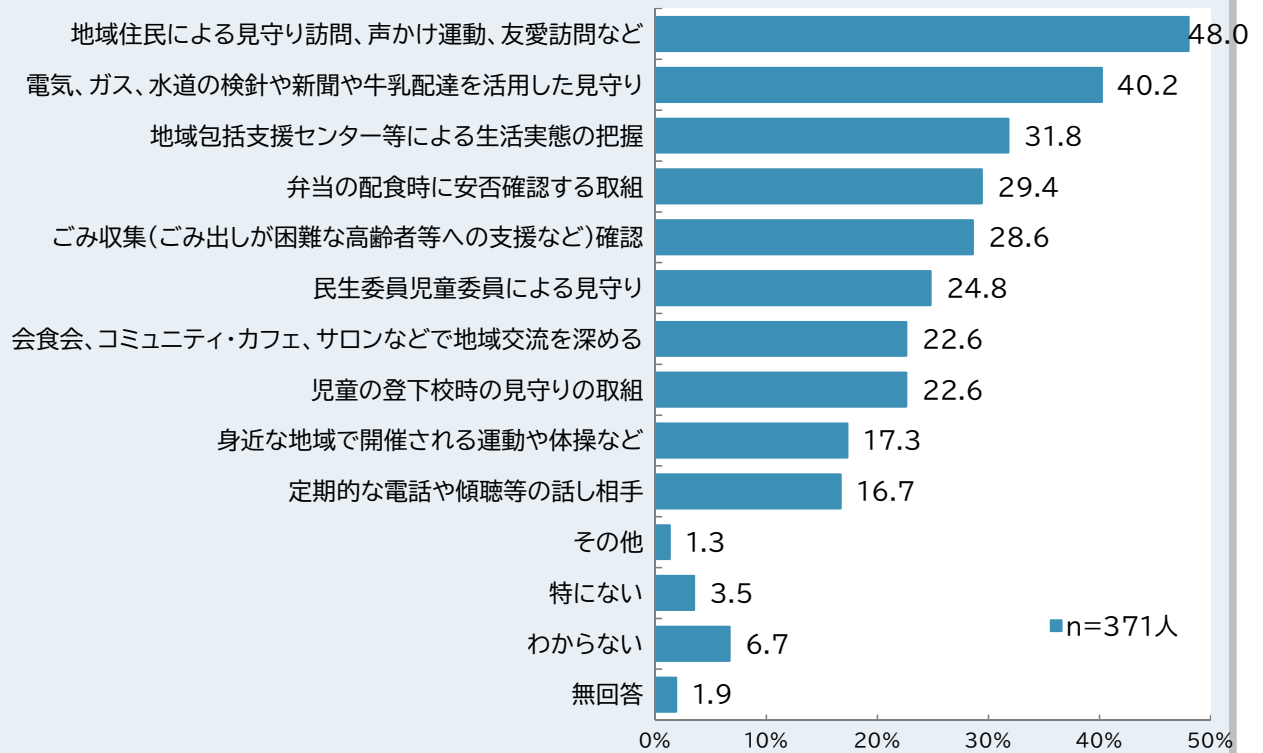


してほしいこと・できることともに「**安否確認の見守り・声かけ**」が最も多く、次いで「**災害時の手助け**」。
一方、「**炊事・洗濯・掃除などの家事**」は、してほしい人が26.7%に対して、できる人が6.5%。



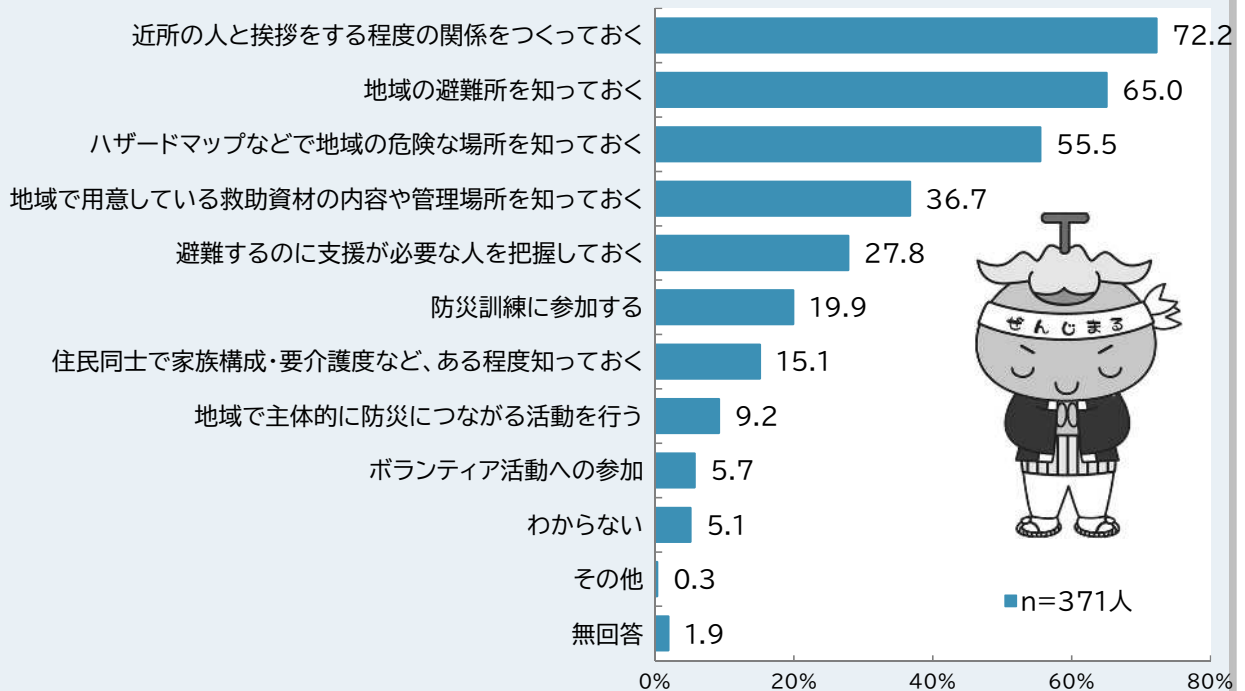
Q 7 地域での見守りの取組として、有効だと思うのは？(5つまで)

「地域住民による見守り訪問、声かけ運動など」が最も多い。



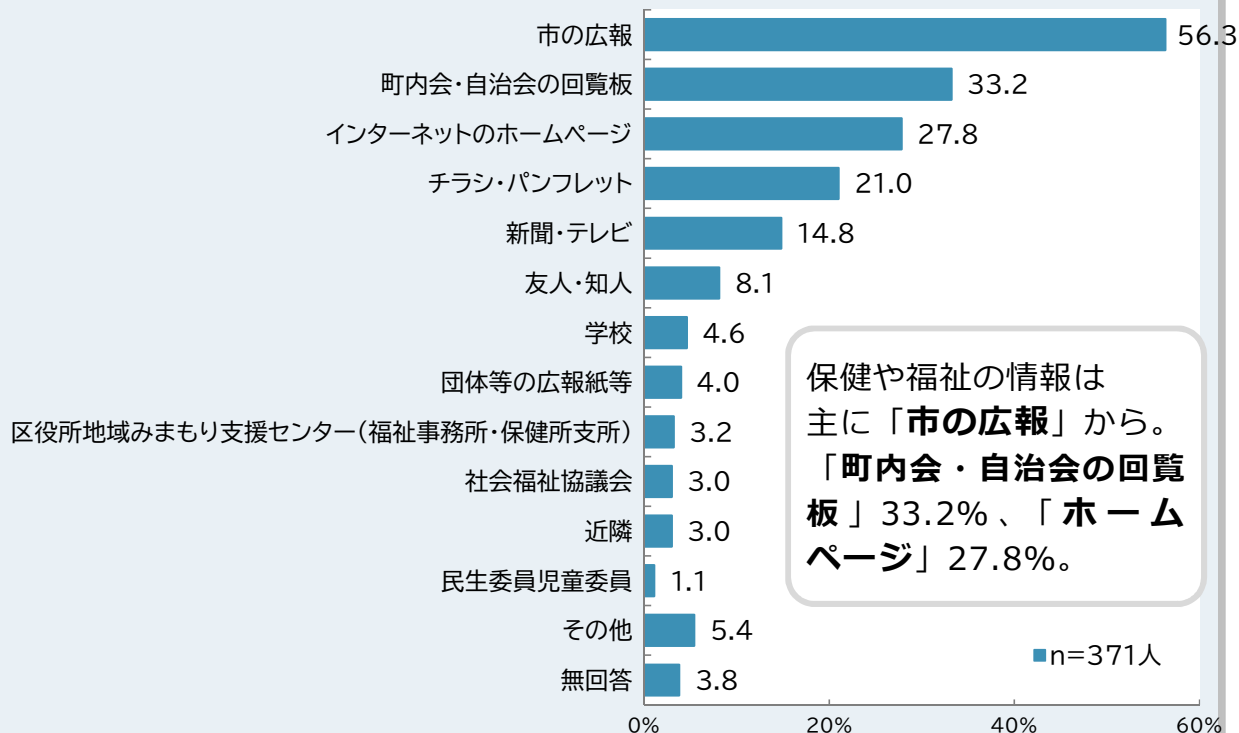
Q 8 大規模災害が発生すると重要となる、地域住民同士での助け合いのために、普段からどのような活動をする必要があるか？(複数回答)

災害時に備えて、「近所の人と挨拶をする程度の関係づくり」、「避難所を知っておく」、「危険な場所を知っておく」が上位。



地域福祉の推進

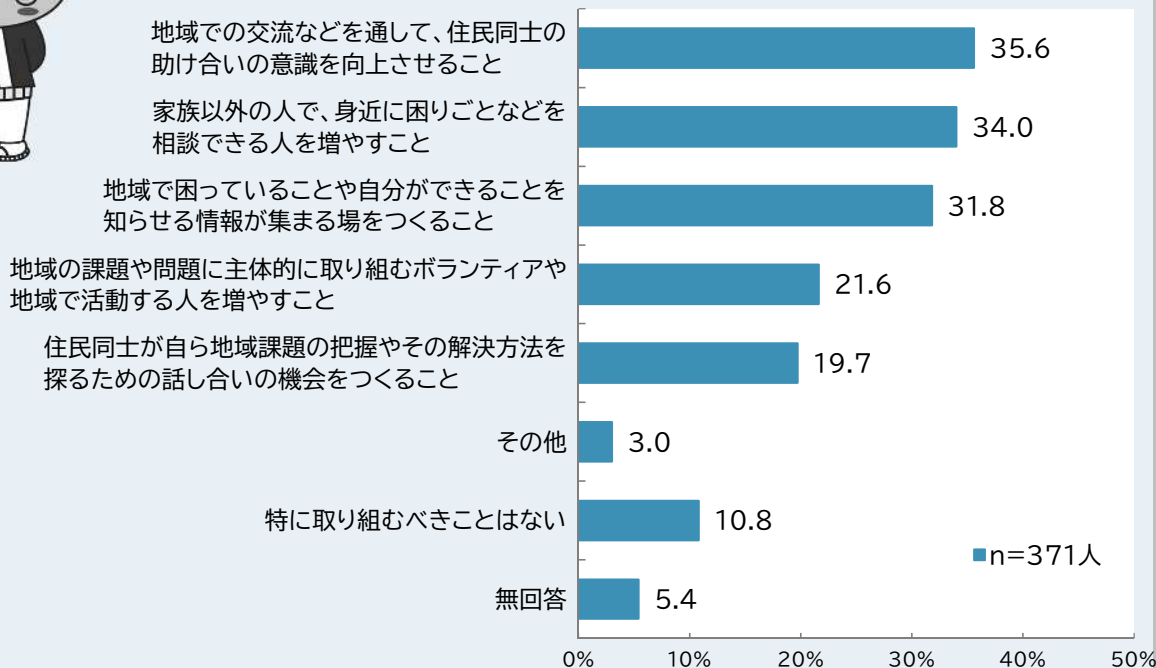
Q 9 保健や福祉の情報をどこから入手していますか？(複数回答)



Q 10 地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきことは？(複数回答)



「地域交流などで住民の助け合いの意識向上」、「身近に相談できる人を増やすこと」に取り組むべきと考える人が多い。

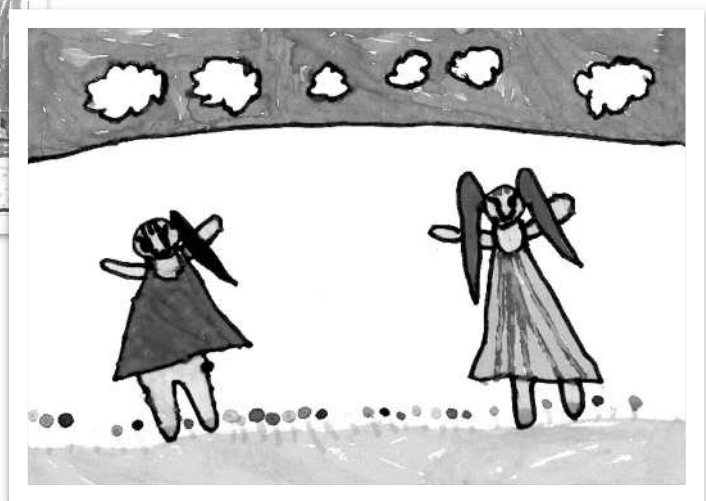
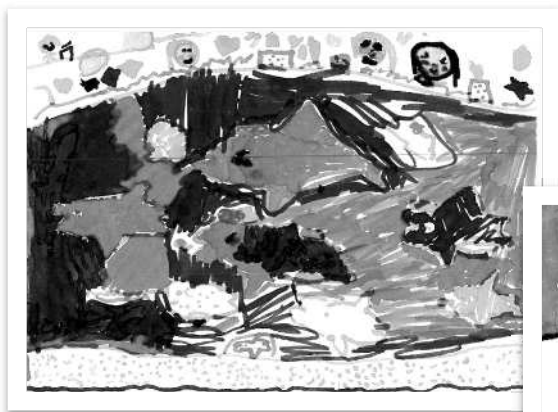
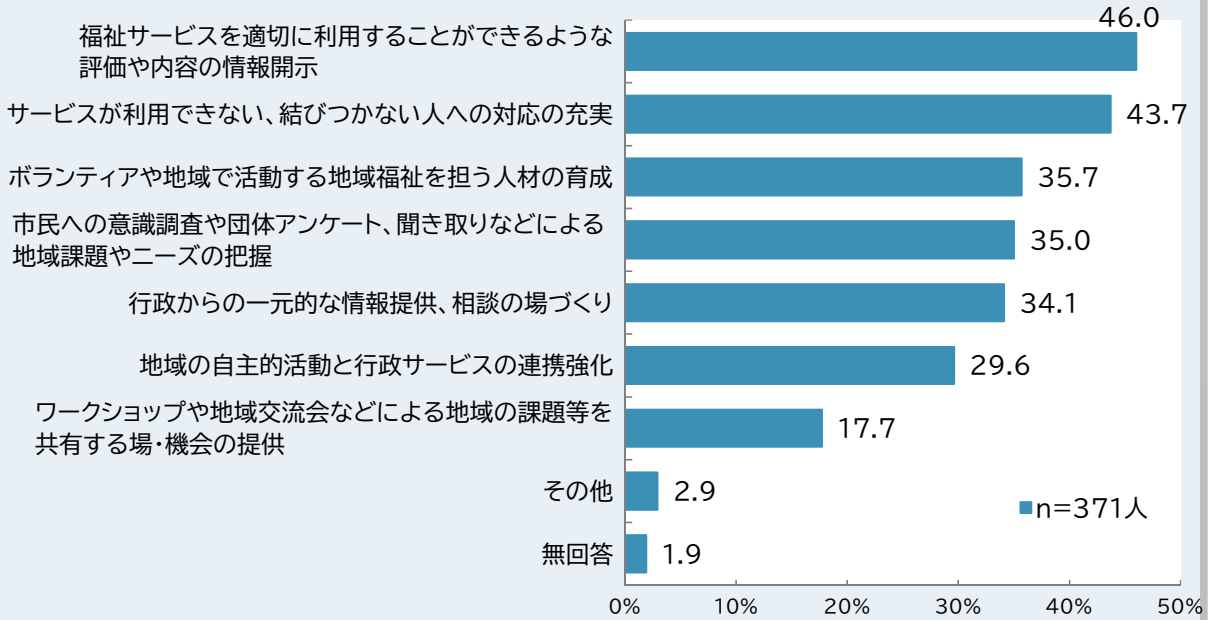




11 地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきことは？

(複数回答)

行政には「福祉サービスの評価や内容の情報開示」、「サービスを利用できない人への対応」を求める声が多い。



区内の保育所に通う園児によるイラスト

基本目標1 区民が主役の地域づくり

基本施策	取組名	事業・取組
1 地域活動を担う 人材の発掘と育成	1 地域活動の参加に つながる取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に関わる人材の発掘と育成 ・食生活改善推進員の育成 ・地域人材コーディネート機能の充実 ・地域活動参加につなげる「ちいきのちからシート」の活用 ・学生ボランティア活動の促進
2 区民が主役の地域 活動の推進	2 地域活動団体等への 活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てグループへの活動支援 ・子育て人材バンク事業 ・認知症カフェ・サロン等への活動支援 ・食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援
	3 地域資源を活用した 地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・希望のシナリオ実現に向けた取組 ・麻生市民交流館やまゆりの活用促進
	4 地区カルテを活用し た地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地区カルテを活用した地域づくり
3 健康づくり・介護 予防の推進	5 健康づくり・介護予 防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防グループへの活動支援 ・小地域単位での健康づくり
	6 健康に関する知識の 普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり・介護予防に関する普及啓発 ・健康づくり・介護予防に関する相談 ・出前講座 ・感染症・食中毒予防の普及啓発



あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議委員からの主な意見

- ▼ コロナ禍で活動ができず担い手がいなくなった団体や、活動のノウハウをつないでいくということが厳しく活動を休止する団体があり、行政からの支援が必要。
- ▼ 若い世代が増えている地域もあり、若い人たちをどのように地域活動の担い手として取り込んでいくかを考えた方が良い。
- ▼ 地域福祉実態調査で、地域での生活の中で「特に問題だと感じていることはない」を選んだ人が増加していることは問題だと思う。地域のことをよく知らない可能性がある。

基本目標 2 区民本位の福祉サービスの提供

基本施策	取組名	事業・取組
1 保健・福祉情報の 発信と充実	7 保健福祉に関する 情報発信の充実	・ 様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報 発信
2 窓口における 相談体制の充実	8 窓口における サービス機能の向上	・ 窓口におけるサービス機能の向上
3 専門分野の相談支 援体制の充実	9 子どもに関する 相談支援体制の充実	・ 子どもに関する相談支援 ・ 支援の必要のある児童や家庭に対する相談 支援
	10 保健福祉に関する 相談支援体制の充実	・ 知的障害者・身体障害者・精神障害者への 相談支援 ・ 一般精神保健相談・老人精神保健相談 ・ 感染症患者等への相談支援
	11 虐待に関する 相談支援体制の充実	・ 高齢者・障害者（児）虐待に関する相談支援 ・ 児童虐待に関する相談支援
	12 成年後見制度への 対応の充実	・ 成年後見制度の普及啓発と利用支援
	13 精神保健福祉事業 の充実	・ 精神保健福祉サービス等に関する普及啓発 ・ 社会復帰相談指導事業
	14 専門分野の 連携体制の強化	・ 北部地域療育センター連絡会議 ・ 要保護児童対策地域協議会実務者会議 ・ 地域包括支援センター・障害者相談支援セ ンター連絡会



あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議委員からの主な意見

- ▼ 一方的な情報発信を行うのではなく、双方向性を意識することが重要。
- ▼ 「保健福祉の相談窓口一覧」リーフレットは良い取組だったが、配布の際に使い方を解説するなど、活用方法についてフォローアップする仕組みがあるとさらに良い。
- ▼ オンライン化が進む一方で、高齢者や障害がある人などが、取組に参加できていないように思う。
- ▼ ヤングケアラーなど原因が多岐に渡る場合に、相談の入口に悩むケースがあり、取りこぼしがないようにする必要がある。

基本目標3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

基本施策	取組名	事業・取組
1 保健福祉課題の 共有化と 地域ぐるみの対応	15 認知症にやさしい まちづくりの推進	・認知症介護教室 ・あさおオレンジプロジェクト ・認知症訪問支援事業 ・あさおSOSネットワーク事業
	16 子育て支援・交流の 場づくり	・父親向け育児講座・親と子の遊びタイム ・未就園児家庭のサポート ・こんにちは赤ちゃん訪問 ・こども関連大学連携事業 ・子育てグループ交流会 ・あさお子育てフェスタ
	17 災害対応力の強化・支援	・災害対応力の強化・支援
	18 地域活動団体の交流の 場づくり	・あさお福祉まつり ・麻生市民館サークル祭
	19 町会・自治会との連携	・町会・自治会への活動支援 ・町会・自治会と連携した地域づくり ・見守り活動、サロン等への活動支援
	20 地域支援ネットワークの 構築	・地域包括ケアに関する会議
2 要支援者等への サポートの充実	21 地域における見守り事業の 充実	・ひとり暮らし等高齢者見守り事業 ・麻生区高齢者見守りネットワーク事業 ・川崎市地域見守りネットワーク事業
	22 災害時要援護者に対する 制度の推進	・災害時要援護者避難支援制度
3 地域福祉を支える 関係者の支援と ネットワークの 強化	23 麻生区地域自立支援協議 会の推進	・麻生区地域自立支援協議会
	24 地域包括支援センターとの 連携	・地域包括支援センターとの連携
	25 子どもに関わる機関・ 団体との連携	・麻生区子ども関連ネットワーク会議
	26 民生委員児童委員協議会 への活動支援	・民生委員児童委員協議会への活動支援
	27 麻生区社会福祉協議会との 連携	・麻生区社会福祉協議会との連携
	28 在宅療養に関する取組の 推進	・麻生区在宅療養推進協議会との連携 ・在宅療養に関する普及啓発
	29 社会福祉法人等の 地域公益活動の推進	・社会福祉法人等の地域公益活動の推進
	30 福祉関係団体への活動支援	・福祉関係団体への活動支援



あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議委員からの主な意見

- ▼ 高齢者だけでなく、支援を必要とする人すべてに対して、支援ができる仕組みができるとよい。
- ▼ 見守りについては、近隣住民による気づきが非常に大事。
- ▼ 町会連合会や民生委員、地区社協等が垣根を越えて情報共有できると良い。
- ▼ 助け合いができる「地域」の範囲について、町会・自治会程度と考える人が多いのであれば、町会・自治会活動をもっとサポートしていくのはどうか。
- ▼ 民生委員はつなぎ役であると認識し、民生委員が活動しやすい環境づくりを行うことが大切ではないか。

基本目標に対する振り返り

基本目標 1

- コロナ禍で制約のある中、オンラインツールを活用するなど様々な工夫を行いながら養成講座等を実施することができた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、地域活動団体が活動を制限・休止せざるを得ない時期があったが、感染防止対策を行いながら徐々に活動を再開することができた。
- 地域福祉実態調査から、コロナ禍を経て、地域活動への参加の意識が希薄化していることがうかがえ、今後も区民の地域活動への参加のきっかけづくりに注力する必要がある。

基本目標 2

- 市政だよりやホームページ、関係機関とのネットワークやイベントなど様々な機会を活用するとともに、「保健福祉の相談窓口一覧」リーフレットを作成し全戸配布するなど、様々な媒体を利用して幅広く情報発信を行うことができた。
- 情報のデジタル化や手続き等のオンライン化が進む中で、取り残される人がないように、保健福祉に関する情報を必要な人に適切に伝え、サービスの利用や支援につなげることが求められている。
- 介護・障害・児童虐待等の複数の課題を抱える家庭が増加しており、適切に支援が提供できるよう、区役所内の関係部署及び関係機関の連携強化に引き続き取り組む必要がある。

基本目標 3

- コロナ禍においても地域住民、企業、関係機関と行政が連携し、地域での見守り活動を継続することができた。
- 地域福祉実態調査から、近所づきあいや地域住民同士の交流の意識の低下がうかがえた。見守り活動には多くの人々の目が必要であり、今後も地域での見守りのネットワークの充実が必要である。
- 町会・自治会や民生委員児童委員、地域包括支援センター、区社会福祉協議会等の地域活動団体が、互いの活動内容について理解を深め、情報を共有し、地域のネットワークを強化することが求められている。

新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、オンラインツールの活用など実施方法を工夫して行うことで、目標の達成に向けて取組を推進することができた。

ただ、コロナ禍において活動を制限・休止する地域活動団体も多くあるとともに、人材の発掘と育成に関して、積極的な参加の呼びかけを行えない時期が生じた。

次期計画に向けて、引き続き、見守り・支え合いのネットワークづくりを意識しながら、区民と行政、関係機関等が連携し、各取組を推進していくことが必要である。

**第7期麻生区
地域福祉計画の取組**

第2章

1

計画の体系

基本理念

基本目標

基本方針

みんなで支え合う 福祉のまち麻生
〜麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして〜

基本目標 1

区民が主役の
地域づくり

重点項目 1

- 1 地域活動の参加につながる取組の推進
- 2 地域活動団体等への活動支援
- 3 健康づくり・介護予防事業の推進

基本目標 2

区民本位の福祉
サービスの提供

重点項目 2

- 1 保健福祉に関する情報発信の充実
- 2 相談支援に対する専門性の向上と関係機関との連携強化

基本目標 3

「ひと・もの・場」
をつなぐ自助・互助
の仕組みづくり

重点項目 3

- 1 認知症にやさしいまちづくりの推進
- 2 地域ぐるみで子育てできる環境づくりの推進
- 3 地域活動団体の交流の場づくり
- 4 災害対応力の向上と防犯対策の強化

重点項目 4

- 5 地域における見守り力の向上
- 6 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化

2

麻生区がめざす地域の姿

(1) 基本理念

みんなで支え合う 福祉のまち麻生

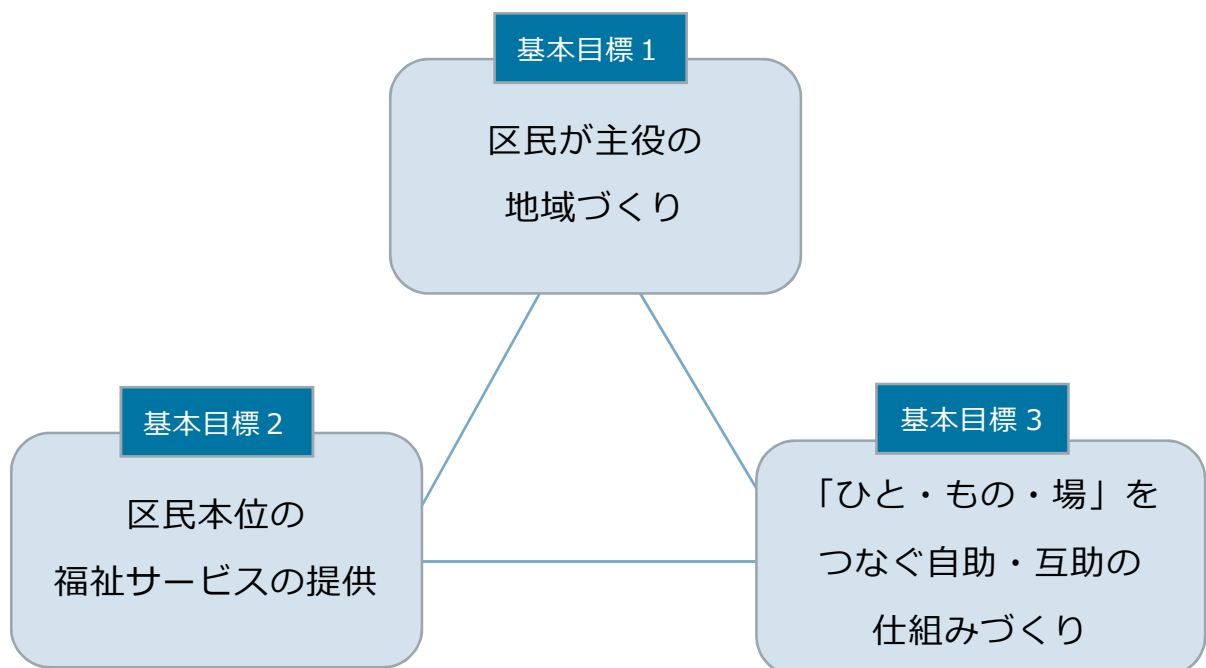
～麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして～

この基本理念は、麻生区が、誰もが安心して暮らし続けることができるまちとなるよう、区民の皆さん、地域団体の皆さん、行政などが互いに力を合わせ、支え合いながら地域福祉を向上させることをめざし掲げたものです。

第7期においても、第6期計画の基本理念を継承し、これまで進めてきた地域福祉の取組をさらに推進します。

(2) 基本目標・基本方針

麻生区における地域福祉の取組については、第6期における3つの基本目標を継続し、麻生区らしい地域福祉の推進に向けて取り組めます。



基本目標 1 区民が主役の地域づくり

様々な生活上の困難に対する支援には、公的制度だけではなく、柔軟で多様なニーズに対応した区民主体による地域活動が必要です。地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みをつくり、その人材の活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域づくりを推進します。

～めざす麻生区の姿～

- 区民が気軽に地域活動につながることができ、やりがいを持って活躍しており、地域活動が活性化しています。
- 様々な機会を通じて健康づくりに役立つ情報が提供され、区民一人ひとりが主体的に健康づくり・介護予防に取り組むことができます。

基本方針 1 地域活動の参加につながる取組の推進

重点項目1

基本方針 2 地域活動団体等への活動支援

基本方針 3 健康づくり・介護予防事業の推進

基本目標 2 区民本位の福祉サービスの提供

区民が必要とする福祉サービスを適切に受けるには、そのための情報が欠かせません。利用者のニーズに即した適切な制度や情報が提供できるよう、積極的に情報発信します。また、困りごとや課題を抱えた人に対して、必要な相談支援を提供できるように行政や関係機関が連携し、適切な支援につなげるための仕組みづくりを進めます。

～めざす麻生区の姿～

- 保健福祉に関する様々な情報が様々な媒体でわかりやすく提供され、必要とする人に必要な情報が届いています。
- 不安なことがあれば誰もが気軽に安心して相談することができ、必要な支援へつなげられています。

基本方針 1 保健福祉に関する情報発信の充実

重点項目2

基本方針 2 相談支援に対する専門性の向上と関係機関との連携強化

基本目標3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

地域福祉の推進には、支援に関わる人、支援に必要なネットワーク、支援活動を行う場のいずれも欠かすことはできません。まず、区民一人ひとりが、自らの活動により生活や健康を維持し（自助）、区民と地域活動団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「互いに助け合う（互助）」の仕組みづくりを進めます。

～めざす麻生区の姿～

- 支援が必要な人について正しく理解する人が増え、地域で支え合う仕組みが構築されています。
- 様々な世代の人たちが気軽に楽しみながら参加できる場があり、区民同士の交流の輪が広がっています。
- 安全・安心に関する区民の理解が深まり、一人ひとりが支え合う意識を持ち、支援を必要とする人を地域で見守るネットワークが広がっています。
- 区民、地域活動団体、民間事業者、行政など、地域の多様な主体が連携・協働して、それぞれの強みを活かしながら、地域課題に対応しています。

基本方針1 認知症にやさしいまちづくりの推進

重点項目3

基本方針2 地域ぐるみで子育てできる環境づくりの推進

基本方針3 地域活動団体の交流の場づくり

基本方針4 災害対応力の向上と防犯対策の強化

基本方針5 地域における見守り力の向上

重点項目4

基本方針6 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化

(3) 重点項目

重点項目 1 地域活動の参加につながる取組の推進

【基本目標 1 – 基本方針 1】

地域活動の担い手不足や地域活動への参加意識の希薄化に対応するため、麻生区が実施するボランティア養成講座や、「麻生市民交流館やまゆり」及び「あさお希望のシナリオプロジェクト」における活動等を通して、地域人材を発掘・育成し、様々な地域活動へつなげていく取組を進めます。

また、「ちいきのちからシート」や「地区カルテ」など様々なツールも活用しながら地域の多様な主体と連携し、地域に関する情報や課題を共有するとともに、地域活動への積極的な参加や新たな連携を促します。

活動指標

活動指標	現 状	目 標
麻生区が実施するボランティア養成講座等の参加者	76 人	85 人/年
	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 6～8 年度 (2024～2026 年度)

区民の実感指標

区民の実感指標	前 回	現 状	方向性
地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人の割合	35.3%	33.4%	減少
川崎市地域福祉実態調査 麻生区版	令和元年度調査 (2019 年度調査)	令和 4 年度調査 (2022 年度調査)	令和 7 年度調査 (2025 年度調査)

重点項目 2 保健福祉に関する情報発信の充実

【基本目標 2 – 基本方針 1】

保健福祉に関する情報は広範な分野にわたり、区民が求める情報も多様化しているため、発信する情報量を充実させるとともに、子育て世帯や高齢者、障害者など支援を必要としている人に対して、取り残されることがないように、様々な媒体を通して、わかりやすい情報発信を進めます。

活動指標

活動指標	現 状	目 標
市政だより麻生区版における保健福祉情報*の発信	79 件	82 件/年
麻生区役所企画課 X（旧 Twitter）アカウントにおける保健福祉情報*の発信	88 件	150 件/年
	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 6 ～ 8 年度 (2024～2026 年度)

区民の実感指標

区民の実感指標	前 回	現 状	方向性
保健や福祉の情報の入手先について、「市の広報」と回答した人の割合	57.1%	56.3%	上昇
保健や福祉の情報の入手先について、「インターネットのホームページ」と回答した人の割合	26.6%	27.8%	上昇
川崎市地域福祉実態調査 麻生区版	令和元年度調査 (2019 年度調査)	令和 4 年度調査 (2022 年度調査)	令和 7 年度調査 (2025 年度調査)

* 麻生区地域みまもり支援センター及び区内福祉施設からのお知らせと、区地域福祉計画に掲載している事業に関するお知らせを合計しています。

重点項目3 認知症にやさしいまちづくりの推進

【基本目標3 – 基本方針1】

認知症高齢者が増加していくことが見込まれる中、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」*と「予防」*を車の両輪として、認知症に関する普及啓発、認知症訪問支援事業、認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業等を実施し、認知症にやさしいまちづくりを推進します。

活動指標

活動指標	現 状	目 標
認知症サポーター養成講座の受講者数	642 人/年	650 人/年
	令和2～4年度 (2020～2022年度)	令和6～8年度 (2024～2026年度)



川崎市地域福祉実態調査において、「地域での生活で問題だと感じることは何か」という質問に対して、「高齢者に関する問題」という回答が第2位となっています。(p.35 参照)
また、認知症高齢者数の推計によると、令和7(2025)年には本市高齢者の約5人に1人が認知症になる見込みとなっています。(p.14 参照)

* 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることを意味しています。

* 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味しています。

重点項目4 地域における見守り力の向上

【基本目標3 – 基本方針5】

ひとり暮らし高齢者数の増加等に伴い、身近な人同士のつながり・助け合いに加え、地域ぐるみで安否確認の見守りや声かけができるような関係づくりが重要になっています。

地域情報交換会等を通して、地域住民と関連する団体等が顔の見える関係を築くとともに、民間事業者等とも連携し見守りのネットワークづくり等に取り組み、地域における見守り力の向上を図ります。

活動指標

活動指標	現 状	目 標
地域福祉の担い手による地域情報交換会	3 回	6 回/年
	令和4年度 (2022年度)	令和6～8年度 (2024～2026年度)
麻生区高齢者見守りネットワーク事業 における協力事業者数*	24 事業者	31 事業者
	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)



川崎市地域福祉実態調査において、「日常生活が不自由になったときに、地域の人に手助けしてほしいことは何か」及び「地域の支え合いとして、自身ができることは何か」という質問に対し、どちらも「安否確認の見守り・声かけ」という回答が最多でした。(p.37 参照)

* 麻生区高齢者見守りネットワーク事業における協力事業者数については、川崎市総合計画第3期実施計画と整合性を図るため、目標年度を令和7（2025）年度としています。

3

事業体系一覧

基本目標	基本方針	No.	取組名	掲載ページ
1 区民が主役の地域づくり	1 地域活動の参加につながる取組の推進 重点項目1	1	地域活動に関わる人材の発掘と育成	56
		2	地域活動参加につながる「ちいきのちからシート」の活用	56
		3	地区カルテを活用した地域づくり	56
		4	学生ボランティア活動の促進	56
	2 地域活動団体等への活動支援	5	地域活動等に対する活動支援	58
		6	子育てグループへの活動支援	58
		7	市民提案型協働事業による地域活動団体との協働	58
		8	公園・街路樹等の愛護活動支援	58
	3 健康づくり・介護予防事業の推進	9	健康づくりの推進	60
		10	健康づくり・介護予防グループへの活動支援	60
		11	食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援	60
基本目標	基本方針	No.	取組名	掲載ページ
2 区民本位の福祉サービスの提供	1 保健福祉に関する情報発信の充実 重点項目2	12	様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信	61
		13	子育て情報の発信	61
		14	高齢者や障害者が安心して生活するための制度や知識の普及啓発	61
		15	感染症・食中毒予防の普及啓発	61
		16	子ども・子育てに関する相談支援体制の充実	62
	2 相談支援に対する専門性の向上と関係機関との連携強化	17	高齢者に関する相談支援体制の充実	62
		18	障害者に関する相談支援体制の充実	62
		19	健康で快適な暮らしを確保するための相談支援体制の充実	63
		20	権利擁護への対応の充実	63
		21	専門機関等と連携した相談支援体制の強化	63

基本目標	基本方針	No.	取組名	掲載ページ
3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	1 認知症にやさしいまちづくりの推進 重点項目3	22	認知症に関する普及啓発	64
		23	認知症訪問支援事業	64
		24	認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業	64
	2 地域ぐるみで子育てできる環境づくりの推進	25	地域で子育てを支える取組	66
		26	大学と連携した子ども・子育て支援事業	66
		27	麻生区子ども関連ネットワーク会議	66
	3 地域活動団体の交流の場づくり	28	あさお福祉まつり	68
		29	あさお子育てフェスタ	68
		30	あさおサークル祭	68
		31	希望のシナリオ実現に向けた取組	68
		32	麻生市民交流館やまゆりの活用促進	68
	4 災害対応力の向上と防犯対策の強化	33	地域の防災活動支援	70
		34	区民の防災意識・防災スキルの向上	70
		35	災害時要援護者避難支援制度	70
		36	災害時個別避難計画の作成支援	70
		37	防犯への対応力の強化	70
	5 地域における見守り力の向上 重点項目4	38	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	72
		39	地域福祉の担い手による地域情報交換会	72
		40	地域の生活支援コーディネーターと連携した地域づくり	72
		41	麻生区高齢者見守りネットワーク事業	72
		42	川崎市地域見守りネットワーク事業	72
6 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	43	町会・自治会への活動支援	74	
	44	民生委員児童委員協議会への活動支援	74	
	45	福祉関係団体への活動支援	74	
	46	地域包括支援センターとの連携	74	
	47	麻生区地域自立支援協議会との連携	74	
	48	麻生区社会福祉協議会との連携	75	
	49	麻生区在宅療養推進協議会との連携	75	
	50	民間資源を活かした地域福祉活動の推進	75	
	51	地域包括ケアに関する会議	75	

4 具体的な取組

基本目標 1 区民が主役の地域づくり

基本方針 1

地域活動の参加につながる取組の推進

重点項目1

1 地域活動に関わる人材の発掘と育成

地域みまもり支援センターにおけるボランティア養成講座や市民館におけるボランティア研修、「麻生市民交流館やまゆり」における講座・イベント・交流事業、「あさお希望のシナリオプロジェクト」における活動等を通して、地域人材を様々な地域活動へつなげていく取組を進めます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課 ・生涯学習支援課 ・企画課 ・地域振興課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・区社会福祉協議会 ・麻生市民交流館やまゆり ・あさお希望のシナリオ実行委員会
-------	--	---------	---

2 地域活動参加につなげる「ちいきのちからシート」の活用

田園調布学園大学と区が連携し、学生や区民が参加するワークショップを経て作成した、地域自己診断ツール「ちいきのちからシート」を活用し、地域住民と行政、また、住民同士が地域の実情を見つめ課題に気づき、それらを共有することにより、住民の地域活動参加につながるよう取組を進めます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会 ・地域で活動する団体
-------	--	---------	---

3 地区カルテを活用した地域づくり

多様な主体と連携しながら、地域の情報をまとめた「地区カルテ」を随時更新します。地域に関する情報の共有化を図り、区民や関係機関・団体との話し合いのきっかけづくりや地域課題の解決に向けた取組を促進するためのツールとして活用します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会 ・民生委員児童委員協議会 ・地域包括支援センター
-------	--	---------	--

4 学生ボランティア活動の促進

区内にある大学を対象に、地域活動に関わる機関や団体と連携しながら、ボランティアを希望する学生と受入先とのマッチングを支援し、将来の地域活動を担う人材の育成に取り組めます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内大学 ・認知症カフェ等
-------	--	---------	---



取組 2

地域自己診断ツール「ちいきのちからシート」について

簡単な質問に答えることで、「地域住民が協力し合って地域の課題を解決する力」＝「地域力」を可視化し、共有するためのツールです。自分たちの地域への関心を高めるとともに、地域活動への参加の促進や新たな取組を始めるきっかけづくりとして、町会・自治会など様々な団体の方が利用しています。

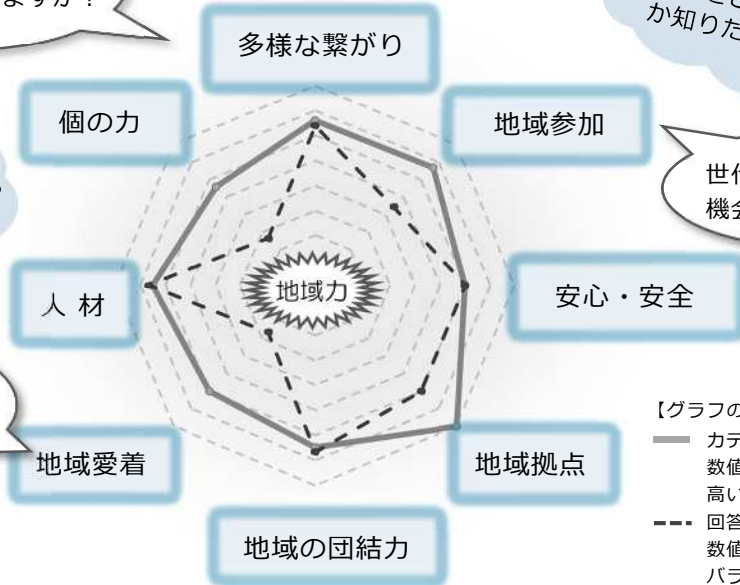
近所で気軽に
あいさつできますか？

みんなが自分の地域の
ことをどう考えている
か知りたい！

地域に何が足りなく、
どんなことから始めたら
いいかわからない…？

今お住まいの地域に
住み続けたいですか？

世代を超えて交流する
機会はありますか？



【グラフの見方】

- カテゴリ毎の平均値です。数値が高いほど地域力が高いと判定されます。
- - - 回答者間の共感度です。数値が高いほど回答のバラツキが少なく共通認識があります。



アンケートに回答
※インターネットからも可。



みんなの回答を集計して
地域力を可視化

ひとりひとりの意見を反映！

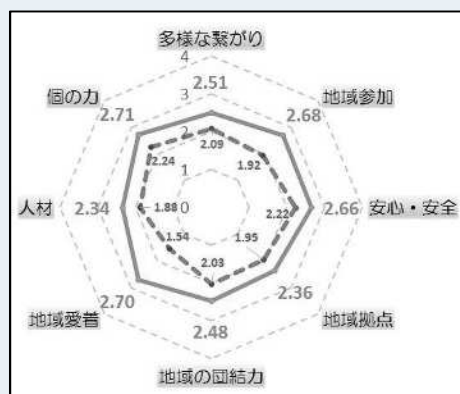
『自分』と『みんな』
の地域力の違いを確認！



グラフを元に
地域について話し合い

～過去の事例から紹介～

主な地域	下麻生
団体	町会・自治会
回答数	201
実施結果・感想等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施結果を基に、地域の関係者が集まり、「地域人材を活かしきれていない」「住民が困り事をどこに相談しているのかわからない状態」等の課題認識を共有した。 ・住民の外出機会となるようなイベントの開催や地域における顔のみえる関係づくりを推進していくため、住民団体が連携し、検討を開始した。



基本方針 2

地域活動団体等への活動支援

5 地域活動等に対する活動支援

地域の交流・仲間づくりを目的とした集まり（多世代交流イベント、カフェ、サロン等）について、立ち上げ、運営、活動全般に対して支援をします。食品を提供する際は、食品衛生に係る指導・助言をします。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課 ・地域ケア推進課 ・高齢・障害課 ・衛生課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会 ・民生委員児童委員協議会 ・地域包括支援センター ・老人クラブ
-------	---	---------	--

6 子育てグループへの活動支援

○育児や健康に関する出前講座や相談等を実施します。また、子育てグループ等の情報を収集し、子育て中の区民へ情報提供します。

○子育てグループの活動や地域における集まり等に、遊戯やリトミック、保育などのボランティアを派遣する「子育て人材バンク事業」により、子育てグループの活動を支援します。

○子育てグループ同士の交流会を実施し、グループ活動に関する情報、子育てに関する知識や工夫を相互に共有する機会をつくることで、各グループ活動の活性化を促進します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課 ・地域ケア推進課 ・保育所等・地域連携担当 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てグループ ・子育てボランティア ・区社会福祉協議会
-------	--	---------	---

7 市民提案型協働事業による地域活動団体との協働

地域の防災力の向上や地域の子育て支援、地域における高齢者の健康づくりなど、地域社会が抱える様々な課題に対して、地域課題の解決につながる事業の提案を地域の団体から募集し、区と提案団体がお互いの特性を活かしながら、協働して取り組みます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する団体
-------	--	---------	--

8 公園・街路樹等の愛護活動支援

公園緑地愛護会・街路樹等愛護会や管理運営協議会の設立を支援することにより、市民との協働による公園の管理運営を進めます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・道路公園センター 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地愛護会 ・街路樹等愛護会 ・管理運営協議会
-------	---	---------	--



多様性が尊重されるまちをめざして

生活の様々な場面において多様性が尊重されるまちをめざして、市民と協働しながら講座やイベントを実施し、外国人、障害者、LGBTQ+（性的マイノリティ）などの多様性への理解や支援を促しています。

※いずれも実施場所は麻生市民館



にほんごクラス
(識字学習活動)



青年教室
(障がい者社会参加学習活動)



LGBTQ+ に対する啓発
(市民自主学級)



取組 6

「麻生区子育て人材バンク」について

子育てサークルをはじめとする、地域で活動する親子の活動に対し、区に登録された子育てボランティアの方を派遣する取組です。

保育やリトミック、リズム体操など、色々な特技を持った子育てボランティアの方々が、子育て活動を支援しています。

遊戯指導の様子



資格や特技を地域で活かしたい!

③派遣

遊戯のやり方が分からない!
ママ友と情報交換したいけど、子どもから目にはなせない!

③利用

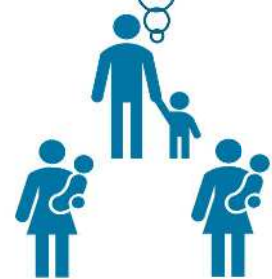
【保育支援・遊戯指導】

保育
紙芝居
読み聞かせ
リトミック

①登録

麻生区子育て人材バンク

①登録



『子育てボランティア』

※登録者 15 名
(令和 5 (2023) 年 10 月 1 日現在)

②マッチング

『子育てグループ』等

※利用料無料 (上限あり)

基本方針 3

健康づくり・介護予防事業の推進

9 健康づくりの推進

幅広い世代に向けた健康づくり・介護予防に関する講演会やイベント等での情報発信を行い、広く多くの区民へ健康づくり・介護予防の実践を普及します。

区担当部署	・ 地域支援課	関連する団体等	・ 地域包括支援センター ・ 生活支援コーディネーター
-------	---------	---------	--------------------------------

10 健康づくり・介護予防グループへの活動支援

地域で活動する団体等に対し、地域包括支援センター等と連携し、健康づくりや介護予防をテーマとした出前講座等を開催します。また、健康づくり・介護予防に関する相談に応じ、それぞれの状況に合った情報を提供します。

区担当部署	・ 地域支援課	関連する団体等	・ 地域包括支援センター ・ あさお運動普及推進員の会 ・ 公園ウォーク推進委員会
-------	---------	---------	---

11 食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援

地域の健康づくりボランティアとしての食生活改善推進員の活動や、配食・会食ボランティアの活動が、より効果的に行えるよう食品衛生や栄養面の情報を提供したり、学習会や打合せ等の支援をします。

区担当部署	・ 地域支援課 ・ 衛生課	関連する団体等	・ 食生活改善推進員
-------	------------------	---------	------------



食生活改善推進員による
「高校生に向けた食育」活動の様子



令和5（2023）年度麻生区地域包括ケアシステム講演会
「健康長寿社会に向けて」の様子

基本目標 2 区民本位の福祉サービスの提供

基本方針 1

保健福祉に関する情報発信の充実

重点項目2

12 様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信

市政だより、チラシ・リーフレット、ホームページ、SNS、イベントにおける広報等により、地域の身近な保健福祉等に関する情報を効果的に発信します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域みまもり支援センター (地域ケア推進課、地域支援課、児童家庭課、高齢・障害課、保護課、衛生課、保育所等・地域連携担当、学校・地域連携担当) ・企画課 	関連する団体等	-
-------	--	---------	---

13 子育て情報の発信

妊婦や子育て中の保護者向けに、子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」や「ちびっこおでかけMAP」、子育て支援情報だより「はばたけあさおっこ」の発行、子育てアプリ、ホームページ等による情報発信、新生児訪問や「こんにちは赤ちゃん訪問」による情報提供、イベントにおける広報、区役所での情報コーナーの設置など、子育て支援や相談窓口における効果的な情報発信を行います。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 ・児童家庭課 ・保育所等・地域連携担当 	関連する団体等	・子ども関連ネットワーク会議
-------	--	---------	----------------

14 高齢者や障害者が安心して生活するための制度や知識の普及啓発

高齢者や障害者が安心して生活していくため、「保健福祉の窓口一覧」や「高齢者福祉のしおり」、「ふれあい」などにより相談窓口や福祉サービスの情報を提供するとともに、「いつまでも、いきいき暮らすために」リーフレットなどにより、健康づくりや仲間づくりができる、地域の公共施設や自主グループ等を紹介し、また、介護予防など高齢者への地域の理解を深める講座を通して、知識の普及啓発を図ります。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害課 ・地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・障害者相談支援センター
-------	---	---------	---

15 感染症・食中毒予防の普及啓発

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症や食中毒等の健康被害に係る予防対策の普及啓発を行います。高齢者福祉施設、保育所等社会福祉施設に対し集団発生予防対策を周知し、講習を実施します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・区医師会 ・区薬剤師会 ・区食品衛生協会
-------	--	---------	---

基本方針 2 相談支援に対する専門性の向上と関係機関との連携強化

16 子ども・子育てに関する相談支援体制の充実

- 地域のすべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう、育児や発達に関する悩み、児童・生徒の養護、不登校、いじめ等の問題に対して、保健師、こども教育相談員等専門職が、関係機関と連携を図りながら支援します。また、発達の遅れが疑われる子どもやその家庭に対して、関わり方を学ぶ教室等を実施します。
- 保育所、地域子育て支援センター等において、保育士、看護師、栄養士が専門性を活かした講座の実施や、情報発信、育児相談（対面・オンライン・電話・メール）など子育て支援を行います。また、公立保育所では交流保育（親子でランチ・交流保育・医療的ケアのあるお子さんの交流保育）・体験保育を行います。
- 生活保護受給世帯及びひとり親家庭の子ども（小学3年生～中学3年生）を対象に、個別型学習支援を行い、学校以外の学習の機会を提供するとともに、子どもの居場所づくりを行います。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課 ・児童家庭課 ・高齢・障害課 ・保護課 ・保育所等・地域連携担当 ・学校・地域連携担当 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・地域子育て支援センター ・児童家庭支援センター ・地域療育センター ・子ども発達・相談センター
-------	---	---------	---

17 高齢者に関する相談支援体制の充実

地域包括支援センターと連携して、生活や健康、医療・介護に関する相談、地域活動への支援等を行います。また、地域の連携・協力体制づくりへの取組のほか、個別課題の解決に向け、関係機関等とも連携を図っていきます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター
-------	---	---------	---

18 障害者に関する相談支援体制の充実

- 障害者への相談支援として、障害者相談支援センター等の専門機関と連携して、障害者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援します。
- 精神保健相談として、心の健康・病、認知症等について、市民が早期に適切な精神保健福祉の支援を受けられるよう、精神科医師による専門的な相談を実施します。また、精神保健福祉に関する情報を発信し、適切に相談につながるよう普及啓発します。また、家族の理解を深めるための精神保健講座の開催や、家族会運営の支援、制度利用の相談支援を行います。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センター
-------	---	---------	--

19 健康で快適な暮らしを確保するための相談支援体制の充実

ねずみや衛生害虫の発生、ペットの適正飼養及び住環境等の問題について、区民からの相談を受け、問題解決に向けて対応します。また、赤ちゃんから高齢者まで、住み慣れた地域で健康・快適・安全な住まい及び住まい方が確保できるよう、啓発を行い支援します。

区担当部署	・衛生課	関連する団体等	-
-------	------	---------	---

20 権利擁護への対応の充実

○児童虐待に関する相談支援として、子どもの虐待を未然に防ぐため、育児負担のある保護者等の相談に応じ、児童相談所など関係機関と連携した支援を行います。また、地域で問題を早期に発見し対応するため、見守り体制やネットワークづくりを推進します。

○高齢者・障害者（児）虐待に関する相談支援として、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなど関係機関と連携し、相談や通報への迅速な対応・支援を行います。また、虐待傾向の分析、関係機関向けの勉強会の実施や普及啓発等、虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた取組を行います。

○地域包括支援センターなど関係機関と連携し、成年後見制度の普及啓発、利用支援を行います。また、親族による申立が困難な方について市長申立を行うなど、認知症高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援体制を構築します。

区担当部署	・高齢・障害課 ・地域支援課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センター ・地域療育センター ・子ども発達・相談センター ・地域包括支援センター ・障害者相談支援センター ・麻生区あんしんセンター
-------	-------------------	---------	--

21 専門機関等と連携した相談支援体制の強化

○地域みまもり支援センターを中心に、町会・自治会や民生委員児童委員など、地域の人と顔が見える関係づくりを進めるとともに、把握した様々な課題について相談支援機関との連携を強化し、複雑化・複合化した地域課題への支援体制を構築します。

○北部地域療育センター、子ども発達・相談センターとの連絡会議において、子育てに特別な支援を必要とする子どもについて情報を共有し専門職が連携して支援します。

○要保護児童対策地域協議会実務者会議において、要保護児童等の支援に関わる関係機関等が共通認識を持って支援にあたり、連携の継続性や支援の質の向上を図るため、要保護児童等とその支援に係る情報に関すること、要保護児童対策を推進するための啓発に関すること等を協議します。

○地域包括支援センター・障害者相談支援センターとの連絡会において、相談支援業務における個別課題解決に向けた情報交換や、地域づくりにおける課題発見や資源開発に向けた情報交換を行います。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域みまもり支援センター（地域ケア推進課、地域支援課、児童家庭課、高齢・障害課、保護課、衛生課、保育所等） ・地域連携担当、学校・地域連携担当 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・障害者相談支援センター ・児童家庭支援センター ・地域療育センター ・子ども発達・相談センター
-------	---	---------	--

基本目標 3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

基本方針 1

認知症にやさしいまちづくりの推進

重点項目3

22 認知症に関する普及啓発

- 認知症当事者や家族を見守る地域の応援者である認知症サポーターを養成する講座を開催し、認知症について正しく理解する人を増やします。また、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を推進します。
- 認知症当事者や認知症支援の関係者等が参加する「あさおオレンジプロジェクト」を開催し、認知症への理解の促進、認知症とともに暮らしていくための地域づくりについて検討し、取組を推進します。

区担当部署	・ 地域支援課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ あさおオレンジプロジェクト ・ 地域包括支援センター ・ 区社会福祉協議会
-------	---------	---------	---

23 認知症訪問支援事業

認知症訪問支援事業により認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

区担当部署	・ 高齢・障害課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター ・ 認知症サポート医 ・ 訪問看護師 ・ ケアマネジャー
-------	----------	---------	--

24 認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業

認知症等により行方不明となる恐れがある高齢者等を早期に発見できるよう、関係機関・近隣自治体と協力しながら、高齢者等の安全確保と家族への支援を行います。また、迅速な発見保護に努めるため、事前登録の促進を図ります。

区担当部署	・ 高齢・障害課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター ・ 警察署
-------	----------	---------	---



取組 22

あさおオレンジプロジェクトについて

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、「認知症にやさしいまち あさお」をテーマに掲げ、当事者も参加して取組を検討する会議の他、認知症サポーター養成講座や「認知症にやさしいお店」の表彰など、民間事業者や関係機関と連携し、様々な普及啓発を行っています。

【認知症サポーター養成講座】

地域住民、企業、団体等からの依頼を受け、認知症サポーター養成講座を実施しています。受講者には、ボランティアが作成したロバ君マスコットを渡しています（p.23 参照）。



企業に向けた講座の様子



地域での講座の様子



ロバ君マスコット

【認知症にやさしいお店の表彰】

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症にやさしい取組を継続している企業・団体等に対し「認知症にやさしいお店」として表彰を行い、感謝状とステッカーを渡しています。



ステッカー

【認知症講演会】

認知症当事者本人が体験談を語る講演会や食事支援に関する講演会を開催しています。



当事者の声を聴く認知症講演会

認知症になった人、なっていない人を分けるのではなく、ともに生きやすい社会であってほしい。もっと認知症のことを知ってほしいと感じた。

参加者の声



基本方針 2

地域ぐるみで子育てできる環境づくりの推進

25 地域で子育てを支える取組

保育所、地域子育て支援センター等では、子育てサロンや子育てグループの集まり、父親向け育児講座等で、親子のふれあいを促進する遊びの紹介や育児に関する情報提供・個別相談等を行うとともに、施設開放（園庭、室内）、あそびの会を行い子育て家庭同士の交流を促進し、地域の育児力向上を図ります。また、専門職（保育士・看護師・栄養士）が出張講座を行い、地域人材の発掘・育成につなげています。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等・地域連携担当 ・ 地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 地域子育て支援センター
-------	--	---------	--

26 大学と連携した子ども・子育て支援事業

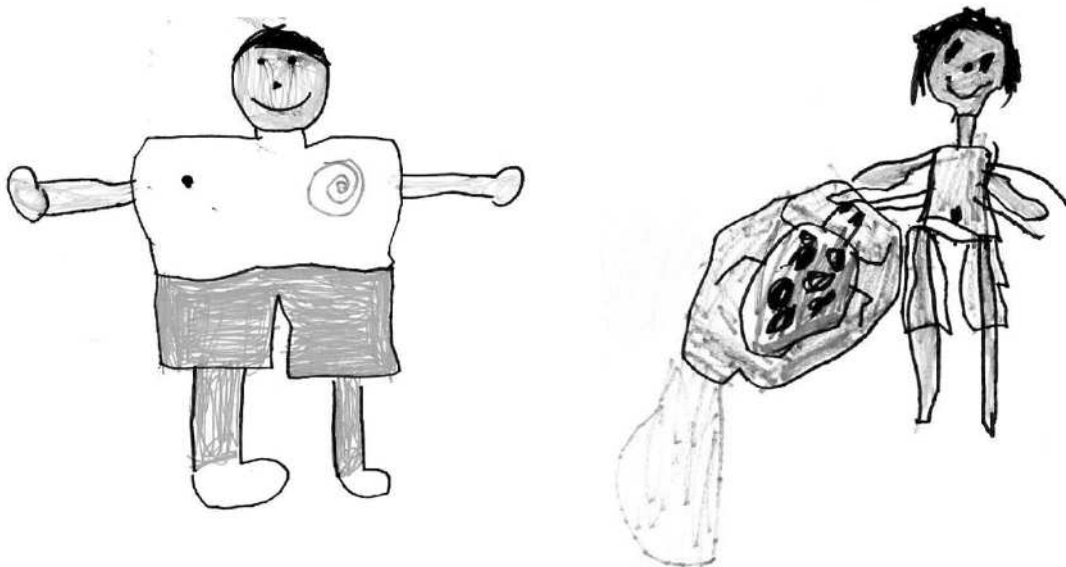
麻生区・大学 公学協働ネットワーク等を活用し、大学の専門性を活かした子育て支援に関するイベントを開催することで、子ども・子育て支援に取り組みます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア推進課 ・ 保育所等・地域連携担当 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内大学
-------	--	---------	--

27 麻生区子ども関連ネットワーク会議

子どもに関わる機関やボランティア団体などがネットワークを構築することで子ども・子育ての現状や課題を共有し、解決に向けて相互に連携を図っていきます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア推進課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに関わる機関・団体
-------	---	---------	--



区内の保育所に通う園児によるイラスト



取組 25

地域子育て支援センターの取組

区内には地域子育て支援センターが8か所（p.33 参照）あり、無料で利用できます。センターでは共通して以下の4つを柱に取り組んでおり、子育てされている方のニーズに合わせた講座やイベントを開催しています。

- 親子のふれあいと遊び場の提供
- 子育てに関する相談
- 子育て情報の提供
- 子育て講座・イベント



はじめて子育てする方に向けた保育講座



離乳食講座



取組 26

大学と連携した子ども・子育て支援事業について

麻生区では、「麻生区・大学 公学協働ネットワークに関する協定」に基づき、区内大学の専門性を活かした楽しいイベントを開催し、子育てを支援しています。



田園調布学園大学

あそぼう！けろけろ

田園チャイルド



日本映画大学

こども映画大学



昭和音楽大学

交流コンサート



和光大学

ファミリー体験学習 in 鶴見川



玉川大学

親子で体験アドベンチャー

基本方針 3

地域活動団体の交流の場づくり

28 あさお福祉まつり

区内福祉活動に関わる当事者団体やボランティアグループ、福祉施設等の活動紹介、作業所等製品の展示・販売等を通じて、区民の福祉活動への理解と関心を高め、地域活動への参加のきっかけづくりの場とするとともに、福祉活動団体の交流の場とします。

区担当部署	・地域ケア推進課	関連する団体等	・区社会福祉協議会 ・福祉活動団体
-------	----------	---------	----------------------

29 あさお子育てフェスタ

子育て関連施設や地域の団体等が催しを行い、子育て世帯に対し地域の団体や活動等の情報を提供するとともに、地域の団体とのつながりや子育て世帯同士の交流の場とします。

区担当部署	・生涯学習支援課 ・地域ケア推進課 ・地域支援課 ・保育所等・地域連携担当	関連する団体等	・子どもに関わる機関・団体 ・民生委員児童委員協議会
-------	--	---------	-------------------------------

30 あさおサークル祭

麻生市民館を使用しているサークル団体がその活動等の情報を発表し合い、サークル団体相互のつながりや地域住民との交流の場とします。

区担当部署	・生涯学習支援課	関連する団体等	・麻生市民館サークル連絡会
-------	----------	---------	---------------

31 希望のシナリオ実現に向けた取組

「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域づくりを進めるため、ソーシャルデザインセンターが有するコーディネート機能やプロデュース機能を活用しながら、多様な主体と連携して地域課題の解決に取り組みます。

区担当部署	・企画課	関連する団体等	・あさお希望のシナリオ実行委員会
-------	------	---------	------------------

32 麻生市民交流館やまゆりの活用促進

「麻生市民交流館やまゆり」を市民活動支援の区の拠点とし、情報や活動の場の提供及び助成事業など、新たな活動をスタートするきっかけとなるような支援及び活動を継続するための支援を行います。その中で、麻生市民館、麻生区社会福祉協議会と連携した「麻生区市民活動団体検索システム」のデータベースを活用しながら、地域人材を市民活動等につなげていきます。

区担当部署	・地域振興課	関連する団体等	・麻生市民交流館やまゆり
-------	--------	---------	--------------



取組 31 あさお希望のシナリオ実行委員会について

人や団体・企業、活動などをつなぎ、まちのひろば*を支援する麻生区版ソーシャルデザインセンター*開設に向けて、令和2（2020）年に「あさお希望のシナリオプロジェクト」を75名の区民で立ち上げました。

10年後の麻生区の理想の姿を想像した「みんながつながるみんなが輝く I LOVE ASAJO」をキャッチフレーズに検討を重ね、令和4（2022）年度には「あさお希望のシナリオ実行委員会」を設立しました。実行委員会では、ソーシャルデザインセンターに必要な機能検討のため、プロジェクトの実施等を行っています。



活動の様子（SDC-Car プロジェクト）

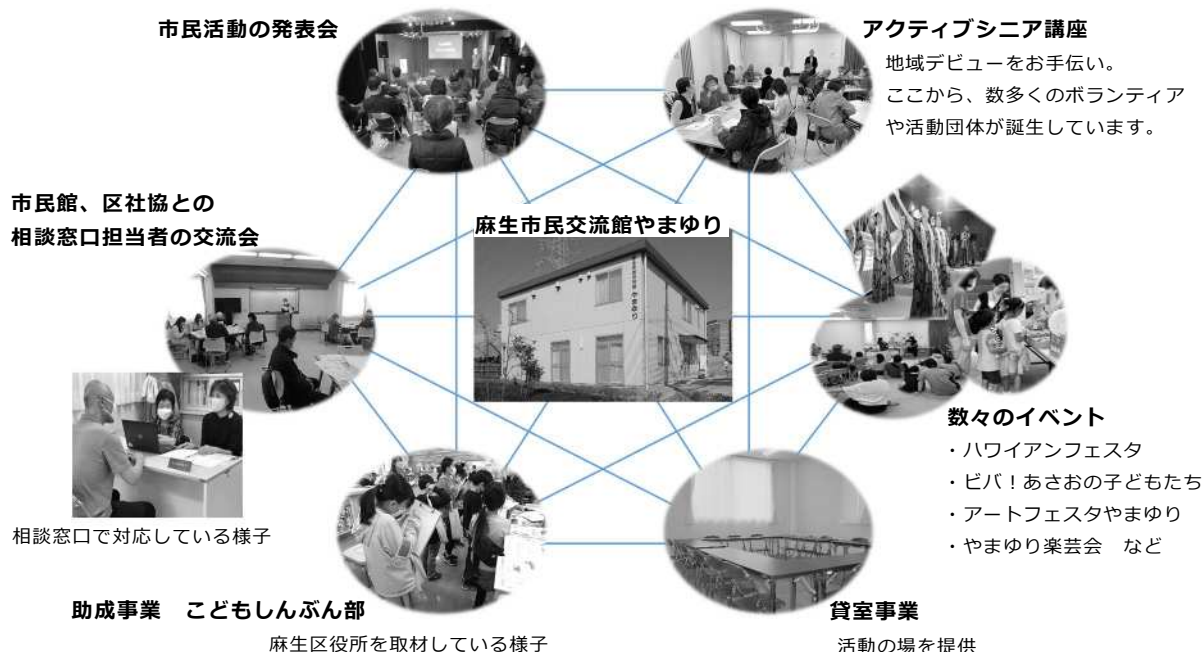
- ★ まちのひろば：身近な地域で誰もが気軽に集い、つながりができる場所。
- ★ ソーシャルデザインセンター：市民創発によって課題解決する区域レベルの「新たなしくみ」として、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革（ソーシャルイノベーション）を促す基盤（プラットフォーム）。

出典：これからのコミュニティ施策の基本的考え方



取組 32 麻生市民交流館やまゆりについて

市民活動支援の拠点として、市民活動団体への情報発信や発表の場の提供、助成金による支援や地域人材を発掘し区民講師としての活動へつなげる等、市民活動の発展に貢献しています。また、ボランティア活動や市民活動に関心のある方に活動団体を紹介したり、多様なニーズに対応して地域人材の情報を提供する等、区民交流を活性化させています。



基本方針 4

災害対応力の向上と防犯対策の強化

33 地域の防災活動支援

地域が互いに助け合う取組として、自主防災組織に対し訓練実施を促し、訓練内容に関する助言や活動助成金の支給等必要な支援を行うとともに、避難施設の状況把握や避難所運営会議の運営支援を行うこと等により、地域の災害対応力の向上を図ります。

区担当部署	・危機管理担当	関連する団体等	・町会・自治会 ・自主防災組織
-------	---------	---------	--------------------

34 区民の防災意識・防災スキルの向上

区民一人ひとりが災害に備える取組として、家庭での災害の備えや災害時の安全行動などについて、情報提供や普及啓発を行い、区民の防災意識や防災スキルの向上を図ります。

区担当部署	・危機管理担当	関連する団体等	・町会・自治会 ・自主防災組織
-------	---------	---------	--------------------

35 災害時要援護者避難支援制度

災害時要援護者避難支援制度を多くの区民に周知し、町会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら地域における避難支援体制づくりを推進します。

区担当部署	・危機管理担当 ・高齢・障害課 ・地域ケア推進課	関連する団体等	・町会・自治会 ・自主防災組織 ・民生委員児童委員協議会
-------	--------------------------------	---------	------------------------------------

36 災害時個別避難計画の作成支援

災害が発生又は発生する恐れがある場合の避難行動に支援が必要な人に対し、相談支援専門員や施設職員、ケアマネジャー等が災害時における具体的な避難方法等について一緒に考えながら、災害時の避難に関する個別避難計画について作成支援を行います。

区担当部署	・高齢・障害課	関連する団体等	・居宅介護支援事業所 ・障害者施設等 ・相談支援事業所
-------	---------	---------	-----------------------------------

37 防犯への対応力の強化

近年増加している特殊詐欺など区民を狙った犯罪への対策として、防犯パトロール団体・個人への物品貸与や防犯力向上につなげるための研修会の実施、区内で発生した犯罪等の情報を「麻生セーフティメール」で配信するなど、地域の防犯対応力強化に向けた支援を行います。

区担当部署	・危機管理担当	関連する団体等	・警察署 ・麻生区安全・安心まちづくり協議会
-------	---------	---------	---------------------------



取組 33・34 自主防災組織による防災活動について

○自主防災組織の運営

地域のことは地域で守るという考えのもと、主に町会・自治会単位で組織され、平常時には防災訓練などを実施し、災害時には初期消火活動や避難所を運営します。

○防災訓練の実施

消火訓練や応急救護などの訓練を定期的に行っています。



初期消火訓練

○避難所運営会議の開催

自主防災組織や施設管理者が定期的に行っています。

○防災資器材の購入・管理

担架、ヘルメット、救助道具などを購入し、自主防災倉庫で保管・管理します。



安否確認訓練

○災害時要援護者避難支援

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人を、地域で避難を支援する体制づくりを進めています。



取組 37 麻生セーフティメールについて

麻生区では特殊詐欺による被害が多発しています。だまされて大切な財産を奪われないためには、犯罪の手口を知ることが大切です。

麻生区役所では防犯への対応として麻生セーフティメールを発信し、特殊詐欺などの手口をはじめとする事件・事故の発生状況に加え、防犯や防災などを学べるイベントの案内など、役に立つ情報を配信しています。

みんなで登録し、安全・安心な毎日を過ごしましょう。

還付金詐欺急増中！
麻生区民がねらわれています。

**区役所から還付金のことで
ATM操作はお願いしません！**

被害を防ぐために
留守番電話にしておくことが有効です。

不審な電話があったら、すぐに麻生警察署へ
電話 044-951-0110

麻生区役所、麻生警察署、麻生区安全・安心まちづくり協議会

詳しくは区ホームページ
をご覧ください



麻生セーフティメール

検索

38 ひとり暮らし等高齢者見守り事業

ひとり暮らし等高齢者の安否確認と話し合いの機会を増やすことにより、地域社会で高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。民生委員児童委員の協力により、生活実態の把握と事業対象者の選定を行うための実態調査及び訪問による見守りを実施します。

区担当部署	・ 高齢・障害課	関連する 団体等	・ 民生委員児童委員協議会 ・ 地域包括支援センター
-------	----------	-------------	-------------------------------

39 地域福祉の担い手による地域情報交換会

コラム ▶ p 79

民生委員児童委員協議会、町会・自治会、地域包括支援センター、麻生区社会福祉協議会等が地域ケア圏域ごとに集い、情報共有・意見交換の場を設けます。互いの活動内容について理解を深め、相互に顔の見える関係を築くことで地域の支え合いネットワークの強化を図ります。

区担当部署	・ 地域ケア推進課 ・ 地域支援課	関連する 団体等	・ 民生委員児童委員協議会 ・ 町会・自治会 ・ 地域包括支援センター ・ 区社会福祉協議会
-------	----------------------	-------------	---

40 地域の生活支援コーディネーターと連携した地域づくり

区内介護サービス事業所に配置された生活支援コーディネーターと連携し、それぞれが収集した地域情報を共有するとともに、地域の方向士の交流の機会や意見交換の場を設けるなど、多様な主体が連携・協力する地域づくりを推進します。

区担当部署	・ 地域ケア推進課 ・ 地域支援課	関連する 団体等	・ 生活支援コーディネーター
-------	----------------------	-------------	----------------

41 麻生区高齢者見守りネットワーク事業

地域に密着し高齢者と接することの多い事業者と連携することにより、高齢者の異変を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざします。また、協力事業者及び関係機関による情報交換会を開催し連携の強化を図ります。

区担当部署	・ 高齢・障害課	関連する 団体等	・ 協力事業者 ・ 地域包括支援センター ・ 民生委員児童委員協議会
-------	----------	-------------	--

42 川崎市地域見守りネットワーク事業

異変が生じた状態や、何らかの支援を必要とする方々を早期に発見し、必要な支援を行うため、川崎市が協定を結ぶ地域の事業者からの通報を受け迅速に対応します。

区担当部署	・ 地域ケア推進課	関連する 団体等	・ 協力事業者 ・ 地域包括支援センター ・ 民生委員児童委員協議会
-------	-----------	-------------	--



取組 40

生活支援コーディネーターについて

多様化する住民の生活支援ニーズに対応するため、小地域（概ね小学校区程度）において「個別支援」と「地域支援」を有機的につなぎ合わせ、人と場、生活と地域をつなぐ取組として、地域の介護サービス事業所に生活支援コーディネーターを配置しています。

平成 31（2019）年にモデル事業がはじまり、麻生区内では令和 5（2023）年 10 月時点で、5 か所（p.33 参照）に配置されています。

個別支援

近所が心配している高齢者等へ個別のアプローチを試みます。本人と何ができるかを考え、本人の持つ力を生かし、役割や生きがいへつながるような支援を行います。

【例】

朝は身体がつかなくて、ごみが出せないの。夜なら、自分で出しに行けるのだけれど…。



ごみステーションは金属製のふた付きボックスだった。ご近所の方々が了承してくれたら、夜のうちにごみ出しが可能ではないか？



生活支援コーディネーター

ごみステーションを共有する近隣住民に、“夜間のゴミ出し”について説明し、すべての世帯が了承。

地域支援

居場所や仲間づくりを念頭に、イベントや講座を開催するなど、地域活動からのアプローチを試みます。

【区役所との連携事例】

区主催の介護予防教室に、生活支援コーディネーターが把握している高齢者や、活動意欲の高い地域の方に参加の呼びかけを行ったところ、地域住民を中心とした体操活動につながりました。

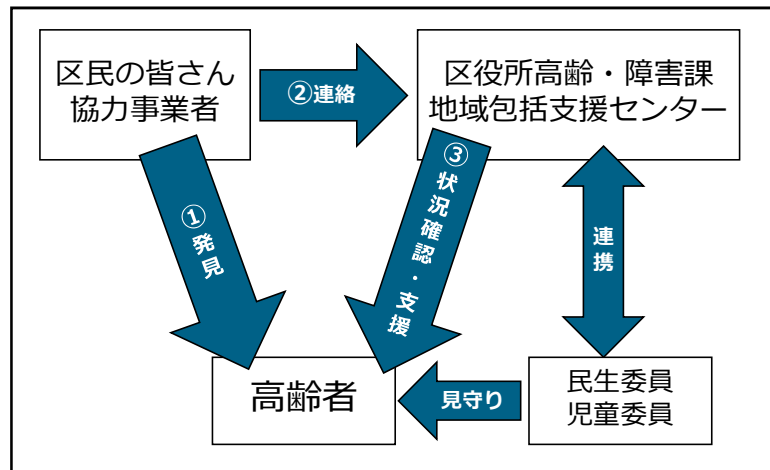


取組 41

麻生区高齢者見守りネットワーク事業について

高齢者が地域で安心して生活ができることをめざして地域の団体や事業者等と連携して高齢者の異変に早期に気づくために地域のネットワークづくりに取り組んでいます。

発見から支援の流れ



【協力事業者】

宅配弁当・郵便局・銀行・携帯電話会社・スーパー・新聞販売店・タクシー会社・鉄道会社・薬局 等

基本方針 6 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化

43 町会・自治会への活動支援

関係機関・団体等との連携を図りながら各種事業の実施を通して各町会・自治会の活動を支援することにより、安全・安心で明るく住み良いまちづくりを推進し、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

区担当部署	・地域振興課	関連する団体等	・町会・自治会
-------	--------	---------	---------

44 民生委員児童委員協議会への活動支援

区内6地区にある民生委員児童委員協議会の運営と地域活動等を支援します。麻生区民生委員児童委員協議会の事務局である麻生区社会福祉協議会と連携し、活動しやすい体制づくりに取り組みます。

区担当部署	・地域ケア推進課	関連する団体等	・民生委員児童委員協議会 ・区社会福祉協議会
-------	----------	---------	---------------------------

45 福祉関係団体への活動支援

日本赤十字社神奈川県支部麻生区地区の事務局業務や麻生区保護司会の事務局業務等を通じて、地域福祉の担い手を支援します。

区担当部署	・地域ケア推進課	関連する団体等	・日本赤十字社 ・保護司会
-------	----------	---------	------------------

46 地域包括支援センターとの連携

運営協議会の開催により、地域包括支援センターの適切な運営、活動の実態把握、課題等の検討を行い、支援体制の充実を図ります。また、区内7か所の地域包括支援センターと定期的な連絡会を実施し、情報の共有化を図り、連携の強化と活動の支援を行います。

区担当部署	・高齢・障害課 ・地域支援課	関連する団体等	・地域包括支援センター
-------	-------------------	---------	-------------

47 麻生区地域自立支援協議会との連携

麻生区内の障害者福祉関係機関のネットワーク構築や、障害者（児）への支援に関する協議や調整を行い、障害者の地域生活や就労に対する支援を推進します。

区担当部署	・高齢・障害課	関連する団体等	・障害者相談支援センター
-------	---------	---------	--------------

48 麻生区社会福祉協議会との連携

麻生区社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画と区の地域福祉計画を連動させ、区社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会と行政それぞれの取組が、区民にとって参加・利用しやすいものとなるよう、協議・連携体制を継続していきます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none">・地域ケア推進課・地域支援課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none">・区社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
-------	---	---------	--

49 麻生区在宅療養推進協議会との連携

区医師会発意のもと、在宅医療推進に向けて、区医師会を含めた多職種連携の検討会や、区民に対する啓発活動を行う協議会と連携して、医療に関する自助・互助の仕組みづくりや医療・介護の連携を促進します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none">・高齢・障害課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none">・区医師会・麻生区介護支援専門員連絡会
-------	---	---------	--

50 民間資源を活かした地域福祉活動の推進

社会福祉法人による公益的な取組や、民間企業・独立行政法人が所有する施設を活用した福祉イベント実施など、民間団体等と連携し、様々な地域資源を活用することで地域の課題へ対応するなど、地域福祉活動を推進します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none">・地域ケア推進課・地域支援課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人・民間企業・独立行政法人
-------	---	---------	---

51 地域包括ケアに関する会議

関係機関と連携し、「地域包括ケアシステム推進会議」「地域ケア圏域会議」「相談支援・ケアマネジメント推進委員会」により地域支援のためのネットワーク構築を推進します。

地域の課題について多職種、多機関で検討し、課題解決に向けた取組の実施や、成果を地域にフィードバックしていく方法について検討します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none">・地域ケア推進課・地域支援課・高齢・障害課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none">・町会・自治会・区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・地域包括支援センター
-------	---	---------	--

麻生区社会福祉協議会の活動をご紹介します

【川崎市麻生区社会福祉協議会とは】

麻生区社会福祉協議会は、地域福祉を進める中核的団体として、国の「社会福祉法」に規定される麻生区内の「地域福祉」を推進していくことを目的とした民間の福祉団体です。

地域住民をはじめ、民生委員児童委員や保護司などの福祉関係者、町会・自治会、福祉施設・関係機関、行政、ボランティアグループ、障害当事者団体などの参加・協力を得て、5つの事業委員会（ボランティア活動振興センター運営委員会、在宅福祉サービス委員会、広報啓発委員会、子育て支援委員会、移送サービス運営委員会）を設置し、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいます。

また、その他の取組としては、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、地区社会福祉協議会の支援、共同募金運動の推進、老人いこいの家の管理運営などを行っています。



麻生区社会福祉大会 表彰式典



移送サービス事業



赤い羽根共同募金 街頭募金

【ボランティア活動の振興・福祉教育の推進】

地域の福祉活動の担い手を養成し、地域の中にボランティア活動が根付いていくように、ボランティアを養成するための講座の開催、ボランティア体験、交流会を開催するとともに、ボランティアの相談を気軽にできる場所として「ボランティア相談コーナー」を開設するなど、ニーズの調整・マッチングを行っています。また、災害発生時のボランティア活動及び災害ボランティアセンターの取組について検討を行っています。

その他にも、小中学校等における福祉教育の支援や福祉教育に関する学校の先生と地域の方々や障害当事者などとの懇談会を通じて、次世代を担う子どもたちの共生意識の醸成にも取り組んでいます。また、小学生から大学生までを対象とした「夏休み福祉・チャレンジボランティア体験学習」（略してチャレボラ）を開催しています。子育て、高齢、認知症、障害支援の施設や地域活動など、幅広い体験を通して福祉に触れ、理解につながるようなプログラムを企画、実施しています。



福祉教育 小学校でのポッチャ体験



チャレボラ
認知症キッズサポーター養成講座

【地区社会福祉協議会の支援】

麻生区には、麻生東地区社会福祉協議会と柿生地区社会福祉協議会の二つの地区社会福祉協議会があります。

地域の福祉課題の解決に向けて、地域住民が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに「ささえあうこと」を目的に様々な活動を自主的に取り組む団体です。それぞれのエリアで、小地域での地域福祉活動を行っています。



麻生東・柿生地区社協共催 スマホ教室

【在宅福祉を考える取組】

地域が抱える生活課題に対して、地域住民自らの取組を支援するために「地域でともに生きるを考える懇談会」、「地域の関係づくりの大切さを考える講演会」を開催し、日頃からの地域づくりの大切さや誰もが地域社会の一員であることの理解を深め地域に広げることができるよう取り組んでいます。

地域のつながりを深め、お互いに顔の見える関係を築き、支え合い助け合うことができる地域力の向上をめざしています。



在宅福祉委員会主催 講演会

【子育て支援の取組】

地域の中で子育てを支え合い、誰もが安心して子育てができる環境づくりを目的に、子育て中の家庭を支援するため、親を対象とした子育てに関する講座（ペアレントトレーニングや子育てに関する講演会）やペアレントトレーニングの参加者交流会を開催するとともに、区内の子育てグループと関係機関等の交流会を開催するなど、グループ間の交流やネットワークづくりを進めています。



ペアレントトレーニング
参加者交流会

その他、地域福祉の推進のために、麻生区役所をはじめとする行政機関や関係団体と連携を図り、地域福祉の課題解決に向けて、取組を進めています。

麻生区社会福祉協議会

Web サイト



町会・自治会について

【町会・自治会とは】

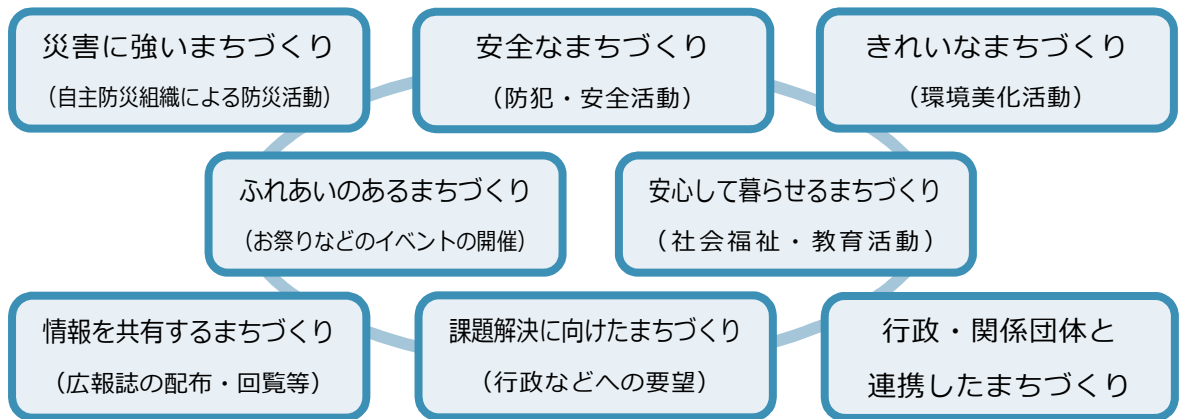
地域に住む人たちが、日頃の交流を通じて連帯と親睦を深め、地域における様々な課題解決に取り組み、明るく住みよい豊かなまちづくりをめざして、自主的に活動している団体で、生活の中で最も身近な住民組織です。

町会・自治会は地域で活動している民生委員児童委員、PTA、青少年指導員、スポーツ推進委員、福祉団体などとも連携し、まちづくりを進める中心的な役割を担っています。



町会による夏祭りの様子

【主な活動】



【加入するメリット】

- お祭りなどのイベントを通じて、地域のひとたちとのつながりが生まれる。
- 地域の身近な情報や、市や区などの情報を知ることができる。
- 防災訓練など、個人ではできない防災対策に参加することができる。
- 個人では解決が難しい課題を、町会・自治会という組織を通じて行政に要望ができる。
- ご近所同士の顔見知りの関係ができ、防犯・交通安全・福祉など、身近な協力者が得られる。
- 子どもの健全育成（楽しい行事への参加・新しい友達ができる など）



町会・自治会活動に参加することで、地域の人々と交流ができ、顔の見える関係をつくることができます。また、実際に災害が起きた場合などでは、日頃の交流により地域連携がスムーズにできます。地域において町会・自治会が果たす役割は非常に大きく、その必要性は極めて高いものとなっています。

民生委員児童委員について

【民生委員児童委員とは】

民生委員は、地域の推薦により選出され、無報酬のボランティアとして、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の公務員です。生活のことで悩みを抱えている方の相談を受けて、必要に応じ区役所や関係機関につながります。

すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員も兼ねているため「民生委員児童委員」と呼ばれ、子どものことから高齢者のことまで幅広く相談に応じています。

担当区域を受け持つ「地区担当民生委員児童委員」と児童福祉に関わることを主に担当する「主任児童委員」がいます。

民生委員児童委員は、地域で一番身近な相談相手です。活動内容は地域により様々ですが、やりがいを持って活動しています。

主な活動内容

- 地域の方からの相談を受ける。
- 見守っている高齢者宅を訪問する。
- 定例会への出席や研修に参加する。



取組 39 地域福祉の担い手による地域情報交換会について

麻生区では、6つの地域ケア圏域ごとに、地域で活動する住民・関係者が集まり、意見交換を行う地域情報交換会を開催しています。自分達が住んでいる・活動している地域をより良くするために、日頃から、顔の見える関係づくりの構築等を行っています。

~参加者の声~

初めてそれぞれの活動内容を知った団体もあり、具体的な困りごとの相談ができる機会ができて良かった

~参加者の声~

訪問の際に駐車場所に困っていたが、地域の中で駐車できる場所を確保してもらい解決することができた



令和4（2022）年地域情報交換会
麻生東第二地区

◆令和4（2022）年度実施内容◆

- ・ 民生委員児童委員協議会による地域版活動強化方策の説明
- ・ 地域包括支援センターによる活動内容の説明
- ・ 町会・自治会単位など、小グループに分かれて情報・意見交換
- ・ 連絡先の交換

祝 麻生区は 長寿日本一 になりました！ 祝

令和5（2023）年5月12日に厚生労働省が公表した「令和2年市区町村別生命表」によりますと、麻生区は男女ともに平均寿命*が全国で最も長くなりました。

～令和2年市区町村別生命表～

【上位5市区町村】

（単位：年）

順位	男性				女性			
	都道府県	市区町村		平均寿命	都道府県	市区町村		平均寿命
1	神奈川県	川崎市	麻生区	84.0	神奈川県	川崎市	麻生区	89.2
2	神奈川県	横浜市	青葉区	83.9	熊本県	上益城郡	益城町	89.0
3	長野県	上伊那郡	宮田村	83.4	長野県	下伊那郡	高森町	89.0
4	愛知県	日進市		83.4	滋賀県	草津市		89.0
5	京都府	木津川市		83.3	兵庫県	芦屋市		88.9

資料：厚生労働省 令和5（2023）年5月12日 報道発表資料「令和2年市区町村別生命表を公表します」

この市町村別生命表は、平成12（2000）年から公表され、今回で5回目ですが、男女ともに1位となるのは、初めての事です。公表後には、様々なメディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、海外メディア）等にも取り上げられています。



TVメディア取材の様子



令和5（2023）年度 あさお区民まつり
『長寿ブースエリア』を設置



麻生区民は健康意識が高い！

令和4（2022）年度川崎市実態調査では・・・

- ◆ 「15分程度なら歩くし、歩ける」と答えた高齢者の割合
88.2%（市内7区第1位）
- ◆ 「がん検診を定期的に行っている」と答えた高齢者の割合
34.9%（市内7区第2位）



* 平均寿命：各年齢において死亡数を人口で割った値（死亡率）を用いて算出する年齢構成の影響を受けない指標で0才の人が平均であると何年生きられるかという期待値を表しています。

緑が多く自然豊か！

麻生区の中心的な駅である新百合ヶ丘駅周辺は都心からのアクセスが良く、商業施設が充実しているなど利便性が高い一方で、本市の公園・緑地面積の約 1/4 を麻生区が占めており、農業振興地域である黒川・岡上・早野地区には田畑が広がるなど、緑豊かな自然環境を有しています。



新百合ヶ丘駅周辺



区民の憩いの公園



緑の多い環境

地域で行う活動がたくさん！

麻生区では、健康づくり、スポーツ、芸術・文化など、様々な分野で区民主体の地域活動が活発に行われています。



楽しく歩く健康ウォーク



身近なスポーツ活動



盛んな芸術・文化活動

麻生区は、都市部にありながら、緑に恵まれており、また、区民の皆さんの健康への意識が高いことが、長寿日本一の結果につながったと考えております。

今後は、地域活動等を通して地域貢献するという喜びを生きがいにつなげていただくとともに、健康寿命を延ばす取組を進めていきます。



➤ 麻生区は、『健康長寿』の取組を進めています。

健康情報や地域活動情報(二次元コード)を記載した『健康づくり応援ステッカー』を配布中！



『健康づくり応援ステッカー』



長寿日本一



あさお地ケア川柳コンテスト 受賞作品発表

麻生区が長寿日本一になったことを記念して、誰もが共感できる「自助」・「互助」をテーマとした地ケア川柳コンテストを開催しました。この度、応募いただいた100作品の中から受賞作品（大賞・特別賞）を発表いたします。

一般の部 大賞作品

支え合う
勇気は心の
バリアフリー
民児委員ー回生

こどもの部 大賞作品

声掛けが
麻生の街を
光らせる
うさぎとかもめ

一般の部 特別賞作品

笑顔の輪 麻生の地から育てる和 サバラン
いつまでも老いのおしゃべりつづく坂 みち
時こえて坂でつながる 麻生の子 ジャイ子
うす味は健康願う愛の濃さ みちこ
健康は習慣が作る宝物 かい

こどもの部 特別賞作品

麻生区は 長生きの町 ぼくの町 たけゆう
生き活きと歩くあさおの 散策路 YUS
あさおきて毎日走る 麻生川 あつくん
お隣さんつながり見守り 支え合う そうた
こんにちははこの一言でみな笑顔 えだまめ

資料編

1

第7期麻生区地域福祉計画策定の経過

	日時	主な議題
第1回推進会議	令和5(2023)年 6月16日(金) 13:00~15:00	第6期麻生区地域福祉計画の進捗状況及び令和4年度評価について 第7期麻生区地域福祉計画の策定について ・第7期川崎市・各区地域福祉計画策定・推進指針について ・第7期麻生区地域福祉計画全体スケジュールについて ・麻生区の現況(川崎市地域福祉実態調査結果分析、統計データ結果) ・第7期麻生区地域福祉計画 基本理念と基本目標について ・第5期麻生区地域福祉活動計画について
第2回推進会議	令和5(2023)年 7月28日(金) 13:00~15:00	第7期麻生区地域福祉計画の策定について ・第6期計画の振り返りについて ・第7期計画の構成と具体的な取組(案)について ・第7期計画における重点項目と評価指標(案)について ・第7期計画における地域ケア圏域の概要(案)について
第3回推進会議	令和5(2023)年 9月27日(水) 13:00~15:00	第7期麻生区地域福祉計画の策定について ・第7期麻生区地域福祉計画(案)について ・今後の地域福祉計画策定スケジュールについて
パブリック コメント	令和5(2023)年 12月1日(金) ~令和6(2024)年 1月22日(月)	意見募集
説明会	令和6(2024)年 1月14日(日)	地域福祉・高齢・障害計画説明会
第4回推進会議	令和6(2024)年 2月28日(水) 13:00~15:00	第6期麻生区地域福祉計画の進捗状況について 第7期麻生区地域福祉計画の策定について ・市民説明会及びパブリックコメントの報告 ・計画案の最終修正と概要版について 地域包括ケアシステム推進に向けた取組について

2

あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム 推進会議開催運営等要綱

(設置)

第1条 この要綱は、あさお福祉計画（以下「福祉計画」という。）及び地域包括ケアシステムに係る取組を推進するため、あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、福祉計画及び地域包括ケアシステムの推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 福祉計画の進捗状況に関すること
- (3) 麻生区における地域包括ケアシステムの推進及びネットワーク構築に関すること
- (4) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募市民

2 前項の委員のほか、特別及び専門的事項に関する意見を求めるため、区長において必要があると認めるときは、推進会議に臨時の委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、あさお福祉計画の計画期間と同一とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱（26川麻地保第1241号）は廃止する。

(あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前のあさお福祉計画推進会議開催運営等要綱第3条の規定により就任を依頼されたあさお福祉計画推進会議の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定により会議の委員として就任を依頼されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

3

あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム
推進会議委員名簿

(順不同 敬称略)

	区 分	氏 名	所 属
1	学 識	村井 祐一	田園調布学園大学
2	区 民	岡倉 進	公募区民
3	区 民	伴 行江	公募区民
4	区 民	増田 いづみ	公募区民
5	団体推薦	高橋 慶子	麻生区町会連合会
6	団体推薦	岡部 俊幸	NPO 法人あさお市民活動サポートセンター
7	団体推薦	○森 眞澄	麻生区民生委員児童委員協議会
8	団体推薦	◎吉松 昭彦	川崎市医師会麻生区医師会
9	団体推薦	吉垣 君子	子ども関連ネットワーク会議
10	団体推薦	小山 景子	麻生区地域包括支援センター連絡会議
11	団体推薦	河村 裕孝	麻生区地域自立支援協議会
12	団体推薦	佐野 幸子	麻生東地区社会福祉協議会
13	団体推薦	依田 明子	柿生地区社会福祉協議会
14	関係機関	高橋 由加	麻生区社会福祉協議会

◎委員長 ○副委員長

任期：令和6（2024）年3月31日まで

※令和5（2023）年10月1日現在

市地域福祉計画 概要

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成26（2014）年度に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下、「推進ビジョン」という。）を策定しました。

（１）社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進行は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

（２）策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を定めています。この法律では、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市では、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられます。そこで、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始めました。一方で、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

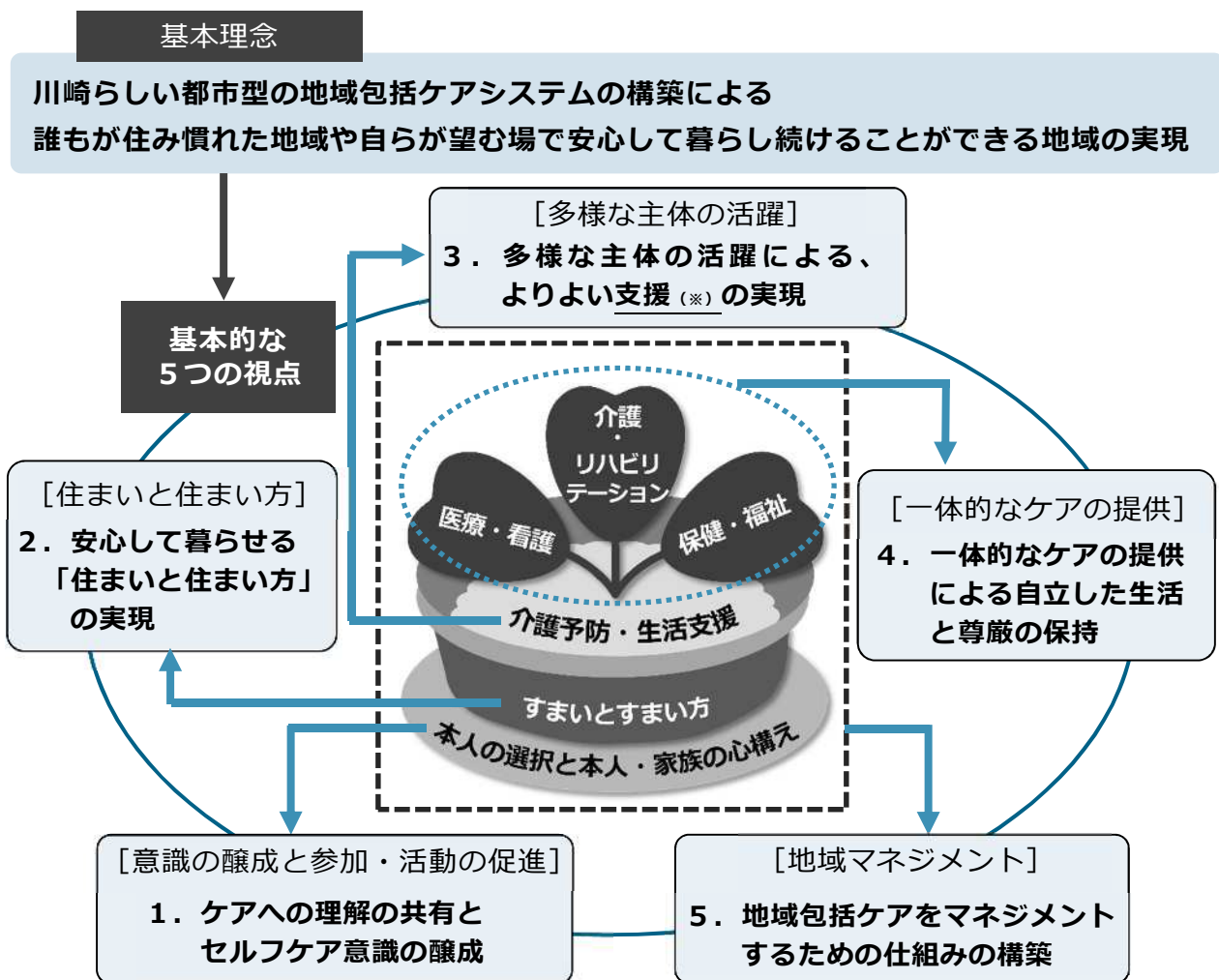
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

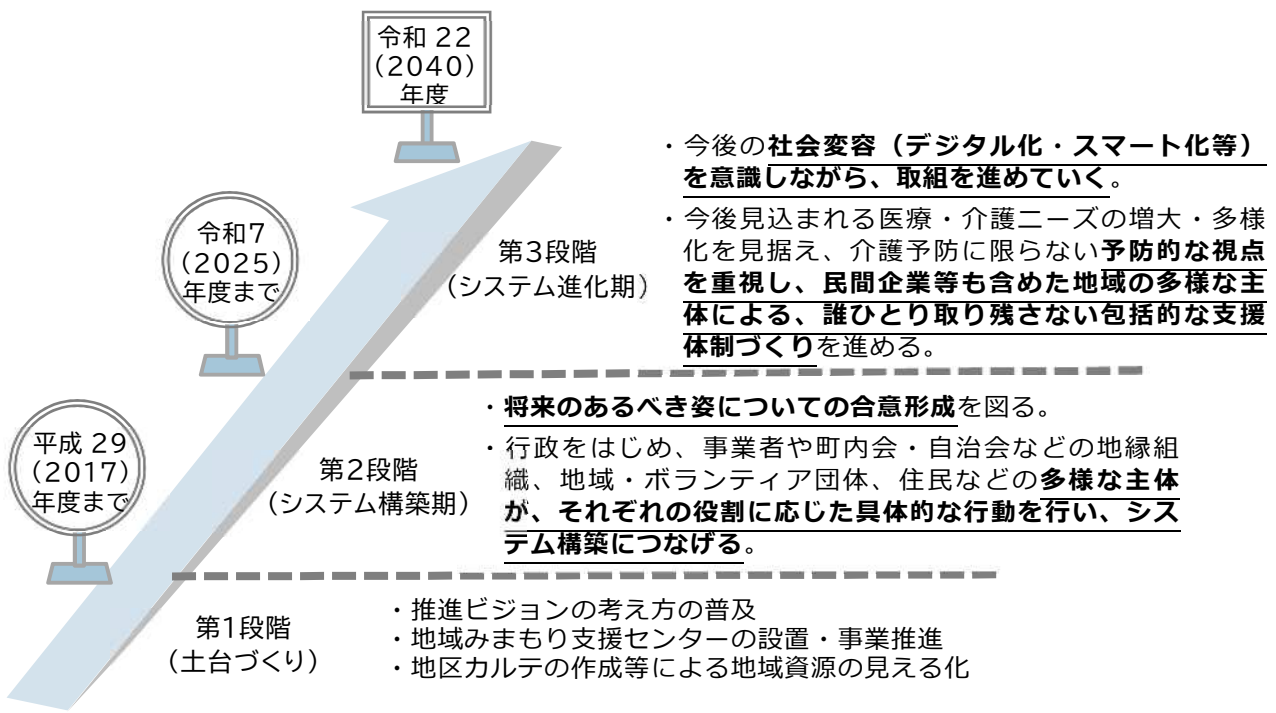
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8（2026）年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年*以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる8050問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第3段階の「システム進化期」に向けては、令和7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めていきます。また、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、DX（デジタルトランスフォーメーション）等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和22（2040）年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



* 令和22（2040）年：いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上高齢者（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成28（2016）年4月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアウトリーチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関等との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

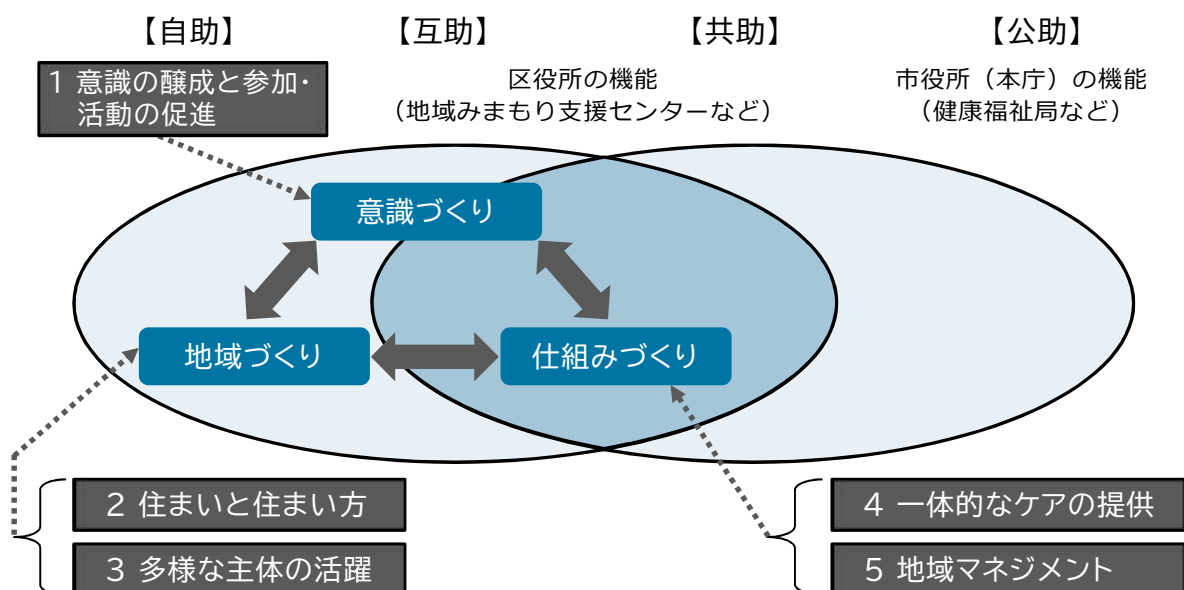
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内での個々人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成31（2019）年4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



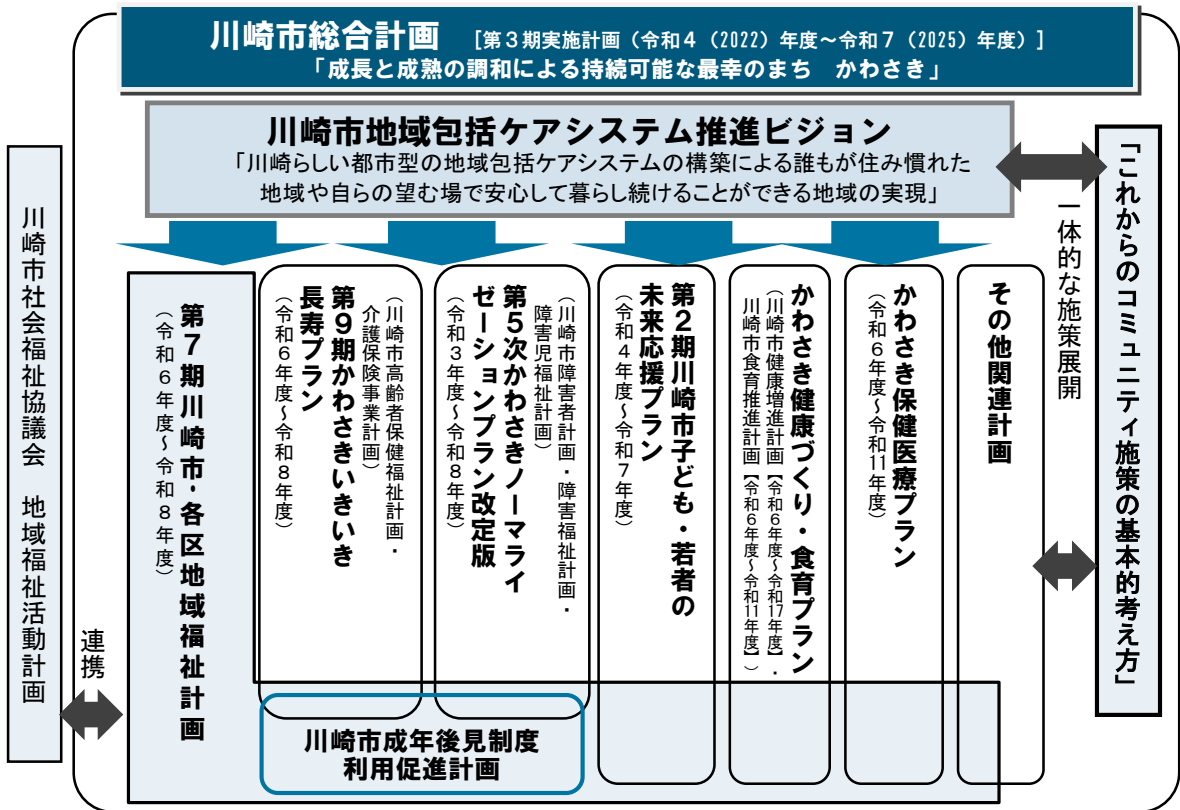
(3) 地域福祉計画と関連個別計画等の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和5（2023）年度）の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を行いました。そこでは市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこと、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であること、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があることを確認しました。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3

第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」

～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

第7期計画への課題

【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつなげられる連動した仕組みづくりを一層進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携をより一層進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

（1）地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

（2）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31.5万人（令和4（2022）年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16.8万人から、令和7（2025）年には20.5万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和12（2030）年頃の人口のピークを経て、令和27（2045）年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7（2025）年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7（2025）年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7（2025）年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7（2025）年以降の当面想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年以降の 当面想定される課題	令和7（2025）年以降の 地域福祉のめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。

	現状の課題と令和7（2025）年以降の 当面想定される課題	令和7（2025）年以降の 地域福祉のめざす姿
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結び付かない人を地域の中で気にかかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声を上げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

(1) 計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査の二ーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」、「⑤地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

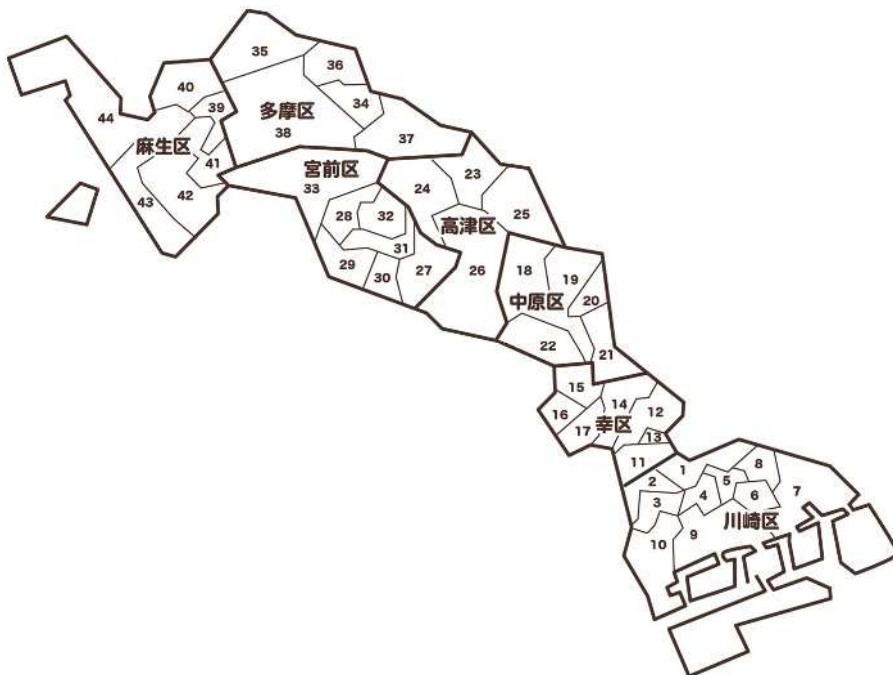
人口150万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきが得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置付けた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。



【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

(令和5(2023)年4月1日現在)

	圏域	圏域の考え方
第3層	<p>(小地域)</p> <p>※住民同士の顔の見える関係づくりが行われており、行政がこれを支援する圏域</p> <p>町内会・自治会(650)</p> <p>小学校区(114校区) など</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 <p>など</p>
第2層	<p>(中地域)</p> <p>地域ケア圏域(44圏域)</p> <p>※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域</p> <p>人口平均 約3.5万人</p> <p>中学校区(52校区)</p> <p>地区社会福祉協議会(40地区)</p> <p>地区民生委員児童委員協議会(56地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 ・今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。
第1層	<p>(行政区域)</p> <p>人口 約17万人~26万人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	<p>(市域)</p> <p>人口 約154万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

6

第7期計画の実施状況の点検・見直し

本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

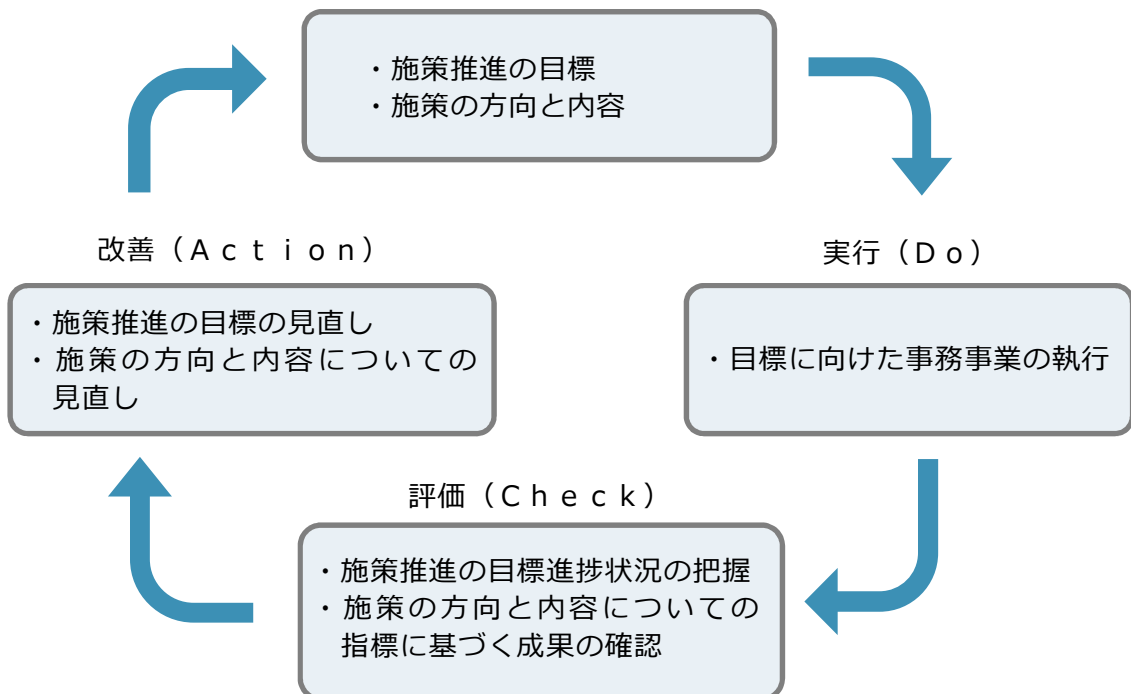
あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、P D C Aサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和9（2027）～令和11（2029）年度）につなげます。

【P D C Aサイクル】

計画（P l a n）



第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本目標】

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(3) 地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(4) 権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
・あんしんセンターの運営支援
・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(3) 活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4) 地域における移動手手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸福寿プロジェクト

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

(2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

表紙絵や計画書内のイラストは、区内保育所に通う園児に、「(自分たちが)大きくなったら」をイメージして描いてもらいました。



あさお福祉計画

第7期麻生区地域福祉計画

(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

【発行年月】 令和6(2024)年3月発行

【編集・発行】 川崎市麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課

〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1

T E L 044-965-5303

F A X 044-965-5169

あさお福祉計画



計画期間 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度